

高等教育の修学支援新制度 授業料等減免事務処理要領

(第1版) (案~~2~~)

まえがき

本要領は、「大学等における修学支援のための法律」に基づき、授業料及び入学金（以下「授業料等」という。）の減免に関する事務処理の標準的な手順、内容等についてまとめたものです。

各大学（短期大学を含む。）、高等専門学校、及び専門学校並びに都道府県及び指定都市においては、授業料及び入学金の減免が、低所得者世帯の学生等であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等に修学することができるよう、その修学に係る経済的負担の軽減を図ることにより、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するため、真に支援が必要な低所得者世帯の学生等に対して支援を行うものであることを改めて御認識いただき、円滑な制度の実施のため、本要領に沿って実施していただくよう、お願いします。

文部科学省高等教育局学生・留学生課高等教育修学支援準備室

第1版 令和~~2~~元年~~1~~12月

目次

用語の解説	5
支援措置の対象となる学生等の認定及び減免費用の交付手続の流れ（参考）	6
授業料等減免実施のスケジュール概要（予定）	7
第1章 授業料等減免に関する大学等での標準的な事務	8
第1節 授業料等減免の認定等に関する事務（学生等—学校間の手続き）	9
（1）学生等からの申請に関する事	9
（2）対象者の認定要件に関する事	10
（3）減免の実施に関する事	16
1）実施のスケジュール	17
2）選考、認定に関する事	21
3）減免額の算出	23
4）入学金減免の取扱い	29
5）入学金、前期授業料の徴収猶予、還付	29
（4）認定結果の通知に関する事	30
（5）減免実施後の授業料等の徴収	31
第2節 支援の継続に関する事務	32
（1）継続願に関する事	32
（2）適格認定に関する事	32
1）学業成績の判定	33
2）収入額・資産額等の判定（施行規則第13条関係）	39
（3）大学等ごとの支援状況の公表に関する事	40
第3節 減免費用の申請、交付に関する事務（年度当初の申請、交付）（大学等—支弁者の手続き）	42
（1）交付申請に関する事	42
1）交付申請の申請先（支弁者）と費用負担者	42
2）交付申請の対象となる学生等の考え方	43
3）交付申請の方法	44
4）提出書類	50
5）交付申請書等の作成方法	50
6）申請期限	55
（2）交付決定に関する事	56
（3）請求・支払に関する事	56
第4節 減免費用の変更申請、変更交付に関する事務（大学等—支弁者の手続き）	57
（1）変更交付申請に関する事	57
（2）変更交付決定に関する事	67
（3）請求、支払に関する事	67
第5節 減免費用の実績報告、額の確定に関する事務	68
（1）実績報告に関する事	68
（2）額の確定に関する事	76
第6節 学籍または支援を受ける資格の異動等に伴う事務（休学・懲戒処分等）	79

(1) 休学による認定の効力の停止	79
(2) 懲戒処分による認定の取消し及び効力の停止	80
(3) 早期卒業、除籍、自主退学等	82
(4) 在留資格の変更	83
(5) 支援対象者からの申出による停止（辞退）	84
(6) 支援対象者の留学	86
第7節 転学・編入学等に伴う事務	87
(1) 転学・編入学等の場合の支援対象者と支援期間	87
(2) 同一の大学等において、学部等の相互の間で異動する場合の手続き	88
(3) 異なる大学等の中で、転学・編入学等する場合の手続き	89
第8節 家計が急変した学生等への支援に関する事務	91
(1) 概要（ポイント）	91
(2) 対象者に関する事	91
(3) 学生等からの申請に関する事	94
(4) 選考・認定に関する事	95
(5) 認定結果の通知に関する事	95
(6) 継続願に関する事	95
(7) 適格認定に関する事	96
(8) 減免の実施に関する事	97
第9節 授業料減免のみ申し込む者の扱いについて	100
(1) 学生等が授業料減免のみ申込を希望する場合（給付型奨学金への申込を希望しない場合）	100
(2) 学生等からの申請に関する事	100
(3) 選考、認定に関する事	102
(4) 認定結果の通知に関する事	103
(5) 交付申請に関する事	104
(6) 交付決定に関する事	105
(7) 請求・支払に関する事	105
(8) 継続願に関する事	105
(9) 適格認定に関する事	106
(10) 転学・編入学等に伴う事務手続きに関する事	106
(11) 家計急変の対応に関する事	107
(12) 機構の無利子奨学金を申込・利用している学生等について	108
第10節 不正への対応	109
(1) 学生等による虚偽申告その他不正に関する事	109
(2) 大学等による不正に関する事	110
第11節 確認大学等でなくなった場合の取扱い	111
第2章 授業料等減免に関する費用支弁者（国（私学事業団を含む）、都道府県・市町村）での標準的な事務	113
第1節 交付決定に関する事務	115
(1) 交付申請書の受理	115
(2) 交付申請書の確認	115
(3) 交付決定	118

(4) 交付金の支払	119
第2節 変更交付決定に関する事務	120
(1) 変更交付申請書の受理	120
(2) 変更交付申請書の確認	120
(3) 変更交付決定	123
(4) 交付金の支払	123
第3節 減免費用の実績報告、額の確定に関する事務	124
(1) 実績報告書の受理	124
(2) 実績報告書の確認	124
(3) 額の確定に関すること	126

巻末資料

- 参考資料1 大学等に進学するまでの期間に関する要件
- 参考資料2 生計維持者に係るQ&A
- 参考資料3 入学前に学生が利用可能な支援制度
- 参考資料4 家計急変時の支援に関する学生への案内
- 参考資料5 高等教育段階の教育費負担軽減に関する新たな制度の実施における市町村
民税情報の提供の円滑化に関する協力依頼について（事務連絡）
- 参考資料6 減免額算定基準額の算定における海外居住者の扱いについて（案）
- 参考資料7 家計急変の場合の減免額算定基準額の算定について ~~（追って提示予定）~~
- 参考資料8 減免額算定基準額の算定における、進学のために本人が離職した場合の扱
いについて（案）

各種様式

用語の解説

- 「機構」とは、独立行政法人日本学生支援機構をいう。
- 「大学等」とは、大学、短期大学（認定専攻科を含む）、高等専門学校（認定専攻科を含む）及び専門学校（専修学校（専門課程））をいう。
- 「学生等」とは、大学、短期大学（認定専攻科を含む）、高等専門学校（第4学年・第5学年及び認定専攻科に限る）の学生、専門学校の生徒をいう。
- 「認定専攻科」とは、学位規則（昭和28年文部科学省令第9号）第6条第1項に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす認定した、短期大学及び高等専門学校の専攻科をいう。
- 「休学」とは、大学等が定める正規の手続きを経て認められた期間を休学するものをいう。
- 「修得単位数」には、専修学校設置基準第20条第1項に基づく単位制数によらない専門学校において履修修得した科目の単位時間数を含み、「標準単位数」には、同様に単位時間数に基づき算定した標準時間数を含む。

- 「予約採用」「在学予約」「在学採用」とは、それぞれ下表に示す通り、機構の給付型奨学金の採用パターンをいう。
- 「進学届」とは、それぞれ下表に示す通り、給付型奨学金制度における届出のことをいう。

※ 授業料等減免の事務は、給付型奨学金に係る事務と連動して実施することとなる。給付型奨学金の採用事務（申請から対象者認定まで）は、下表の通り、3つのパターン別々に実施しており、それぞれ手続きの内容や時期が異なるため、授業料等減免の事務においても留意が必要となる。

◇給付型奨学金の採用事務（申請～対象者認定）

	予約採用	在学予約（※）	在学採用
募集時期	2019年夏 （高校等を通じて実施）	2019年11月	2020年4月
対象者	2020年度進学予定者	2020年度進級予定者 （2019年度在学者のうち卒業予定者を除く）	2020年度在学者
採用決定時期	2019年12月頃、予約採用候補者を決定 2020年4月、「進学届」提出後に採用決定	2020年4月	2020年7月頃

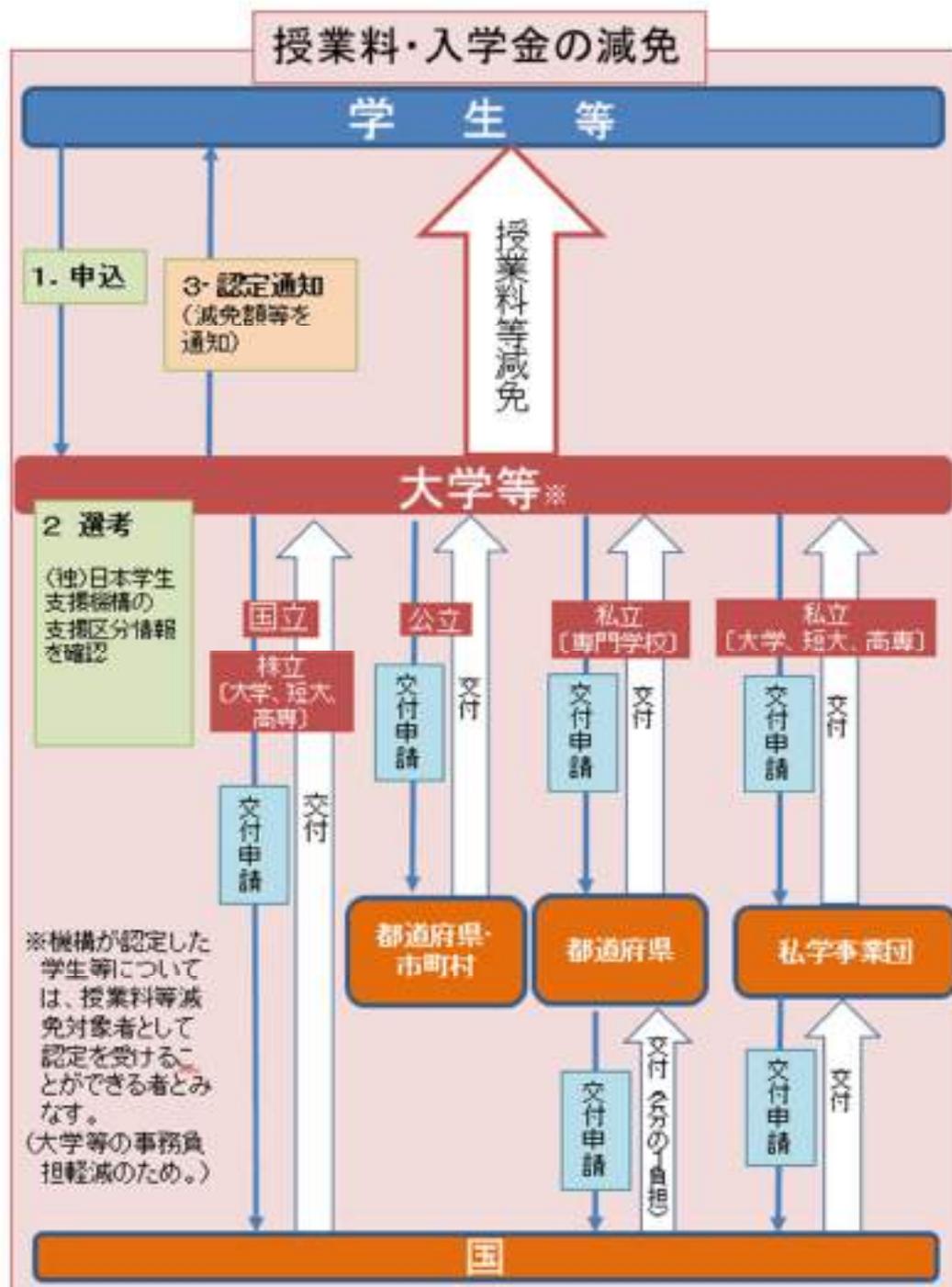
（※）在学予約は、初年度のみ実施。

- 本要領（案）において、主な関係法令については、下表の略称を用いる。

略称	法令名
修学支援法	大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）
施行令	大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号）
施行規則	大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）
機構法	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）
機構政令	独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）
機構省令	独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）

※ 本要領（仮）で示す各種様式のうち、減免費用の申請及び交付に関する様式については、交付要綱において示すものが正式なものとなる。このため、本要領で示す様式についても、交付要綱に沿って変更することがあり得るものである。

支援措置の対象となる学生等の認定及び減免費用の交付手続の流れ（参考）



※ ここでいう「大学等」とは、修学支援法第7条第2項の確認要件（機関要件）を満たすことについて確認を受けた大学等である。

授業料等減免実施のスケジュール概要（予定）

2019年			
9月下旬	対象大学等の公表（文部科学省）		
10月	説明会の開催（文部科学省）		
	予約採用	在学予約（初年度のみ）	在学採用（注1）
11月以降		在学予約申請者からの認定申請書提出 （在学生→大学等） ※提出時期は11月以降で各大学等にて設定	
（進学・進級時）	認定申請書提出 （予約採用候補の新入生→大学等） ※入学手続き等の際に申請書を提出するよう案内	成績要件の確認（大学等）	認定申請書提出 （在学採用希望の新入生／在学生→大学等） ※入学手続き等の際に申請書を提出するよう案内
2020年度			
4月	進学届提出（学生等→機構）	現況届提出（学生等→機構）	
5月	支援区分の確認（大学等） 減免の認定（大学等） 減免認定通知書の送付〔大学等→学生等〕		
5月末	減免費用の交付申請書の提出（大学等→各支弁者）（注2）		
7月	交付決定通知の送付（各支弁者→大学等） 概算払いの請求（国立大学、私立大学、短大、高専→各支弁者）（注2）		支援区分の確認（大学等） 減免の認定（大学等） 減免認定通知書の送付（大学等→学生等）
8月頃	継続願の提出（学生等→大学等） 初回申請分概算払い（各支弁者→大学等）（注2）		
10月	新たな支援区分の確認（大学等） 適格認定結果の通知（大学等→学生等） 減免費用の変更交付申請書（追加分）の提出（大学等→各支弁者） ※減免費用が不足する場合のみ		
12月	変更交付決定通知（追加分）の送付（各支弁者→大学等） 概算払い（追加分）の請求 （国立大学、私立大学、短大、高専→各支弁者）（注2）		
1月頃	概算払い（追加分）（各支弁者→大学等）		
3月	適格認定の実施（大学等）		
2021年度			
4月	実績報告（大学等→各支弁者） 額の確定（各支弁者→大学等）		

注1：新入生（予約採用ができなかった者）と在校生（在学予約ができなかった者）のいずれも申込みの対象となる。

授業料等減免についても給付型奨学金の在学採用と同様、年2回、4月及び10月を支援の始期とすることを標準とする。なお、4月より前に支援始期を4月とする授業料等減免の申請を開始した場合は、当該申請時点では給付型奨学金の申請開始前であるため、当該申請者については4月になってから給付型奨学金が申し込まれていることを併せて確認すること。

注2：公立の大学等や私立の専門学校の交付申請等スケジュールについては、各都道府県・市町村により異なる。

第1章 授業料等減免に関する大学等での標準的な事務

- 修学支援法に基づき、機関要件の確認を受けた大学等は、大学等の定める日までに、支援の要件を満たす新生（編入学生を含む）及び在籍生から授業料等減免の認定申請書の提出があった場合、選考を行ったうえ認定を行い、その結果を申請者に通知する。（学生等からの申請→選考→認定→通知）
- 大学等の定める日までに、授業料減免対象者から継続願の提出があった場合、授業料減免の支援を継続するものとする。学生等は学業成績等や家計の経済状況に関する要件確認（適格認定）を受け、要件を満たすことが必要である。
- 大学等で実施した授業料等の減免に要する費用は、支弁者にその交付を申請する。大学等は支弁者による確認、交付決定を経て、減免費用の交付を受ける。後期の減免を実施した結果、年間の減免所要見込額が既に交付された金額を超える場合には、変更交付の申請を行い、追加で不足分の額の交付を受ける。年度終了後には実績報告とともに額の確定を行い、不要・不足額の調整を行う。
- 新制度における授業料等減免及び給付型奨学金による支援は、4月又は10月のいずれかを支援期間の始期とする。（ただし、入学月が4月または10月でない場合や家計が急変した学生等への支援の場合は、この限りではない。）
- 授業料の減免は、学年を前期と後期に分けて、2回実施することを基本とする。授業料の徴収や減免の時期、期間、方法など、各大学等の定めるところにより実施することは妨げないが、減免対象者の認定に係る事務、減免費用の交付申請に係る事務手続きについては、この要領による。
- 支援期間中に学生等が要件を満たさなくなった場合や学生等に学籍異動等があった場合の、支援の打ち切り、停止、再開等に係る事務手続きについてもこの要領による。

第1節 授業料等減免の認定等に関する事務（学生等—学校間の手続き）

（1）学生等からの申請に関すること

①申請書

各大学等において、授業料等減免の認定申請書を雛形（A様式1）に基づき定め、希望者に配布すること。

各大学等で様式を作成する際は、雛形に記載されている記入項目を全て含めることとし、項目の削除は行わないこと。なお、各大学等で項目を増やすことは可能とする。

（留意点）

ア 認定申請書は、入学予定者に入学手続で求める各種書類を配布する際に加えておこなど、入学後速やかにかつ円滑に減免の手続きが進められるよう、できるだけ早期に新入生に配布すること。

イ 在学生に認定申請書を配布するにあたって、速やかにかつ円滑に減免の手続きが進められるよう、できるだけ早期に配布すること。

ウ 例えば、各大学等のホームページから認定申請書をダウンロードできるようにするなど、申請者の利便性に配慮すること。

エ 学生等が同時に二以上の確認大学等に在学する（例えば、A大学に在籍しつつB大学の通信課程にも在籍する）ときは、いずれか一つの確認大学等（大学設置基準第43条に規定する共同教育課程に在籍する場合は本籍を置く大学）に申請を行うよう指導すること（支援法施行規則第11条第1項）。なお、給付型奨学金の手続きも、同一の大学等において行うこととなる。

オ 認定申請書には機構の給付型奨学金の申込みについて確認する項目を設けること。（認定申請書のA様式1「機構の給付奨学金に関する情報」欄を参照）

授業料等減免と給付型奨学金の対象者の要件は一致しており、機構の給付型奨学金の認定を受けた者は授業料等減免対象者としての認定を行うべき者とみなすことができるため、必ず機構の給付型奨学金の申込みを行っていることを確認すること。（給付型奨学金の申込みを行わない場合には、認定のための要件の確認を機構が行うことができないため、大学等が全て行うこととなる。この場合の事務処理については本章第9節を参照。）

カ なお、給付型奨学金に未申請の者については、次のように案内（指導）することが考えられる。

①授業料等減免の認定申請を行う時点で給付型奨学金の申込受付期間中であれば、あわせて給付型奨学金の申込を行い、認定申請書の「機構の給付奨学金に関する情報」欄を記入して提出

②授業料等減免の認定申請を行う時点で給付型奨学金の申込受付期間でなければ、いったん認定申請書を提出しつつ、給付型奨学金については直近の申込期間に申込を行い、認定申請書の「機構の給付奨学金に関する情報」欄を追って記入

キカ 申請者が機構の給付型奨学金の予約採用候補者である場合、機構からの採用候補者決定通知のコピーを申請書に添付させること。（在学予約者には決定通知はなし）

クキ 申請者が機構の給付型奨学金の予約採用候補者である場合、入学後すぐに機構の「進学届」の手続きをするよう指示すること。「進学届」の手続きが遅くなれば、進学先の大学等において、機構の奨学金業務システム（以下、機構システム）による当該学生等の情報が確認できるようになる時期が遅くなるため、その減免費用の申請に影響を及ぼすこ

とに留意すること。

②申請の時期と期限

申請時期と支援始期との関係は下表の通りとなる。

	申請時期	支援の始期
i	入学前、又は入学後3カ月までの間で、各大学等が設定した提出期限	入学月分から減免
ii	(入学後3カ月を経過した後) 7月から12月までの間で各大学等が設定した提出期限	10月分から減免
iii	(入学後3カ月を経過した後) 1月から6月までの間で、各大学等が設定した提出期限	4月分から減免

※家計が急変した学生等については、上表の限りではない。詳細は本章第8節を参照。

※令和元年度に申請を行い、支援の対象として認定された者の支援の始期は、この表に限らず、令和2年4月からとなる。

各大学等においては、学年を前期と後期に分けて4月頃(上表i及びiiに留意)と10月頃(上表iiiに留意)の年2回、減免を実施することを基本としつつ、各大学等の定めるところにより減免を行うものとするが、認定申請書の受付時期と提出期限を必ず設定すること。その際、少なくともそれぞれ1ヶ月間は申請期間を設けること。なお、入学月が4月でない場合は、上表iの通り、入学月頃に申請を受理し、入学月分から減免を行うこと。

受付時期の設定にあたっては、例えば機構が実施する奨学金の採用手続きと同時期に実施するなど、学生等の利便性に配慮しつつ、後述する減免費用の交付申請の期限を考慮し、適切な設定とすること。

提出期限については、認定申請書の配布とあわせて案内するとともに、大学等のHPにも掲載するなど、学生等に対して十分な周知を行うこと。

③申請書の受領

申請者から申請書の提出があった場合、記入漏れ等がないか確認するとともに、給付型奨学金の申込み及び予約採用による採用者にあっては「進学届」の手続きの状況について確認すること。

(留意点)

ア 下記の者については、その理由を確認すること。

- ・減免を申請しているが、給付を申し込んでいない者(申請書の受領時の確認)
- ・給付を申し込んでいるが、減免を申請していない者(申請書の受領後の確認
本節(3)2)②参照)

イ 二つ以上の大学等で授業料等減免の申請を行っていないことについて、申請書の自己申告欄を確認すること。仮に、別の大学等で既に授業料等減免の申請を行っていることが判明した場合には、申請書を受理できない。

(2) 対象者の認定要件に関すること

授業料等減免の支援対象者の認定要件は、機構の給付型奨学金のそれと同一であるため、給付型奨学金制度における認定を受けた者は授業料等減免対象者としての認定を行うべき者とみな

すことができる。(機構の給付型奨学金制度における認定は、申込から一定程度の審査期間を要することに留意すること。)

なお、給付型奨学金に申し込んだうえで認定を受けることができなかった者は、同じ期間、授業料減免対象者としても認定を受けることができない。

給付型奨学金の申込みを行わず、授業料減免のみ申請を希望する者については、給付型奨学金にも申し込んだうえで、その認定後に支援の「停止」を申し出るよう案内するが、それでもなお、何らかの事情により、学生等が給付型奨学金の申込みを行わない場合は、下記の要件を満たすことを、各大学等において確認しなければならない(本章第9節参照)。

① 国籍・在留資格等に関する要件(施行規則第9条第3項関係)

次のいずれかに該当するかを確認すること。

ア 日本国籍を有する者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者として本邦に在留する者

ウ 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者

エ 出入国管理及び難民認定法別表第二の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であって、将来永住する意思があると学校の長が認めた者

② 大学等に進学するまでの期間等に関する要件(施行規則第10条第1項関係)

大学、短期大学(認定専攻科を含む。)、高等専門学校(第4学年、第5学年及び認定専攻科に限る。)又は専門学校(専門課程を置く専修学校をいい、専門課程に限る。)に在学しており、次のいずれかに該当すること。なお、これらに該当する者であっても、過去に本制度による支援対象者としての認定を受けたことのある者(転学・編入学等をする者を除く。)や認定取消を受けたことがある者は、選考の対象とはならないことに留意すること。(詳細は巻末の参考資料1を参照)

ア 高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者※

[対象となる者の例]

- ・2017年3月に高等学校等を卒業 → 2019年度末までに大学等へ入学した人
- ・2016年3月に高等学校等を卒業 → 2018年度末までに大学等へ入学した人
- ・2015年3月に高等学校等を卒業 → 2017年度末までに大学等へ入学した人
- ・2015年3月に高等学校等を卒業 → 2017年度末までにA短期大学へ入学し、
A短期大学を卒業後1年を経過しない
間以内にB大学へ編入学した人

※ なお、この場合において、高等学校等を卒業してから大学等へ入学するまでの期間については、他の大学等において本制度の支援対象者としての認定を受けていなければ、その間の状況(進学準備、他の学校への在学、就労等)によって資格が失われるものではないことに留意すること。

イ 高等学校卒業程度認定試験合格者等については、当該試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格の日までの期間が5年を経過していない者(5年を経過した後も毎年度認定試験を受験していた者も含む。)であって、合格した年度の翌年度の末日から大学等

に入学した日までの期間が2年を経過していないもの

[対象となる者の例]

- ・16歳となる2013年度から5年を経過していない2015年度に認定試験に合格し、2018年度末までに大学等へ入学した者
- ・16歳となる2008年度から5年以上経過した2015年度に認定試験に合格し、2018年度末までに大学等へ入学した者（5年経過後の2013年度、2014年度に認定試験を受験していることが必要）

ウ 「個別の入学資格審査」を経て大学等への入学を認められた者については、20歳に達した年度の翌年度の末日までに大学等へ入学した者

[対象となる者の例]

- ・17歳となる2015年度に専修学校高等課程（2年間）を修了後、准看護師として3年間勤務（2018年度）した後、個別の入学資格審査によって、21歳となる2019年度末までに専修学校専門課程（3年課程）へ入学した人

【専修学校（専門課程）に関する留意点】（令和元年12月6日付事務連絡も参照）

専修学校（専門課程）に関しては、特に次の点に留意すること。

ア 専修学校にあっては、対象になる課程は専門課程のみであり、一般課程、高等課程及び附帯教育の生徒は支援の対象とはならないこと。したがって、高校生、生徒、保護者などの関係者に対して、本来、支援対象者ではない高等課程、一般課程、附帯教育の生徒が、新制度の支援対象者になり得るかのように誤認されることのないよう、入学案内、ホームページ等による広報に際しては、十分に留意すること。

イ 専修学校の専門課程については、複数の学科での履修を通じて体系的な学びを提供するカリキュラム設定も考えられ、基礎となる専門課程を修了した上で上級に相当するとされる専門課程での学びを推奨するようなケース（「上級学科」や「専攻科」などと称される場合など）も見られるが、その場合の取扱いの基本的な考え方は、次のとおりであること。

A 一度、認定された生徒が支援を受けられる期間は、基本的に当該学科における修業年限までの間（修了まで）であること。

B ただし、専門課程である学科から別の学科に異動した場合であって、次に該当するときには支援の対象となること。

○ 修業年限を終える前に、同一学校種の間で転学をした場合（前の学校の修業年限を終え（修了し）、他の学校に入学した場合には「転学」とはならないことに留意）

○ 修業年限を終える前に、同一の専修学校（専門課程）において、学科等の相互の間で転籍したもの（修了後に異なる学科等に入学した場合には、ここで言う「相互の間」の「転籍」にはならないことに留意）

C 「上級学科」や「専攻科」と称される2番目以降の専門課程に在籍する生徒については、以前に在籍していた学科で支援を受けておらず、かつ、高校卒業後、2番目以降の学科に入学するまでの期間に関する要件（高等学校等を卒業した年度の翌年度の末日から2年以内）を満たせば、支援の対象となり得ること。

③ 学業成績等に関する基準（施行規則第10条第2項第1号・第2号関係）

当該学生等が在学している年数等に応じて、次の各条件に該当すること。

なお、学修の意欲や目的、将来の人生設計等を確認する「学修計画書」により、条件に該当

するか否かを判定する場合には、別途、文部科学省から示している「大学等への修学支援の措置に係る学修意欲等の確認の手引き（大学等向け）」を踏まえた上で行うものとする。

ア 入学後1年を経過していない者（転学・編入学等の場合を除く）

次のAからDのいずれかに該当すること

- A 高校等の評定平均値が3.5以上であること
- B 入学試験の成績が上位2分の1以上であること
- C 高校卒業程度認定試験の合格者であること
- D 学修計画書を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

イ 上記ア以外の者（入学後1年以上を経過した者（転学・編入学等の場合を除く））

次のA又はBのいずれかに該当すること

- A 在学する大学等における学業成績について、GPA（平均成績）等が上位2分の1以上であること
- B 次のa)及びb)のいずれにも該当すること
 - a) 修得単位数が標準単位数以上であること

（「標準単位数」※＝卒業必要単位数÷修業年限×申請者の在籍年数）

※ この算式により算出した単位数が、大学等がカリキュラム上定めた履修すべき単位数を上回る場合には、大学等が定めた当該単位数によることとし、**専修学校設置基準第20条第1項に基づく**単位制によらない専門学校にあっては、この算式により算出した単位時間数が、専門学校がカリキュラム上定めた履修すべき科目の単位時間数の合計数を上回る場合には、専門学校が定めた当該科目の単位時間数の合計数によることとする。

例) 全課程の修了の要件として1,700単位時間の履修を求めている2年制の専門学校の生徒が2年次から支援を受けようとする場合、通常、「標準単位時間数」は、1,700単位時間／2年（修業年限）×1年（在籍年数）＝850単位時間となる。しかし、当該専門学校のカリキュラムの設定上、1年次は800単位時間、2年次は900単位時間の授業の設定をしている場合には、上記により算出した単位時間数（850時間）が、1年次に取得できる単位時間800時間を上回っているため、2年次から支援を希望する者が満たすべき標準単位時間数は、1年次に取得すべき単位時間数である800単位時間となる。

b) 学修計画書の提出を求め、学修意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること
ただし、在学中の学業成績等が、下表の「廃止」の区分に該当する場合には、支援の対象とはならない。

区分	学業成績の基準
廃止	次の1～4の <u>いずれか</u> に該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由（本章第2節（2）1）③に詳述）があると認められないとき 1 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 2 修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。次に示す「警告」の区分において同じ。）の合計数が標準単位数の5割以下であること。 3 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。
警告	次の1～3の <u>いずれか</u> 4に該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由（本章第2節（2）1）③に詳述）があると認められないとき 1 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること。（前項第2号に掲げる基準に該当するものを除く。） 2 GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。（次のア、イに該当する場合（本章第2節（2）1）③に詳述）を除く） ア 確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合 イ 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合 3 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。（前の「廃止」区分の3に掲げる基準に該当するものを除く。）

なお、入学後2年目に申請があった者が、入学1年目に大学等から認められた正規の手続きにより「休学」した期間があることにより入学1年目の成績判定がなされなかった場合には、「ア 入学後1年を経過していない者」の基準により判定すること。

④ 家計の経済状況に関する基準（施行規則第10条第2項第3号及び第4項関係）

次のア及びイに掲げる、収入及び資産の基準を満たすこと。

ア 収入に関する基準（施行規則第10条第2項第3号イ関係）

学生等及びその生計維持者のそれぞれについて以下の算式により算出された額を合算した額（減免額算定基準額）が下表のいずれかの区分に該当すること。

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

※ 政令指定都市に市市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額となる。

区分	減免額算定基準額	減免額
第Ⅰ区分	100円未満	満額（上限の範囲内）
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	第Ⅰ区分の減免額の2/3
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	第Ⅰ区分の減免額の1/3

※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。

なお、施行規則第十九条第2項各号に定める「…額に準ずるものとして適切と認められるもの」（課税標準額等に準ずるもの）の考え方については、巻末資料6，7，8を参照すること

また、基準は給付型奨学金のそれと同一のものであり、収入に関する基準については、機構が提供している「進学資金シミュレーター」で、個別の世帯の年収等をもとに、当該学生等が支援対象となり得るか、大まかに調べることが可能であるため、学生等からの質

問に対しては、これを案内すること。

(※) 進学資金シミュレーター

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

イ 資産に関する基準（施行規則第10条第2項第3号口関係）

学生等及び生計維持者の保有する資産の合計額が、以下の基準額に該当すること。

〔基準額〕

生計維持者が2人の場合 : 2,000万円未満

生計維持者が1人の場合 : 1,250万円未満

なお、ここで言う資産とは、次のものであることに留意すること。

資産	資産の内容
現金	金融機関に預入していない現金の蓄え (仮想通貨、電子マネー、郵便切手、収入印紙、小切手等を含む)
預貯金	普通預金、定期預金等 ※ 貯蓄型の生命保険や学資保険等は含まない。(ただし、財形貯蓄や、満期・解約等により生じた満期保険金や解約返戻金等は資産として計上する。)
有価証券	株式、国債、社債、地方債等
投資信託	—
貴金属等	投資用資産として保有する金・銀等(延べ棒) ※ 宝石(指輪等)は含まない。

資産の確認については、申請者の自己申告によるものとする。

ウ 「生計を維持する者」の定義（施行規則第10条第4項関係）

学生等の「生計を維持する者」に該当する者については、次の整理により判断すること。

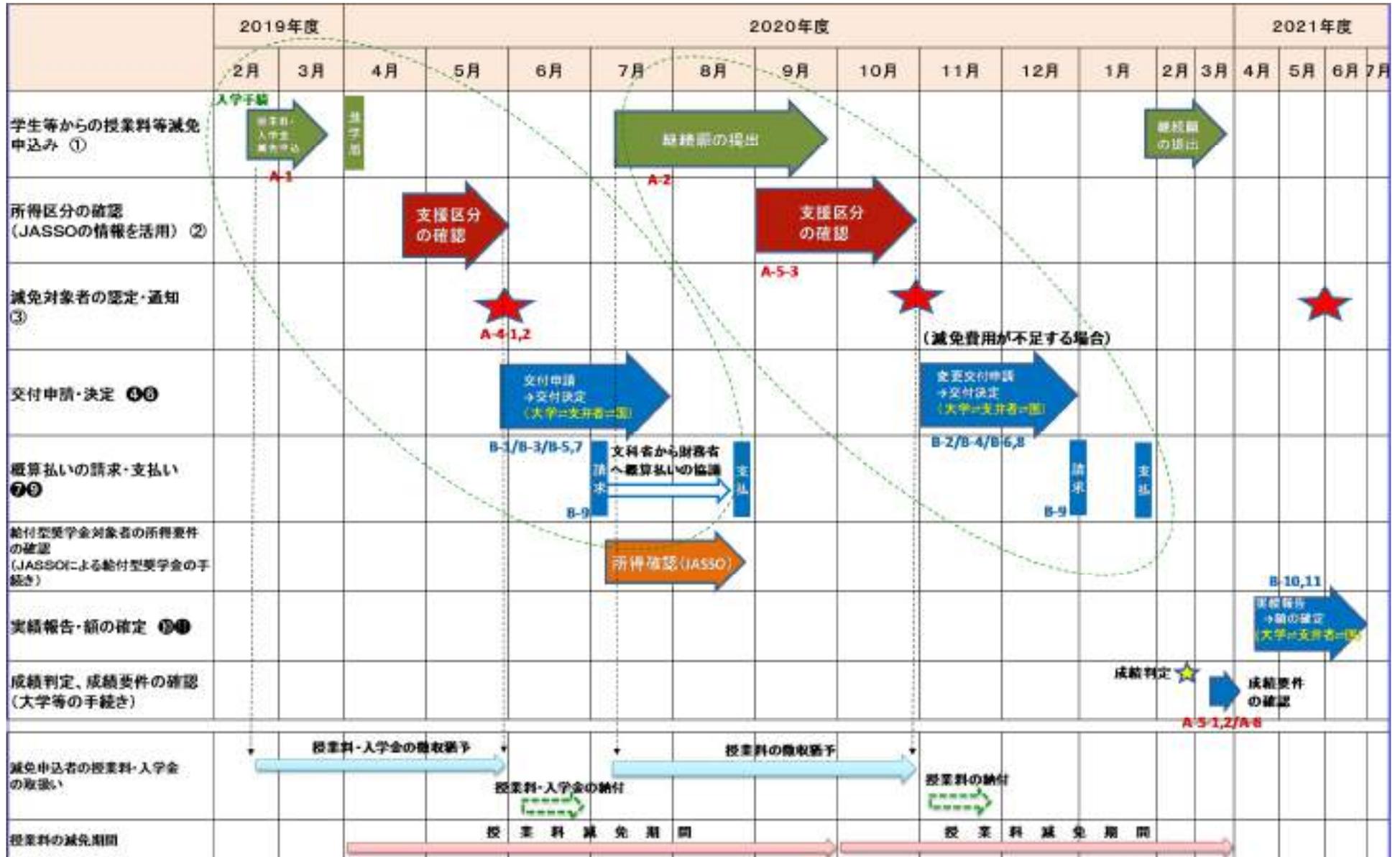
詳細については、巻末の参考資料2「生計維持者に係るQ&A」を確認すること。

- i) 父母がいる場合・・・父母が生計維持者となる。(収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親(2名)が、ひとり親の場合は父又は母のみが、生計維持者となる。)
- ii) 父母がいない場合・・・父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者が生計維持者となる(例えば、父母を亡くした後、叔父が学生等の学費や生活費を支援している場合は、その叔父が生計維持者となる)。該当者がいない場合(独立生計の場合)は、学生等本人が生計維持者となる。
- iii) 社会的養護を必要とする者(児童養護施設等に入所していた者等)の場合
・・・父母の有無を問わず、独立生計と見なす。

(3) 減免の実施に関すること

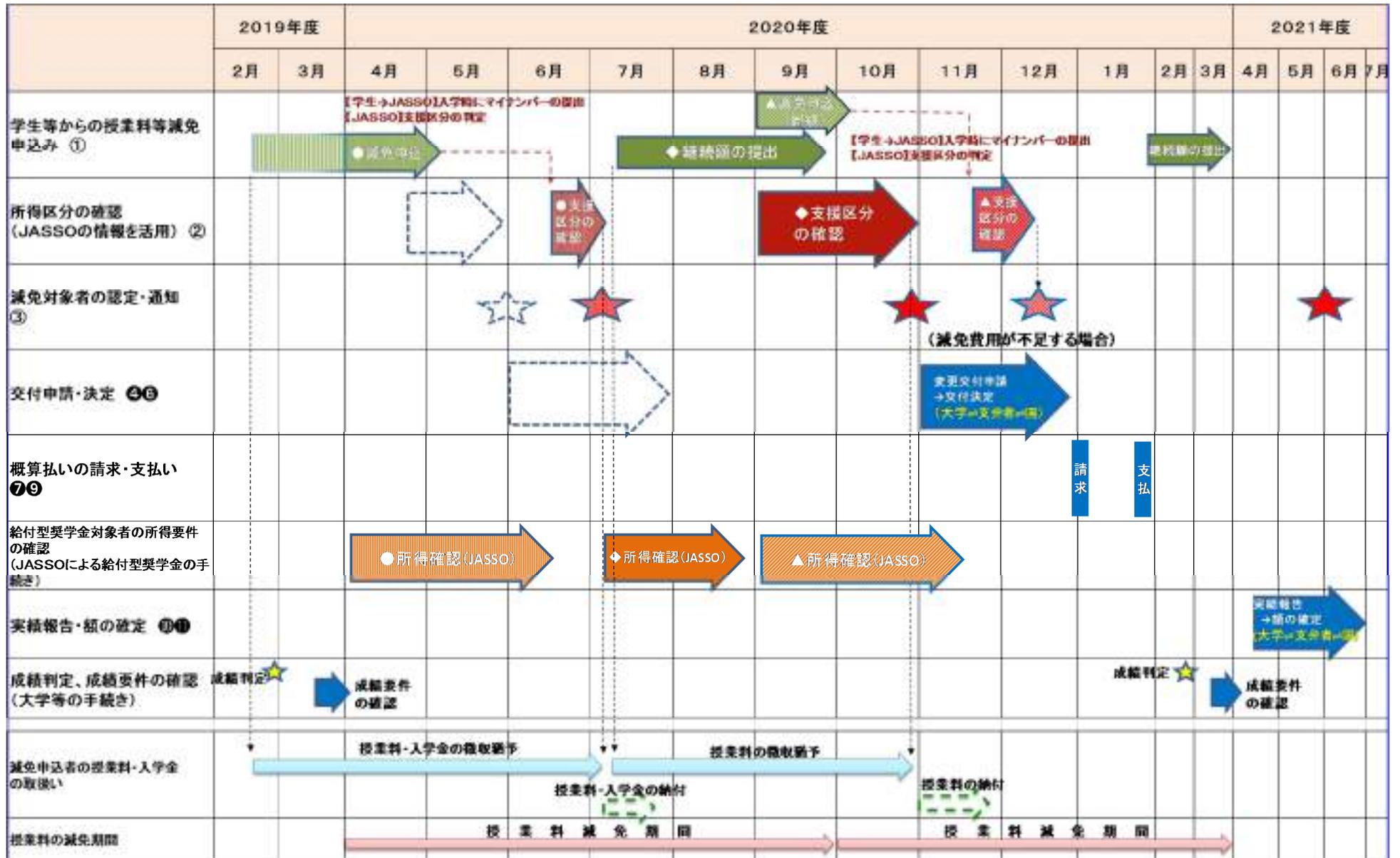
1) 実施のスケジュール

① 新入生の給付型奨学金の予約採用者の場合 (イメージ)

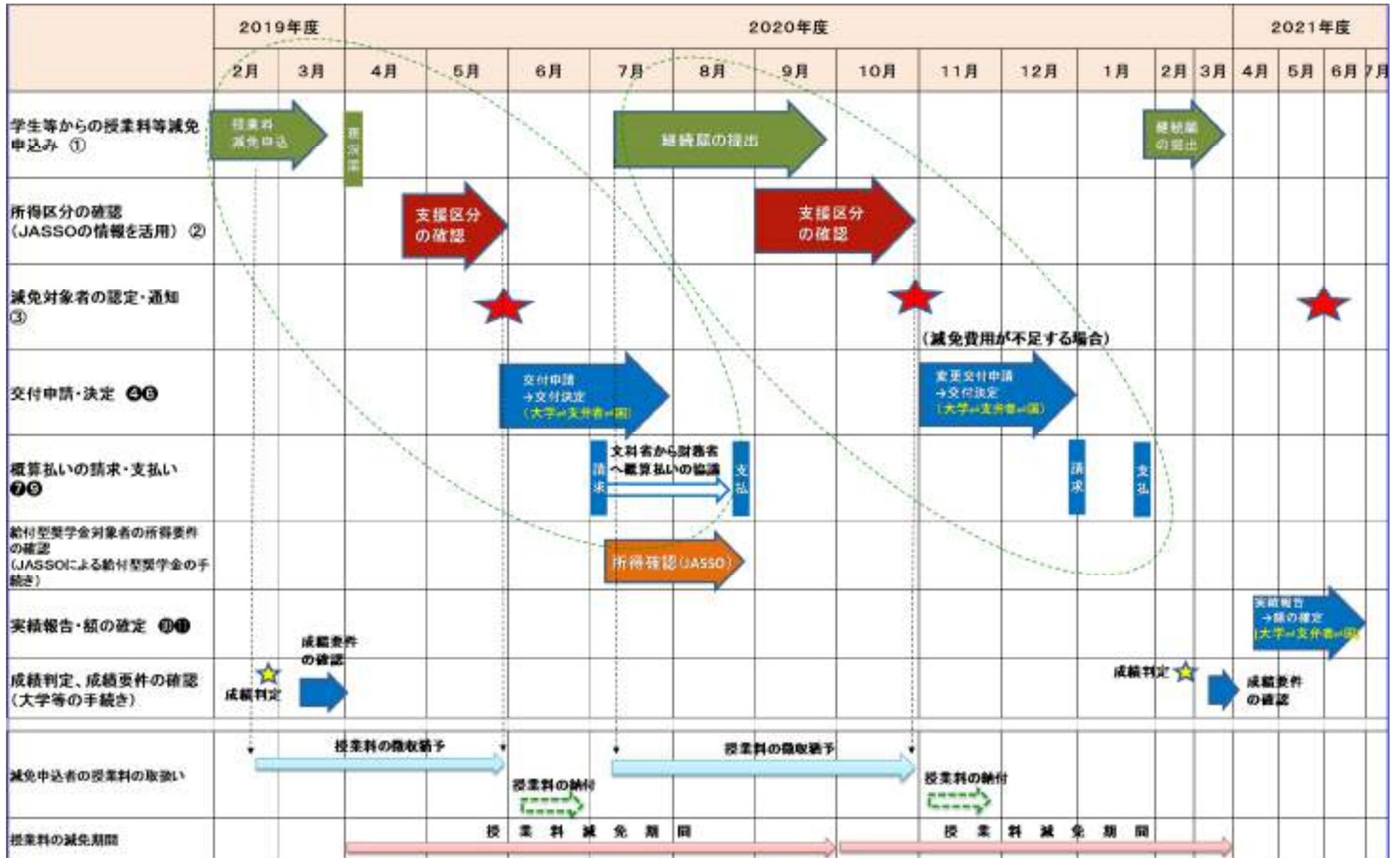


②給付型奨学金の在学採用者の場合（イメージ）

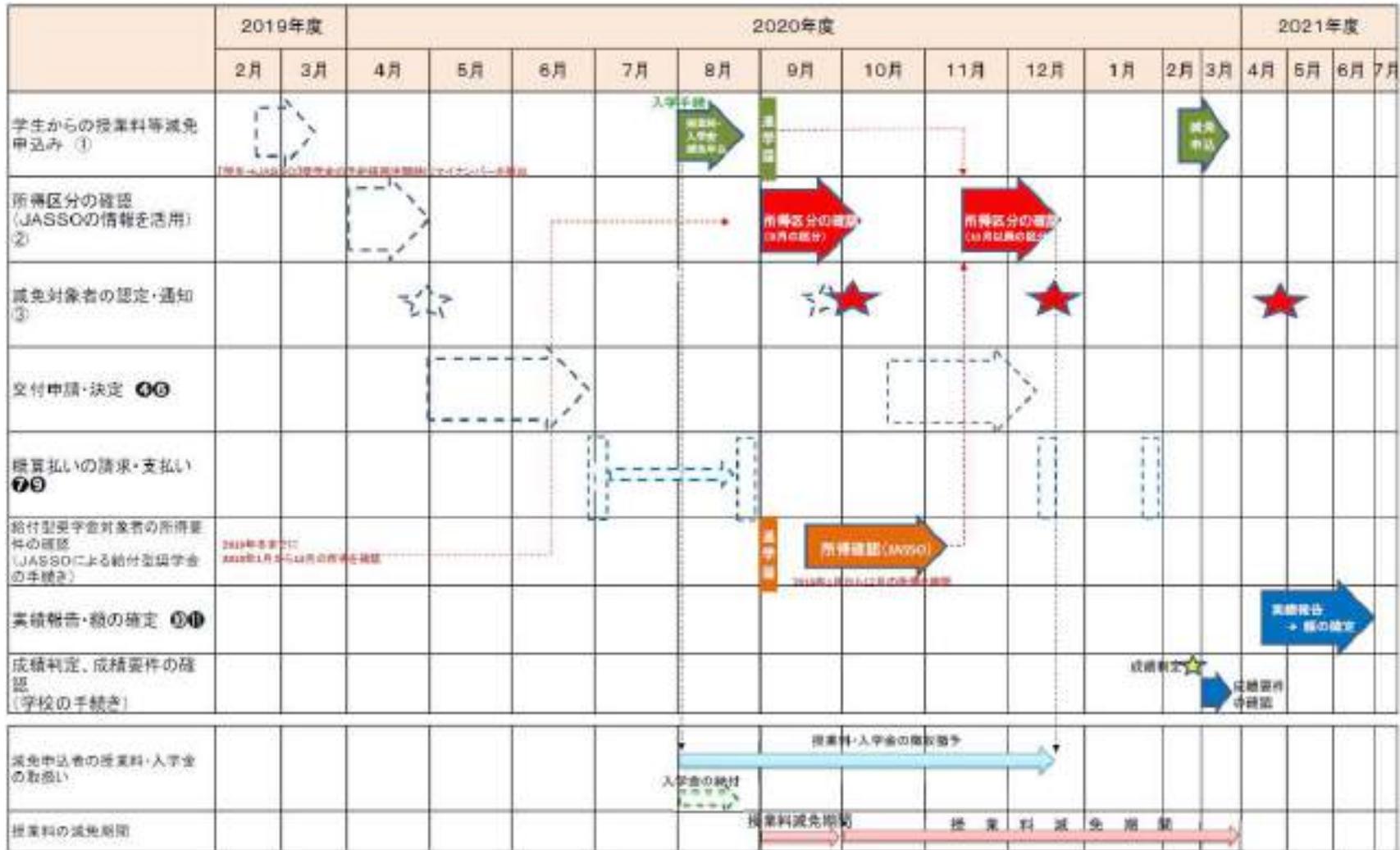
※ 新入生及び在學生（4月期及び10月期の在学採用）



③在学生の給付型奨学金の在学予約採用者の場合（初年度である2020年度採用者のみ実施）（イメージ）



④秋入学生（9月入学者（給付型奨学金の予約採用）の場合）（イメージ）



(留意点)

- ア 家計の経済状況に関する基準に基づく支援区分の見直し・変更は、毎年10月の支援から行う。したがって、9月分から支援を受け始めた9月入学者については、1ヶ月分の支援を受けた後、10月分から支援区分が変更される可能性があること。
- イ 機構が2019年度に実施する予約採用の採用候補者は、2020年度中に入学する者が進学届を提出することによって支援対象になること。

2) 選考、認定に関すること

①認定申請者の支援区分の確認による授業料等減免の実施

機構の給付型奨学金の対象となった学生等の支援区分の情報は、本人同意のもと、機構システム(スカラAC)を通じて大学等と連携する仕組みとなり、大学等は機構システムから支援区分等の情報を確認することが可能となる。

大学等は申請のあった学生等ごとに支援区分(第Ⅰ区分(満額支援)、第Ⅱ区分(2/3支援)、第Ⅲ区分(1/3支援))を確認し、これが確認できた学生等を減免対象者として認定する。

②機構システムについて

機構システムから授業料等減免に必要な情報を確認するには、機構のシステム(スカラAC)からウェブサイトのトップ画面→「奨学金」ページ→「学校担当者のページ」に進み、学校担当者向け奨学金事務担当者ページで大学等ごとに附与されるID、パスワードを用いてアクセスすること。

減免対象者を抽出するには、機構システム画面で抽出条件を指定して情報をダウンロードすること。

(留意点)

ア 条件の抽出にあたっては、次の情報を参照すること。

(i) 入学年月

(ii) 採用年月…機構システムに情報が登録された年月

※2020年4月入学であっても、進学届が遅れた場合等で採用年月が5月以降になることもある

(iii) 給付始期・給付終期

(iv) 支援区分

※区分の見直しは年に1回(9月頃)となる。

各申請時における抽出条件の指定方法については、本章第3節及び第4節を参照すること。

イ 機構システムから各学生等の支援区分等の情報を確認できる時期(目安)は次のとおりである。なお、機構システム上で情報を確認した時期により、指定した条件の下での学生等の抽出結果が異なるため、どの月時点における抽出学生等であるかに留意すること。

【給付型奨学金の予約採用候補者】

学生等が機構に対し、「進学届」の提出(オンライン)を完了することで給付型奨学金の支援対象者として認定され、機構システムにおいて奨学生として採用処理後に、データ確認が可能となる。

- 4月下旬までに進学届を提出…5月連休以降にデータ確認可能となる予定。

(4月下旬以降に進学届を提出…6月以降にデータ確認可能となる予定)

【給付型奨学金の在学予約申込者】(初年度のみ)

大学等が学生等の学業成績を確認のうえ推薦することで給付型奨学金の支援対象者として認定され、機構システムにおいて、データ確認が可能となる。

- 4月下旬までに大学等が推薦…5月連休以降にデータ確認可能となる予定。

(4月下旬以降に大学等が推薦…6月以降にデータ確認可能となる予定)

【給付型奨学金の在学採用申込者】

学生等の申込みを受けて、大学等が機構に対し当該学生等の推薦手続を完了した約

2～3カ月後にデータ確認が可能となる。

※ 機構システムに学生等の情報が登録されるスケジュール、支援区分等が反映される月ごとのスケジュールは、別途、機構から大学等に連絡する予定。

ウ 大学等独自の特待生制度等の対象であるなどの理由により、支払うべき授業料が発生しない場合を除き、機構システムで給付型奨学金の対象となっている学生等からは授業料等減免の認定申請書が提出されるはずである。そのため、機構システムの給付型奨学金受給者の一覧を確認し、対象者でありながら授業料等減免の認定申請がなされていない学生等がいれば、必ず申請を促すこと。

◆日本学生支援機構の奨学金業務システムの画面イメージ ①

日本学生支援機構

奨学生一覧

現在の奨学生の一覧を表示します。

検索条件

右の「検索」ボタンを押して、奨学生の一覧を表示します。
入力内容を変えたい場合は、右の「条件クリア」ボタンを押してください。

学年初年度区分:

奨学生番号:

学部学科:

学籍番号:

奨学金種別:

返還方式:

一学期毎月額:

入学年月: From ~ To

採用年月: From ~ To

学籍状態:

奨学金申込中

保留中

休・停止中

給付まで返還済

身分取得済

申請による終了

採用取得済

終了 無条件

終了 給付(返還済)

終了 給付(返還済)

返還予定

※学籍状態については、こちらまで参照ください。

検索結果は18件です。1/19ページを表示しています。

検索結果をダウンロードするときは、下の「検索結果ダウンロード」ボタンを押してください。

次のページ
検索結果ダウンロード

奨学生番号	氏名	学部学科	学籍番号	奨学金種別	学籍状態	入学年月	採用年月	給付開始	給付終了	支援区分	詳細情報	返還方式	一学期毎月額	スカラーユーザ	
1	01704000001	奨学 一部	文学部	1A171403	給付	奨学生申込中	2017/04	2020/04	2020/04	2025/03	【0奨学】	詳細	-	-	○
2	01904000002	奨学 二部	政治経済学部	1A181024	給付	奨学生申込中	2018/04	2020/04	2020/04	2025/03	【12奨学】	詳細	-	-	○
3	01904000003	奨学 三部	特待学部	1A182027	給付	奨学生申込中	2018/04	2020/04	2020/04	2022/03	【11/50】	詳細	-	-	○
4	01904000004	奨学 四部	特待学部	1A182906	給付	奨学生申込中	2018/04	2020/04	2020/04	2022/03	【10奨学】	詳細	-	-	○
5	01904000005	奨学 五部	特待学部	1A182244	給付	奨学生申込中	2018/04	2020/04	2020/04	2022/03	【10/20】	詳細	-	-	○
6	01904000006	奨学 六部	工学部	1A191076	給付	奨学生申込中	2019/04	2020/04	2020/04	2025/03	【11/50】	詳細	-	-	○
7	01904000007	奨学 七部	工学部	1A191039	給付	奨学生申込中	2019/04	2020/04	2020/04	2025/03	【11/20】	詳細	-	-	○
8	01904000008	奨学 八部	工学部	1A191235	給付	奨学生申込中	2019/04	2020/04	2020/04	2025/03	【11/50】	詳細	-	-	○
9	01904000009	奨学 九部	工学部	1A191288	給付	奨学生申込中	2019/04	2020/04	2020/04	2025/03	【11/50】	詳細	-	-	○
10	01904000010	奨学 十部	工学部	1A192189	給付	休・停止中	2019/04	2020/04	2020/04	2025/03	【10奨学】	詳細	-	-	○

/ニューページに異なる場合は、下の「戻る」ボタンを押してください。

戻る

※ 「詳細情報」欄の「詳細」をクリックすると次ページの学生等個人の奨学詳細情報の画面イメージが表示される。

◆日本学生支援機構の奨学金業務システムの画面イメージ ②

日本学生支援機構

奨学詳細情報

奨学生の最新詳細情報を表示します。

奨学生番号	B180400000	特種奨励	B180400000	その他学種	B180400000
田印番号	-	一俣奨励学	-	二俣奨励学	-
給付奨学生番号					
氏名	藤原 二郎	性別	男		
	本名/フリガナ	生年月日	2000年3月10日		
学種区分	奨学生等区分	保認区分	-	貸与区分	-
採用種別	一俣	採用区分	-	奨学金種別	給付
学校名称	10080-01 イテクス大学				
学部学科	2005 経済経済学部	学種番号	1A08-024		
学種	給付なし	入学年月	2018年4月	専攻科入学	-
学立通	全日制	通学種	自宅外	標準年級	40 学年
授業料免除	対象外				
給付開始期	2018年4月	給付終了期	2022年3月	給付月額	40000 一俣全額給付奨学金
前年度納入月	2019年8月	給付仕掛	600000 一俣給付日額給付		
銀行口座	-	口座番号	-	ゆうちょ記号-番号	11110-42345678
	ゆうちょ銀行				
専修事由	奨励なし	返済方式	-		
第一種貸与	-	地方創生特	-	単独支給内定制度	-
社会的貢献	対象外				

<支援区分適用履歴>

項番	適用開始年月	適用終了年月	支援区分
1	2020/04	2020/06	1(満額)
2	2020/10	2021/06	2(1/3)
3	2021/10	2022/06	3(2/3)

奨学生一覧画面に戻る場合は、下の「戻る」ボタンを押してください。

戻る

3) 減免額の算出

①減免の対象となる授業料、入学金

減免の対象範囲は、各大学等が学則により設定している「授業料」、「入学金」であり、施設整備費や実習費として、「授業料」「入学金」とは別に徴収されているものは含まれない。(これらの費用は私立学校の給付型奨学金の給付額の設定にあたって考慮されている。)

(留意点)

- ア 授業料及び入学金は、学校教育法施行規則第4条に規定する学則記載事項であること。
- イ 大学等や自治体、民間団体等により実施されている各種支援事業について、新制度での授業料等減免や給付型奨学金と併せて利用することについては、国において一律に制限するものではないこと。
- ウ 機関要件の確認を受けた大学等には、在籍する学生等の申請に基づき、当該学生等が要件を満たせば、当該学生等に発生している入学金及び授業料の額を上限の範囲内で減免する義務が生じることから、まずは修学支援法に基づく授業料等減免を実施し、その上で、大学等において独自の支援事業を実施する場合は上乗せ支援することになる。これらはあくまで追加的な支援であり、修学支援法に基づく支援措置に換えて実施することにはならないこと。
- エ 特定の入試区分での入学や入学時の採用選考により授業料等の全額や半額が免除される特約があり、入学時点で既に授業料等の特別額が適用されるなど、減額後の授業料等し

か発生しえない場合、授業料等減免の対象となるのは、その減額後の授業料等となること。

例えば、授業料全額免除の特待生として入学する学生等については、もとよりその授業料は無償であり、減免すべき授業料が発生していないことから、新制度における減免額は0円となる。また、特待生入試により、通常80万円の授業料が半額の40万円に減免されて入学する場合、当該学生等が支払うべき授業料は40万円であるため、その40万円に対して新制度の授業料減免を実施すること。

オ 授業料等について、質の向上を伴わない値上げなど、低所得者世帯の学生等の教育費負担の軽減を図るといふ法律の趣旨に反するような合理的な理由のない値上げを行うことは適切ではないことから、授業料等を値上げせざるを得ない場合であっても、合理的な範囲での値上げであることについての説明責任を尽くすとともに、対象となる低所得者世帯の学生等の負担について配慮に努めること。

②住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）の学生等に対する減免額（上限）

授業料等減免の額は、授業料等減免の対象となる学生等の在学する学校の種類、設置者等の別に応じた一定額（住民税非課税世帯については下の表の額）を上限として、当該学生等に係る授業料及び入学金の額とする。（非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、非課税世帯の学生等に対する減免額の3分の2の額又は3分の1の額を減免する。後述③参照）

学則に定める授業料等の額が減免の上限額を上回る場合には上限額まで、下回る場合にはその全額をそれぞれ減免する。

◇授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯の学生等）

<昼間部>

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	282,000円	535,800円	260,000円	700,000円
短期大学	169,200円	390,000円	250,000円	620,000円
高等専門学校	84,600円	234,600円	130,000円	700,000円
専門学校	70,000円	166,800円	160,000円	590,000円

<夜間部>

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	141,000円	267,900円	140,000円	360,000円
短期大学	84,600円	195,000円	170,000円	360,000円
高等専門学校	※現在開講されていない			
専門学校	35,000円	83,400円	140,000円	390,000円

※昼夜開講制については、昼間部の上限額を適用させる。

※独立行政法人、地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含む。

<通信課程>

私立の大学、短大、専門学校の通信課程における授業料等減免上限額等は次のとおり。

- ・ 授業料減免上限額（年額） ……………130,000 円
- ・ 入学金減免上限額（一回限り減免） …… 30,000 円

（高等専門学校及び国公立の大学、短大、専門学校においては、通信課程は現在開講されていない。）

③住民税非課税世帯に準ずる世帯（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分）の学生等に対する減免額

住民税非課税世帯に準ずる世帯（以下、「準ずる世帯」という。）の学生等に対しては、当該大学等における住民税非課税世帯の学生等に対する減免額の3分の2の額（第Ⅱ区分）又は3分の1の額（第Ⅲ区分）を減免する。もとの授業料等が減免上限額未満である場合は、上記の表にある減免上限額に対する2/3と1/3の額とはならないことに留意すること。

例えば、私立大学の授業料減免の上限額は70万円であるところ、A私立大学の授業料が60万円であった場合、3分の2の支援区分の者の減免額は40万円（ $=60 \text{万円} \times 2/3$ ）、3分の1の支援区分の者の減免額は20万円（ $=60 \text{万円} \times 1/3$ ）となる。

④端数処理

準ずる世帯の減免額や月割りの減免額を算出する際、端数が生じた場合には、10の位以下の数字は切り上げ、100円単位とすること。

この端数処理は減免額算出の際の最後の計算にのみ1度だけ行うものとし、計算途中において複数回に亘り行うことがないよう留意すること。

例えば、ある私立学校において授業料が年額700,000円の場合、その2/3の額は466,666.666…円となり、端数処理後は466,700円となる。当該学生の月割りの減免額は、466,666.666…円を12で除して38,888.888…円（端数処理後の466,700円を12で除すわけではないことに留意）となり、端数処理は最後の38,888.888…円を10の位を切り上げ、38,900円となる。

⑤月割の減免額

休学等による支援の停止等によって、支援の対象とならない月が発生する場合には、給付型奨学金の支援と同様、月単位で支援を受けることとなる。この場合、前記の表にある減免上限額（年額）を12月で除して、支援を受ける期間の月数を乗ずることで、当該年分の減免上限額を算出する。この上限額の範囲内で、授業料（年額）を12月で除して支援を受ける期間の月数を乗ずることにより算出した、当該年の授業料の額を減免とする。

例えば、減免上限額（年額）は70万円だが、6か月間の休学により、当該年の6か月分のみ減免対象となった場合、当該年の授業料の減免上限額は、 $700,000 \div 12 \text{ヶ月} \times 6 \text{カ月} = 349,999.999 \dots$ 円となり、上限額は第Ⅰ区分（満額支援）が350,000円、第Ⅱ区分（2/3支援）が233,400円（ $=349,999.999 \dots \times 2/3$ ）、1/3が116,700円（ $=349,999.999 \dots \times 1/3$ ）となる。このとき、授業料（年額）が60万円である学生Aについては、 $60 \text{万円} \div 12 \text{ヶ月} \times 6 \text{カ月} = 30 \text{万円}$ となり、上限額は第Ⅰ区分（満額支援）が30万円、第Ⅱ区分（2/3支援）が20万円（ $=30 \text{万円} \times 2/3$ ）、1/3が10万円（ $=30 \text{万円} \times 1/3$ ）となる。

原則、給付型奨学金の受給期間と授業料減免の支援期間は一致すべきものとする。

⑥半期の授業料の減免による額の調整

授業料減免は年間の授業料に対して実施することが基本的な考え方となるが、大学等では授業料を前期・後期の半期に分け、年額の2分の1ずつを徴収する方法が一般的となっている。しかし、前期と後期それぞれの授業料から減免額を計算した場合、年額の減免上限額を上回ることが起こりうる。

例えば、授業料70万円で、2/3の減免を受ける学生等である場合、

- ・年額の減免上限額：700,000円×2/3=466,666.6666… (466,700円)
- ・前期分のみ(半期分)の減免上限額：700,000円×2/3×(1/12×6ヶ月)
=233,333.3333…円 (233,400円)

前期・後期で支援区分が2/3のまま変わらない場合、半期の減免額から年額の減免額を計算すると、233,400円×2(前期・後期)=466,800円となり、年間上限額466,700円を100円上回る。

このように、端数切り上げによる100円の誤差が生じる場合、減免費用を交付申請するにあたっては、次のように後期分の減免額で、年額の減免上限額を上回ることがないように調整すること。

$$466,700 \text{円 (年間減免額)} - 233,400 \text{円 (前期減免額)} = 233,300 \text{円 (後期減免額)}$$

⑦授業料の減免上限額の考え方とパターン

本制度では、年度の途中に支援対象者や支援区分の変更が起こり得るために、対象学生等の減免額(年額)もそれに応じて変わる可能性がある。これは、収入額・資産額等に関する適格認定が毎年夏頃に行われ、その結果が10月分からの授業料等減免に反映されるためである。

(留意点)

ア 授業料を年額により1回のみ徴収する大学等においては、10月から支援対象者や支援区分が変更になる可能性があること、その際、減免額の変更により徴収済みの年間授業料に追加徴収や還付が発生する可能性があることを、あらかじめ支援対象学生等に周知しておくこと。

イ 本節(1)②に記載のとおり、支援の始期は原則4月と10月であることから、上記のように、授業料の徴収を前期と後期の年2回としない方法をとる大学等にあっても、学生等が授業料を納付する時期に限らず、学生等からの認定申請の時期を支援の始期にあわせて設ける必要があること。

ウイ 学年を前期と後期に分けて4月頃と10月頃の年2回減免を実施する際、減免額の算出にあたっては、減免の対象となる授業料の年額を前期・後期で均等に分割して考える必要があること。授業料の額を前期か後期のどちらか一方に寄せてしまうと、10月以降、支援対象者や支援区分が変更した場合に減免額に不公平が起きてしまうためである。

例えば、授業料が年額60万円(減免上限額59万円)の私立専門学校生で、支援区分が前期:第I区分、後期:第III区分の場合、

(i)「前期・後期ともに授業料30万円」として

$$\text{前期(減免額(3/3):29万5000円)} + \text{後期(減免額(1/3):9万8400円)} \\ = \text{年間減免額39万3400円}$$

とすることが正しいところ、

(ii)「前期授業料25万円、後期授業料35万円」とすれば、

$$\text{前期(減免額(3/3):25万円)} + \text{後期(減免額(1/3):9万8400円)}$$

＝年間減免額 34 万 8400 円

となり、差が生じてしまう。

エウ 前期と後期で支援区分が変更になるケースがあるが、その場合の減免上限額のパターンは下表の例のとおりとする。

特に、端数切り上げの関係で前期と後期の減免上限額に 100 円の誤差が生じる支援区分の場合（下表の①の第Ⅱ区分や②の第Ⅲ区分）は、原則、前期には高い方の減免額を適用し、後期には低い方の減免額を適用するものとする。前期と後期の支援区分の組合せがどのパターンになっても、前期の減免額と後期の減免額は決定されており、月額減免額が発生する場合はそれぞれの減免額を 6 月で除して 1 か月分の減免額を算出する。

（当該区分に前期で該当するか後期で該当するかにより、減免額には 100 円の差が生じることとなる。）

◇支援区分の変更による授業料減免上限額のパターン（私立大学の例）

①授業料が70万円（年額）以上の場合

	第Ⅰ区分(3/3)	第Ⅱ区分(2/3)	第Ⅲ区分(1/3)
年額	¥700,000	¥466,700	¥233,400
前期(4~9月分)	¥350,000	¥233,400	¥116,700
後期(10~3月分)	¥350,000	¥233,300	¥116,700

	区分	額	区分	額	区分	額	区分	額
前期	Ⅰ	¥350,000	Ⅰ	¥350,000	Ⅰ	¥350,000	Ⅰ	¥350,000
後期	Ⅰ	¥350,000	Ⅱ	¥233,300	Ⅲ	¥116,700	対象外	¥0
年額		¥700,000		¥583,300		¥466,700		¥350,000
前期	Ⅱ	¥233,400	Ⅱ	¥233,400	Ⅱ	¥233,400	Ⅱ	¥233,400
後期	Ⅰ	¥350,000	Ⅱ	¥233,300	Ⅲ	¥116,700	対象外	¥0
年額		¥583,400		¥466,700		¥350,100		¥233,400
前期	Ⅲ	¥116,700	Ⅲ	¥116,700	Ⅲ	¥116,700	Ⅲ	¥116,700
後期	Ⅰ	¥350,000	Ⅱ	¥233,300	Ⅲ	¥116,700	対象外	¥0
年額		¥466,700		¥350,000		¥233,400		¥116,700
前期	対象外	¥0	対象外	¥0	対象外	¥0	対象外	¥0
後期	Ⅰ	¥350,000	Ⅱ	¥233,300	Ⅲ	¥116,700	対象外	¥0
年額		¥350,000		¥233,300		¥116,700		¥0

②授業料が70万円（年額）未満の場合（例：授業料50万円）

	第Ⅰ区分(3/3)	第Ⅱ区分(2/3)	第Ⅲ区分(1/3)
年額	¥500,000	¥333,400	¥166,700
前期(4~9月分)	¥250,000	¥166,700	¥83,400
後期(10~3月分)	¥250,000	¥166,700	¥83,300

	区分	額	区分	額	区分	額	区分	額
前期	Ⅰ	¥250,000	Ⅰ	¥250,000	Ⅰ	¥250,000	Ⅰ	¥250,000
後期	Ⅰ	¥250,000	Ⅱ	¥166,700	Ⅲ	¥83,300	対象外	¥0
年額		¥500,000		¥416,700		¥333,300		¥250,000
前期	Ⅱ	¥166,700	Ⅱ	¥166,700	Ⅱ	¥166,700	Ⅱ	¥166,700
後期	Ⅰ	¥250,000	Ⅱ	¥166,700	Ⅲ	¥83,300	対象外	¥0
年額		¥416,700		¥333,400		¥250,000		¥166,700
前期	Ⅲ	¥83,400	Ⅲ	¥83,400	Ⅲ	¥83,400	Ⅲ	¥83,400
後期	Ⅰ	¥250,000	Ⅱ	¥166,700	Ⅲ	¥83,300	対象外	¥0
年額		¥333,400		¥250,100		¥166,700		¥83,400
前期	対象外	¥0	対象外	¥0	対象外	¥0	対象外	¥0
後期	Ⅰ	¥250,000	Ⅱ	¥166,700	Ⅲ	¥83,300	対象外	¥0
年額		¥250,000		¥166,700		¥83,300		¥0

4) 入学金減免の取扱い

入学金減免の事務処理にあたっては以下のことに留意すること。

(留意点)

- ア 進学先の大学等の入学金のみが減免の対象であること。入学試験に合格したが入学しなかった大学等の入学金は減免の対象とはならない。
- イ 編入学や短大・高専の認定専攻科に入学する際の入学金も含め、本制度の対象となる大学等の入学金はすべて対象となり得ること。ただし、高等専門学校 (本科) については、入学金減免の対象となるのは、4年次編入を受け入れる場合等の入学金に限られる。
- ウ 入学金の減免を受けられるのは1回限りとすること。編入学先の大学等で入学金が生じる場合、編入学前の大学等に入学する際に本制度による入学金減免を受けていれば、編入学先の入学金は減免されないことに留意すること。(授業料等減免の認定申請書において、過去に入学金減免の支援を受けたことがあるか確認を求めるほか、特に編入学の場合には、編入学前の大学等に確認をとるなど、遺漏のないよう対応すること。)
- エ 入学金減免の対象は、入学前又は入学後速やかに申請を行い支援対象と認定された入学月1日付の認定を受けた者を対象として行うこと。入学年の途中から又は2年目以降に減免を受け始めた支援対象者と認定された場合に、本制度においては、遡って入学時に徴収した入学金を減免することはできない。
- 例えば、4月入学者の場合、4月1日付で認定を受ければ4月分から減免を受ける者は入学金減免の対象となるが、10月1日付で認定を受ければ10月分から減免を受ける者はその対象とならない。2年次以降に認定された者減免を受け始める者についても、1年生入学時に徴収した入学金を減免することはできない。
- オ 給付型奨学金の「予約採用」申込者だけでなく、入学後すぐに申請する「在学採用」申込者も、入学月に認定されれば、遡って入学月から支援を受けられることから、入学金の減免対象となる。
- カ 減免費用の申請にあたっては、当該年度に入学する学生等の入学金が対象となること。
- 例えば、2020年度入学者に係る入学金は、AO入試等で2019年度中に徴収した場合でも、2020年度交付申請において手続きすること。

5) 入学金、前期授業料の徴収猶予、還付

①納付期限の猶予

経済的に困難な状況にある学生等の入学金や授業料などについては、納付時期の猶予など弾力的な取扱いをするよう、これまでも文部科学省から大学等に対して依頼している通り、今回の新制度の趣旨を踏まえ、給付型奨学金の予約採用手続において採用候補者となっているなど、減免対象となる可能性のある学生等については、納付期限等のきめ細かな配慮を行っていただくことが望ましいこと。

なお、入学前の時点であわせて受けられる支援について、巻末の参考資料3に記載の各種制度を活用することが可能であることから、大学等においても、学生等に対して周知すること。

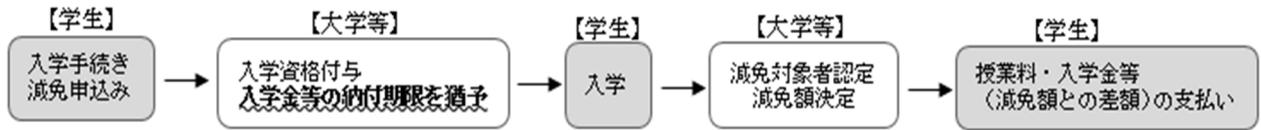
②還付

①により難しく、大学等において入学金、前期授業料を一旦徴収する取扱いとした場合は、入学後に減免が確定した者について、各大学等が定める方法により、速やかに学生等に対して減免相当額を還付すること。

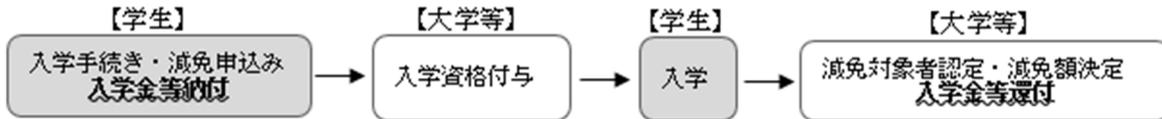
なお、金融機関の口座への振込により還付する場合は、認定申請書に振込先口座の記入欄を設けることが考えられる。

◇参考フロー：給付型奨学金採用候補者の入学金の取扱い

i) 低所得世帯の入学金等に係る納付期限の猶予等（柔軟な取り扱い）



ii) 入学金等に係る納付期限の猶予等により難しい場合



(4) 認定結果の通知に関すること

大学等は機構システムで支援区分を確認し、減免対象者として認定したときは認定した結果を、認定対象でないと判定したときはその旨を、速やかに認定申請者に通知すること。（認定通知書の雛形（A様式4-1、4-2））

（留意点）

ア 認定日の日付減免の始期は次の通り。

	申請時期	支援の始期
i	<u>入学前又は入学後3カ月までの間で各大学等が設定した提出期限</u>	<u>入学月分から減免</u>
ii	<u>(入学後3カ月を経過した後) 7月から12月までの間で各大学等が設定した提出期限</u>	<u>10月分から減免</u>
iii	<u>(入学後3カ月を経過した後) 1月から6月までの間で各大学等が設定した提出期限</u>	<u>4月分から減免</u>

・入学直後の申請：認定日は入学月1日付とする。

・在学中の申請：認定日は、4月1日付又は10月1日付とする。（ただし、家計急変による申請者についてはこの限りではない。本章第8節参照）

※令和元年度に申請を行い、支援の対象として認定された者の支援の始期は、この表に限らず、令和2年4月からとなる。

イ 減免対象者には、支援区分、減免額、減免後に納付すべき授業料等がある場合はその額、納入期限等を通知する。

ウ 選考の結果、減免対象者として認定されなかった者に対しては、認定されなかった旨及びその理由を通知する。（A様式4-2）（認定されない理由のうち、「給付奨学金の申請を行い、認定対象でないと判定されている。」の選択肢のほかは、給付奨学金を申込まない者からの申請があった場合に該当する。）

エ 認定結果の通知は、大学等における減免実施の根拠資料となり、支弁者や検査院等による調査の際に必要となるため、(1)の認定申請書と併せて、減免を実施した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

(5) 減免実施後の授業料等の徴収

減免実施後、学生等に納付すべき授業料等がある場合には、認定通知書に記載の内容に基づき、各大学等が定める方法により学生等から授業料等を徴収すること。

第2節 支援の継続に関する事務

(1) 継続願に関すること

①継続願の提出

授業料減免の対象者が在学中に継続して減免の支援を受けようとするときは、各大学等の定める日までに、減免に係る継続願を提出させるものとする。

継続願の提出は、その期限、方法など、各学校の定めるところによるが、適格認定により支援対象者や支援区分の変更が10月及び4月の年間2回のタイミングで起こり得ることから、その同時期に年間2回支援の継続手続きを行うこととし、学生等からはその一定期間前までに継続願の提出を求める。(「②継続願の提出期限」参照)

各大学等において、継続願の様式を雛形(A様式2)に基づき定め、学生等に配付すること。

(留意点)

ア 継続願の提出があった際、記入漏れ等がないか確認するとともに、給付型奨学金を継続して受給していることについて確認すること。

イ 認定申請書と同様、継続願にも機構の給付型奨学金の受給について確認する項目を設けること。機構の給付型奨学金の対象者については減免の対象者と見なせることから、必ず機構の給付型奨学金の奨学生番号の記載を求めること。

ウ 継続願の提出がない場合、支援を「停止」することとなるため、提出期限や方法等について、学生等に対して十分な周知を行うこと。なお、支援が停止した場合も、次のタイミングで継続願の提出があれば、支援が再開するが、停止期間中を遡及して支援を実施するものではない。(例えば、9月を期限とする継続願の提出がなかった場合、10月以降の支援を停止するが、3月を期限とする継続願の提出があった場合、4月以降の支援を再開する。この場合においても10月～3月分の遡及支援は行わない。)また、継続願の提出がない場合でも、給付型奨学金は停止とならない場合がある。

エ 新制度の授業料減免の認定を受ければ、認定の「取消」(支援の「廃止」)とならない限り、継続願を提出することにより、支援が継続する。各大学等が実施する独自の授業料減免事業では、半期(半年等)の減免期間が設定され、当該期間ごとに減免の認定を行っていることが多いが、これとの取扱いの違いに留意すること。

オ 例えば、次年度から授業料の額が変更となる場合であっても、新規申込ではなく、継続願の提出により、支援の継続のための手続きを行うこと。

オカ 継続願は、大学等における減免実施の根拠資料となり、支弁者や検査院等による調査の際に必要となるため、減免を実施した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

②継続願の提出期限

10月及び4月のタイミングで適格認定が行われることを踏まえ、その時期までに各大学等において提出期限を設定すること。

提出期限は、継続願の配布と併せて案内することに加え、大学等のHPにも掲載するなど、学生等に対して十分な周知を行うこと。

(2) 適格認定に関すること

(1)の継続願の提出の有無に関わらず、授業料減免の認定を受けた全ての者(既に取消とな

った者を除く。)について、次に記載する、1) 学業成績の判定及び2) 収入額・資産額等の判定を実施すること。

支援停止中の者(休学中の場合を含む)についても適格認定を実施し、認定取消等に該当する者については所要の措置を行うこと。

なお、認定の効果(支援の開始、中断、終了等)は、原則、機構の給付型奨学金と連動し、適格認定の結果により変更される。

(留意点)

ア 単に継続願の提出がない場合は、授業料等減免対象者としての認定効力が「停止」され、継続願が提出されれば当該停止は解除されることとなるが、適格認定により学業成績の判定を行った結果、認定の取消しに該当する可能性もある。このため、継続願の提出がない場合も、適格認定を実施し、認定の取消しへの該当の有無を確認する必要がある。

1) 学業成績の判定

①適格認定の基準

大学等は授業料等減免対象者の学業成績等について、学年ごと(「④③適格認定の時期等」に示す時期)に下表の「廃止」又は「警告」の区分の各基準に該当するかを判定すること。

◇適格認定における学業成績の基準

区分	学業成績の基準
廃止	次の1～4の <u>いずれか</u> に該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由(本章第2節(2)1)③に詳述)があると認められないとき 1 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 2 修得した単位数※1の合計数が標準単位数※2の5割以下であること。 3 履修科目への授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲※4が著しく低い状況にあると認められること。 4 「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること
警告	次の1～ <u>3</u> の <u>いずれか</u> 4に該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由(本章第2節(2)1)③に詳述)があると認められないとき 1 修得した単位数※1の合計数が標準単位数※2の6割以下であること。(廃止の区分に該当するものを除く。) 2 GPA等が学部等※3における下位4分の1の範囲に属すること(次のア、イに該当する場合(本章第2節(2)1)③に詳述)を除く ア 確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合 イ 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合 3 履修科目への授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲※4が低い状況にあると認められること(廃止の区分に該当するものを除く。)

※1 専修学校設置基準第20条第1項に基づく単位制数によらない専門学校にあつては、履修した科目の単位時間数の合計数で判定すること。

※2 標準単位数は、次の算式により算定(端数が生じた場合には切り上げる。) する単位数、又は履修科目として登録できる単位数の上限として大学等が定める単位数(大学設置基準第27条の2第1項、短期大学設置基準第13条の2第1項、専門職大学院設置基準第23条第1項、専修学校設置基準第24条)のいずれか少ない数とすること。

卒業又は修了の要件として確認大学等が定める単位数
(単位制によらない専門学校にあっては単位時間数)

× 対象者の在学年数※2

修業年限※1

※1 長期履修(大学設置基準第30条の2、短期大学設置基準第16条の2、専門職大学設置基準第27条、専修学校設置基準第25条)が認められた学生等については、その認められた履修期間

※2 対象者の在学期間に休学期間が含まれる場合には、その休学期間を控除する。また、休学期間が1年未満である場合には、その月数を12で除した数を控除する。

※3 「学部等」とは、学部、学科又はこれらに準ずるものであって、学生等の学業成績をGPA等を用いて相対的に比較することが公正かつ適正であると大学等が認める組織等をいう。

※4 学修意欲の状況については、履修科目の授業への出席率、授業時間外の学修の状況、授業において作成を求められる論文、報告書等の提出状況等を勘案して判定すること。「出席率が5割以下」(又は8割以下)というのは、学修意欲を欠き、公費による支援をするのにふさわしくない水準として、あくまで一例として示したものであることに留意すること。したがって、大学等においては、例えば、報告書(レポート)の提出状況や授業外での学修(いわゆる予習・復習)状況などを勘案して、5割(又は8割)しか出席していないのと同程度に学修意欲が低いと考えられる場合には、「廃止」(又は「警告」)の判定を行うこと。

②遡及取消の基準

上記①の判定において、学業成績が「廃止」の区分に該当する者については、(i)学業成績等が著しく不良であると認められるのか、(ii)災害、傷病、その他のやむを得ない事由があると認められるのか、を確認すること。((i)に該当し、(ii)に該当しない場合は、支援対象者としての認定の遡及取消となる。)

(i) 学業成績等が著しく不良

学修の実態が認められない状況、具体的には下記のいずれかに該当する場合をいう。

- ・ 修得単位数の合計(累積)が標準単位数の1割以下である場合
- ・ 出席率が1割以下など、学修意欲があるとは認められない場合

(ii) 災害、傷病、その他やむを得ない事由

本人及び家族の病気等の療養・介護や、災害や事故・事件の被害者となったことによる傷病(心身問わず)等、学業不振について学生等本人に帰責性がない場合をいう。(学生等本人のアルバイト過多については、それが学費・生活費のためであったとしても、ここでいう「やむを得ない事由」に含まれない。)

③斟酌すべきやむを得ない事由がある場合の特例措置

ア) 資格等を十分に取得合格できる水準にある場合

次の(i)から(iii)の全てに該当すると認められる場合には、「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること」に該当する場合であっても、「警告」の区分に該当しない。

- (i) 資格又は検定（以下、「資格等」）と学生等の所属する学部等の教育課程が密接に関連し、かつ、当該資格等が高等教育機関における学修成果としてふさわしいものであること
- (ii) 当該資格等が、職業に結び付くものであること
- (iii) 卒業生等の資格等の取得実績と成績との関係を踏まえ、当該学生等が十分に取得又は合格できる水準にあること

(留意点)

- ・ 資格等と教育課程とが密接に関連しているか否かの判断は、当該教育課程が、当該資格の取得または当該検定への合格（以下、「資格の取得等」）を目的としてカリキュラムが組まれたものであるかによって判断することになる。この場合、必ずしもすべての個別の履修科目等が資格の取得等のために設定されている必要はなく、入学から卒業までの間のカリキュラムを総合的に見て判断する。
ただし、資格の取得または検定への合格を目的としていることが分かるようにその旨をカリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシー、学校案内パンフレットや募集要項等により一般に公開している必要があることに留意すること
- ・ 資格の取得等を目的としてカリキュラムを編成するに当たっては、各学校のディプロマ・ポリシーなどを適切に踏まえて資格・検定を設定する必要があり、当該資格・検定が高等教育機関における学修成果としてふさわしいかどうかは、その点を踏まえて各大学等において判断すること。
- ・ 該当する資格等は、高等教育機関における学修成果としてふさわしく、かつ、職業に結び付く資格等であることが必要であることから、一般的に高等学校卒業程度で取得可能な資格や、一般教養と考えられる検定は、仮に当該大学等の教育課程と関連があったとしても対象外であると考えられる。また、高等教育機関における学修成果としてふさわしく、職業に結び付く資格等であったとしても、当該学生等が所属する学部等の教育課程と関連がないものであれば、対象外となることに留意すること。
- ・ 民間企業などが認定等をする資格等であっても、公的な資格等に準じて同等以上の社会的評価を有する資格等として評価できるものについては対象となり得ること。
- ・ 「十分に取得合格できる水準にある」か否かについては、例えば、GPA等が一定の水準（評価基準の「到達目標を達成している」に該当する場合等）にある者や、各科目の点数の平均値が一定の点数以上にある者について、過去の卒業生の実績と照らし合わせたとき、十分に資格等に合格できる水準にあると判断できる場合には、合格水準にあると判定することが考えられること。また、その設定の考え方等については、学生等へ明示するとともに、インターネット等の広く周知が図ることができる方法により公表することが望ましいこと。

イ) 社会的養護を必要とする者の場合

社会的養護を必要とする者で、大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合には、「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること」に該当する場合であっても、「警告」の区分に該当しない。

(i) 「社会的養護を必要とする者」であるかの確認

本取扱いにおける「社会的養護を必要とする者」とは、満18歳となる日の前日（又

は高校卒業時点)において次の表の区分に掲げる施設に入所していた者(事業にあつては委託されていた者、里親にあつては養育されていた者)を指す。

これらの者については、給付型奨学金の申込時にその旨を申告していることから、適格認定の際には機構システムによりこれに該当するか否かを確認すること【P】。

なお、確認にあたっては、当該適格認定の時点で児童養護施設への入所等をしている必要はなく、「社会的養護を必要とする者」として支援対象者の認定を受けた者であれば、本取扱いの対象となることに留意すること。

区 分	児童福祉法上の根拠	概 要
児童養護施設	第 41 条	<u>保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を必要とする児童の養護を行う。</u>
児童自立支援施設	第 44 条	<u>不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童の養護を行う。</u>
児童心理治療施設((旧)情緒障害児短期治療施設)	第 43 条の 2	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により <u>社会生活への適応が困難となった児童の養護を行う。</u>
児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を行う者に委託されていた者	第 6 条の 3 第 1 項	義務教育を終了した児童であつて、 <u>児童養護施設を退所した児童等の養護を行う。</u>
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を行う者に委託されていた者	第 6 条の 3 第 8 項	要保護児童(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童)に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援等を行う。
里親	第 6 条の 4	児童相談所が要保護児童(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童)の養育を定められた要件を満たした里親へ委託。

(ii) 学修に対する意欲や態度が優れているかの確認

適格認定の際に「社会的養護を必要とする者」の学修成績が、G P A (平均成績)等が下位 4 分の 1 の範囲に属する場合には、レポートの徴取や面談等を実施し、これが社会で自立し、及び活躍することができる人材を育成するという制度の趣旨を踏まえ、十分に学修に対する意欲や態度が優れていると認められるか否かを確認すること。

ウ) 傷病・災害その他やむを得ない事由があると認められる場合

「廃止」又は「警告」の区分に掲げる学業成績等(修得単位数、GPA、出席率等)に該当する場合であっても、そのことにつき、傷病・災害等により追試験等を含め成績判定が不可能であった等のやむを得ない事由があると認められる場合には、「廃止」又は「警告」の区分に該当しない。

(留意点)

- ・ 本取扱いは、「警告」の基準の1つであるGPA（平均成績）等に関する基準だけでなく、「廃止」及び「警告」の全ての「学業成績等の基準」に適用するものであること（修業年限での卒業、単位の取得状況、学修意欲（出席率等））。
- ・ 認められる事由は、傷病・災害等の不慮の事由等によるものであり、例えば、単に「アルバイトに追われている」ことや「課外活動への注力」などは、「やむを得ない事由」としては認められないこと。
- ・ カリキュラムの設定（成績の判定時期）等により適格認定の時期に成績判定ができない場合にも、この取扱いの対象となること。

④適格認定の時期等

学業成績等に関する適格認定における成績の判定は、学年ごとに行い、その結果は、次の年次の授業料の減免に反映させること。

4月入学者の場合、学業成績等に関する成績の判定は毎年度末に実施すること。なお、4月以外の月に入学した者（例えば秋入学者）については、当該学生等の各学年時における成績が確定する時期（例えば、10月1日に入学した者であって、在籍中の各学年の成績が翌年度以降、毎年9月に確定する場合には、毎年9月末まで）に学業成績等に関する適格認定を実施すること。

ただし、短期大学（修業年限が2年のもの。認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のもの）については、学年の半期ごとに判定を行い、半期ごとの授業料等の減免に反映させること。この場合、前期の適格認定による判定結果は、当該年度の10月以降の支援内容に反映させることから、それまでに確定し判定できる学業成績をもって判定すること。

⑤適格認定において留意すべきケース

ア) 休学中等の適格認定

支援対象者の休学等により認定の効力を停止した場合には、当該休学期間の属する年度に、判定すべき学業成績等があれば、当該学業成績について適格認定を実施し、判定すべき学業成績等がない場合には、当該期間について適格認定を実施することは要さない。

例えば、ある学年1年間を休学する場合、当該休学期間は、通常、判定すべき学業成績等がないため、当該年度に係る学業成績等に係る適格認定は実施しない。

他方で、例えば、ある年度の後期のみを休学する場合は、前期の学業成績等をもって当該年度の適格認定を実施する。この場合、学業成績等の判定基準の一つである「標準単位数」を算出する際の「対象者の在学年数」における当該年度の在籍年数から、休学した月数を控除して算出する（例えば、大学3年次に6カ月間、休学した場合は、在学年数は2.5年となり、3年次の適格認定における標準単位数は77.5単位（＝124単位÷4年×2.5年）となる）。

イ) 長期履修学生の適格認定

次に示す規定に基づき修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することが認められた者（以下「長期履修学生」）についても、前述のとおり学業成績等に関する適格認定を実施する。

ただし、適格認定を行う際の「標準単位数」の算定に当たっては、「修業年限」に代えて、同条により大学等から認められた長期履修期間により算定すること。

例えば、修業年限が4年（卒業に必要な単位数124単位）の大学生について、5年間の

長期履修学生である場合、1年次の標準単位数は24.8単位（＝124単位÷5年×1年）となる。

なお、長期履修学生であっても、支援を受けられる期間は修業年限までであり、修業年限を超えた期間は、支援を受けられないことに留意すること。

【長期履修に関する各種規定】

○ **大学設置基準**（昭和三十一年文部省令第二十八号）

（長期にわたる教育課程の履修）

第三十条の二 大学は、大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

○ **短期大学設置基準**（昭和五十年文部省令第二十一号）

（長期にわたる教育課程の履修）

第十六条の二 短期大学は、短期大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

○ **専門職大学設置基準**（平成二十九年文部科学省令第三十三号）

（長期にわたる教育課程の履修）

第二十七条 専門職大学は、専門職大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

○ **専修学校設置基準**（昭和五十一年文部省令第二号）

（長期にわたる教育課程の履修）

第二十五条 単位制による学科を置く専修学校は、専修学校の定めるところにより、生徒が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に当該単位制による学科の教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

⑥適格認定における学業成績等の判定結果の通知

適格認定における学業成績等の判定結果が「廃止」の区分に該当する場合は、支援対象者としての認定を取り消すものとし、A様式6により当該学生等に対して、その旨を通知すること。

また、同様に「警告」の区分に該当する場合には、A様式5-1により当該学生等に対して、学業不振である旨の通知を行うとともに、次回の適格認定において連続して「警告」に該当した場合には認定が取り消される旨を通知し、より一層学修へ励むよう指導すること。

廃止の区分及び警告の区分のいずれにも該当しない場合は、A様式5-2により当該学生等に対して、その旨を通知すること。

なお、当該適格認定の結果については、支援対象者に通知するとともに、機構の指定する方法により機構に報告すること。（機構省令第23条の6第2項）

ア 学業成績等の判定結果をもって認定の取消しとなり減免を行う事由が消滅するのは、日付は、原則、3月又は9月の末日となり、当該月で減免は終了する4月1日付又は10月1日付とする。「廃止」区分に該当する者のうち、上述②の遡及取消に該当する者については、学年の初日（短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。））（以下この項において短期大学等という。）にあっては、学年の半期の初日）の属する月の1日に遡って、支援対象者としての認定を取り消すものとするの効力が失われ、減免を行う事由が遡って消滅する（この場合、当該者について当該学年分（短期大学等においては、

当該学年の半期分の授業料減免の費用は支弁対象とならない。

イ 適格認定結果の通知は、大学等における減免実施の根拠資料となり、支弁者や検査院等による調査の際に必要となるため、減免を実施した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

ウ 学業成績の判定の結果、支援対象者としての認定の取消しを行った場合において、当該認定取消を受けた学生等より当該認定取消について、事実上の不服の申し立てがあった場合は、

①速やかに機構に対して連絡を行うとともに、

②大学等において当該学生等からの意見陳述（認定取消の原因となった学業成績の判定や懲戒処分等に対する意見陳述を含む。）の機会を設け、多角的な視点から（可能な限り客観的な事実等に基づき、）当該事案に係る再検討を行うことが望ましいこと。

2) 収入額・資産額等の判定（施行規則第13条関係）

※家計急変に係る申請に基づき認定した者については、下記によらず、[第8節（6）](#)を参照すること。

①適格認定の基準

本章第1節（2）④に記載の通り。

②適格認定の時期

適格認定における収入額・資産額等の判定は、毎年夏頃に行う。給付型奨学金の受給者については、機構で判定を行い、その判定結果は本人同意に基づき大学等に連携される。当該者については、大学等が収入額・資産額等の判定を行った者とみなすことができる。機構の判定結果（新たな支援区分情報）の確認については、以下の通り行う。

<機構の判定結果の確認>

大学等が確認する機構システムの奨学生一覧画面（本章第1節（3）2）において、「支援区分」欄に新たな支援区分情報が表示される。また、奨学生の奨学詳細情報画面（本章第1節（3）2）でも、各学生等の支援区分適用履歴が表示される。

仮に、収入及び資産に関する適格認定で支援対象外となった場合には、いずれの画面においても「支援区分」欄が空欄となり「学種状態」欄に『休・停止中』と表示される。

※新たな支援区分について、機構システム上は毎年9月頃に確認可能となる予定。

判定の結果に基づき、該当者は支援区分や減免額の変更若しくは支援の停止を行うものとし、当該変更は10月分からの授業料等の減免の実施に反映させること。（支援区分が変更となった者については、本章第1節（3）3）と同様に、新たな減免額の算出を行うこと。）

③適格認定結果の通知

判定の結果、第I区分から第III区分に該当しない（支援停止となる）ことが確認された場

合は、10月1日付で分から支援を停止することとし、A様式7によりその旨を速やかに通知すること。(当該者についても、翌年の適格認定において、基準に該当することとなった場合には、支援を再開する。)

支援区分が変更となった場合はA様式5-3-2により、新たな支援区分、減免額、減免期間、減免後に納付すべき授業料等がある場合はその額、納入期限等を速やかに該当者に通知すること。

(留意点)

~~ア 判定結果に応じた認定の変更の日付は、10月1日付とする。~~

イ 判定結果に応じた減免額等の変更により、減免費用の申請内容に生じた変更については、変更申請、実績報告や額の確定において、適切に処理すること(本章第4節及び第5節参照)。

ウイ 適格認定結果の通知は、大学等における減免実施の根拠資料となり、支弁者や検査院等による調査の際に必要となるため、減免を実施した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

(参考)適格認定と対応

適格認定実施時期	夏(~9月)		学年末
審査事項	収入及び資産	学業成績(2年制以下の学生等のみ)	学業成績
審査方法	JASSOが確認。本人同意のもと、大学等と情報連携。	対象者の成績を大学等で確認。JASSOへ通知。	対象者の成績を大学等で確認。JASSOへ通知。
認定効力、支援内容の変更	所得の状況に応じ、継続、支援区分の変更(減免額の変更)又は効力の停止。	学業成績に応じ、取消又は警告。成績が著しく不良である場合などは、学年の始期に遡及して取消。	学業成績に応じ、取消又は警告。成績が著しく不良である場合などは、学年の始期に遡及して取消。
適格認定結果の反映	10月分から新減免額を反映。	10月分から反映。遡及取消に該当する場合は、(4月入学者の場合)半年分の減免額を徴収。	4月分から反映。遡及取消に該当する場合は、(4月入学者の場合)1年分の減免額を徴収。

(3) 大学等ごとの支援状況の公表に関すること

前年度に支援措置の対象となった学生等の人数とあわせて、認定の取消し、認定効力の停止、学業成績が不振である旨の警告等に該当する学生等の人数を、これらに該当することとなった事由(適格認定における学業成績の判定による場合は、さらに、施行規則別表第二及び機構省令別表に定める基準)ごとに、施行規則第五条第三項に定める更新確認申請書(別途情報提供中)において記載することにより公表すること。

(留意点)

ア 更新確認申請書の作成及び提出・公表については、「機関要件の確認事務に関する指針

- (令和元年6月25日付、2019年度版)」(追って改訂予定)によること。
- イ 更新確認申請書の作成は、本取扱いが制度の運用の適正性を確保するためのものであることを十分に踏まえた上で作成すること。

第3節 減免費用の申請、交付に関する事務（年度当初の申請、交付）（大学等—支弁者の手続き）

◆注意

公立の大学等が行う授業料等減免に要する経費は、都道府県・市町村が全額負担することから、公立の大学等と都道府県・市町村との間における減免経費の申請・交付の方法やスケジュールは、各都道府県・市町村の定めるところによる。

したがって、ここで示す大学等と支弁者の事務が、公立の大学等において必ずしも求められる内容であるとは限らない。

私立の専門学校は、その授業料等減免に要する経費を国と都道府県で1/2ずつ負担するが、公立の大学等と同様、私立専門学校と都道府県との間における減免経費の申請・交付の方法やスケジュールも、各都道府県の定めるところによる。

大学等は学内の減免に要した費用をとりまとめ、年度当初の交付申請において、年間の所要見込額を支弁者に申請する。支弁者は申請内容を確認し、交付を決定した後、概算払いによりその決定額を支払う。

所要見込額の算出は、授業料と入学金でそれぞれ次のような考え方とする。

【授業料減免】

新制度の認定対象者で5月時点において機構システムに登録され、授業料の減免を受けた者が、1年間（4月～3月）減免を受ける場合に必要な概算の減免額を申請する。

【入学金減免】

当該年度に入学した者のうち、4月と5月に機構システムに新規登録された者が、入学金の減免を受けたその実績の減免額を申請する。（入学月から認定を受けていることが条件。）

◇参考

半期が経過した10月に、年間の所要見込額を再び算出し、その額が当初の交付申請額を超える場合は変更交付申請を行い、その不足額を申請する。（本章[第4節](#)参照）

（1）交付申請に関すること

1）交付申請の申請先（支弁者）と費用負担者

減免費用の申請先と費用の負担割合は次のとおり。

設置者の区分・学校の種類		支弁者 (減免費用の申請先)	費用負担割合
国立	大学・短大・高専・専門学校	国（設置者）	国が全額
私立	大学・短大・高専	国 ※私学事業団を通じて交付	国が全額
公立	大学・短大・高専・専門学校	都道府県・市町村（設置者）	都道府県・市町村が全額
私立	専門学校	都道府県(所轄庁)	国 1/2、都道府県 1/2

※ 放送大学、株式会社立の大学には、私学事業団を通じず国から直接交付する。

2) 交付申請の対象となる学生等の考え方

機構システムの5月データに登録され、支援区分の確認ができる者が、年度当初の交付申請の対象となる。(本章第1節(3)2)①を参照)

※ 機構システムに学生等の情報が登録されるスケジュール、支援区分等が反映される月ごとのスケジュールは、別途、機構から大学等に連絡がある予定。

ア 給付型奨学金の『予約採用者』

学生等が進学後に「進学届」の手続き（オンライン）を完了することで給付型奨学金の支援対象者として認定され、機構システムにおいて奨学生として採用処理後に、大学等が機構システムを通じて本人データを確認することができる。授業料減免の認定申請書の提出があっても、「進学届」の手続きが遅くなれば、機構システムでの確認ができず、年度当初の交付申請に含めることはできない。

- 4月下旬までに進学届の手続きを完了
→機構システムの「5月データ」に登録（5月連休以降からデータ確認が可能となる予定）
- 4月下旬以降に進学届の手続きを完了
→機構システムの「5月データ」への登録に間に合わない。
（6月以降にデータ確認が可能となる予定）

イ 給付型奨学金の『在学予約採用者』（初年度のみ）

在学する大学等が推薦手続を完了することで給付型奨学金の支援対象者として認定され、大学等が機構システムを通じて本人データを確認することができる。

- 4月下旬までに大学等による推薦手続完了
→機構システムの「5月データ」に登録（5月連休以降からデータ確認が可能となる予定）
- 4月下旬以降に大学等による推薦手続を完了
→機構システムの「5月データ」への登録は間に合わない。
（6月以降にデータ確認が可能となる予定）

ウ 給付型奨学金の『在学採用者』

学生等が給付型奨学金の申込手続を完了し、在学する大学等が推薦手続を完了することで、給付型奨学金の支援対象者として認定され、大学等が機構システムを通じて本人データを確認することができる。

4月からの在学採用を申し込んだ場合、データ確認が可能となるのは7月頃の予定であるため、給付型奨学金の『在学採用者』は年度当初の交付申請に含めることはできない。

3) 交付申請の方法

①交付申請の考え方

【授業料減免】

年度当初の交付申請は、機構システムの5月データに登録される者を対象者とするが、5月の登録に間に合わせるためにも、「進学届」は進学後すみやかに提出するよう学生等に指導すること。

5月データで確認できた学生等について、1年間(4月～3月)を通じてその支援区分のまま授業料減免を受けると見込み、年間の人数分の減免費用を年度当初に交付申請する。

◇参考

5月時点でシステムに登録されず、交付申請の対象とならない場合、10月時点のデータに支援対象者として登録されれば、10月の変更申請に計上することが可能となる。(本章[第4節](#)参照)

【入学金減免】

入学金減免の対象は、入学月1日付の認定を受けたから支援対象となった者となる。

このうち、年度当初の交付申請の対象となるのは、機構システムの「奨学生一覧」画面で「入学年月」が当該年度であり、かつ「採用年月」(最初のシステム登録年月)が当該年4月及び5月の者となる。

当該者について、「入学年月」と「給付始期」の年月が一致していることを確認すること。
(不一致の者は入学金減免の対象とならない。)

②交付申請の対象となる学生等の抽出について

授業料等減免を受ける学生等の減免の実施状況は、毎月の在籍状況とともに適切に管理していくことが必要となる。

各大学等において管理簿を作成し、それにより交付申請の対象者のリストアップや学生等の異動を把握することが望ましいが、交付申請にあたっては、機構システムで抽出条件を指定することで対象学生等をリストアップすることができる。(本章[第1節\(3\)2\)②](#)参照)

なお、機構システム上で情報を確認した時期により、指定した条件の下での学生等の抽出結果が異なるため、どの月時点における抽出学生等であるかに留意すること。

具体的には、次の抽出方法となる。

【授業料減免】

「奨学生一覧」画面において、抽出条件の「学種状態」を「奨学金振込中」のみとし、抽出条件の「採用年月」を「From 2020/0405～To 2020/05」と入力することで、5月時点で機構システムに登録されている学生等が検索できる。

※「採用年月」…機構システムに情報が登録された年月

【入学金減免】

「奨学生一覧」画面において、抽出条件の「入学年月」を「From 2020/04～
To 2020/05」と入力し、かつ、抽出条件の「採用年月」を「From 2020/04～
To 2020/05」と入力することで、当該年度に入学し、4月及び5月に機構シス
テムに新規登録された学生等が検索できる。

検索の結果、抽出された学生等の「入学年月」と「給付始期」の年月が一致
していることを必ず確認し、一致する者だけを対象とすること。

※ 編入学生の入学金の減免

他大学等からの編入学生で、編入元の大学等から引き続き支援を受ける学生等に入学
金減免を行った場合、上記の検索方法では当該学生等を抽出することはできない。

この場合、交付申請にあたって漏れがないよう十分注意するとともに、「申請学科一覧」
(B 様式 1 - 4) の入学金減免の備考欄に必ず『編入学生』と記載し、その旨を明確にす
ること。

◆日本学生支援機構の奨学金業務システムの画面イメージ ①

日本学生支援機構

奨学生一覧

現在校の奨学生の一覧を表示します。

検索条件

右の「検索」ボタンをクリックして、奨学生の検索を行います。
入力内容をクリアする場合は、右の「条件クリア」ボタンをクリックしてください。

学校初年度区分

奨学生番号

学部学科

学籍番号

奨学金種別

返還方式

一学期末日誌

入学年月 From: ~ To:

振替年月 From: ~ To:

学籍状態

- 奨学金支給中
- 保留中
- 休・停止中
- 納期まで滞り済
- 身分取得済
- 申出による終了
- 採用取得済
- 終了 奨学金
- 終了 給付(返還済)
- 終了 給付(返還済)
- 返還予定

※学籍状態については、こちらをご覧ください。

検索 条件クリア

検索結果は20件です。1/19ページを表示しています。

検索結果をダウンロードするときは、下の「検索結果ダウンロード」ボタンをクリックしてください。

次のページ 検索結果ダウンロード

学籍番号	奨学生番号	氏名	学部学科	学籍番号	奨学金種別	学籍状態	入学年月	返還年月	給付始期	給付終期	支拂区分	詳細情報	返還方式	一学期末日誌	スカラーユーザ
1	0170400001	橋本 一郎	文学部	1A171403	給付	奨学金支給中	2018/04	2020/04	2020/04	2021/03	10(奨学金)	詳細	-	-	○
2	0190400002	橋本 二郎	政治経済学部	1A191024	給付	奨学金支給中	2018/04	2020/04	2020/04	2022/03	11(2/3)	詳細	-	-	○
3	0190400003	橋本 三郎	教育学部	1A192027	給付	奨学金支給中	2018/04	2020/04	2020/04	2022/03	11(1/3)	詳細	-	-	○
4	0190400004	橋本 四郎	教育学部	1A192030	給付	奨学金支給中	2018/04	2020/04	2020/04	2022/03	10(奨学金)	詳細	-	-	○
5	0190400005	橋本 五郎	教育学部	1A192044	給付	奨学金支給中	2018/04	2020/04	2020/04	2022/03	11(2/3)	詳細	-	-	○
6	0190400006	橋本 六郎	工学部	1A191026	給付	奨学金支給中	2018/04	2020/04	2020/04	2023/03	11(1/3)	詳細	-	-	○
7	0190400007	橋本 七郎	工学部	1A191039	給付	奨学金支給中	2018/04	2020/04	2020/04	2023/03	11(1/3)	詳細	-	-	○
8	0190400008	橋本 八郎	工学部	1A191235	給付	奨学金支給中	2018/04	2020/04	2020/04	2023/03	11(1/3)	詳細	-	-	○
9	0190400009	橋本 九郎	工学部	1A191288	給付	奨学金支給中	2018/04	2020/04	2020/04	2023/03	11(1/3)	詳細	-	-	○
10	0190400010	橋本 十郎	工学部	1A192189	給付	休・停止中	2018/04	2020/04	2020/04	2023/03	10(奨学金)	詳細	-	-	○

※ニュー画面に戻る場合は、下の「戻る」ボタンをクリックしてください。

※ 「詳細情報」欄の「詳細」をクリックすると次ページの学生等個人の奨学詳細情報の画面イメージが表示される。

◆日本学生支援機構の奨学金業務システムの画面イメージ ②

日本学生支援機構

奨学詳細情報

奨学生の最新詳細情報を表示します。

奨学生番号	B180400002	特別種類	B180400002	その奨学種	B180400002
旧用番号	-	一般奨学金種	-	一般奨学金種	-
給付奨学生番号	-				
氏名	藤橋 二郎	性別	男		
	〒277-1207	生年月日	2000年3月10日		
学種状態	奨学金貸付中	保証区分	-	貸与利率区分	-
採用種別	一次	採用区分	-	奨学金種類	給付
学校名称	10890-01 イクシス大学				
学部学科	2005 政治経済学部	学部番号	14681-004		
学種	奨学金	入学年月	2023年4月	専攻科入学	-
定学種	全日制	通学種	自宅外	標準年限	40
卒業科免除	対象外				
給付時期	2023年4月	給付時期	2022年3月	給付月額	40000 一般奨学金
前年度入年月	2023年8月			給付住所	680000 一般奨学金
銀行口座	-	口座番号	-	ゆうちょ記号-番号	11110-12345678
	ゆうちょ銀行				
奨学事由	奨学金	返済方式	-		
第一種奨学金	-	地方創生特	-	単独免除内定制度	-
社会的奨励	対象外				

<支援区分適用履歴>

順番	適用開始年月	適用終了年月	支援区分
1	2023/04	2023/09	10(満額)
2	2023/10	2023/09	3(1/3)
3	2023/10	2023/09	3(2/3)

奨学生一覧画面に戻る場合は、下の「戻る」ボタンを押してください。

戻る

③減免対象者の管理簿

授業料等減免の対象学生等には、在籍中、家計の経済状況や休学等により支援の停止や再開、支援区分の変更等が起こるため、各大学等において、支援の状況を学籍とともに適切に管理することが必要となる。

そのための管理簿としては、次の例を参考とされたい。

◆「管理簿」の例（続き）

授業料支援月数		2020年度（令和2年度）												実績報告		実績報告時の入力番号				
支援可能月数	2020年度以降支援月数	支援対象外月数	残支援月数	修業年限超え	申請・報告時における各学生の状況												授業料使用する10-3月在籍実績(月数)	入学年間の入学者分(該当)	1番	2番
					年度状況	在籍状況把握														
在籍月	在籍月	在籍月	在籍月	在籍月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	交付申請時の入力番号	変更交付申請時の入力番号		
					在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	1番	1番		
72月	12月	0月	60月		入学	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	3/3	3/3		
12月	12月	0月	0月		在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	卒業	卒業	1番	1番		
48月	12月	0月	36月		入学	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	2/3	2/3		
48月	12月	0月	36月		入学	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	3/3	3/3		
48月	10月	0月	38月		入学	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	3/3	3/3		
36月	12月	0月	24月		在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	2/3	2/3		
72月	12月	0月	60月		入学	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	3/3	3/3		
72月	2月	70月	0月		入学	在籍	休学	退学	休学	休学	休学	休学	休学	休学	休学	2月	0月			
48月	6月	0月	42月		入学	在籍	在籍	休学	休学	休学	休学	休学	休学	休学	休学	3月	0月			
48月	3月	0月	45月		入学	在籍	在籍	休学	休学	休学	休学	休学	休学	休学	休学	3月	0月			
48月	11月	0月	37月		入学	在籍	在籍	休学	休学	休学	休学	休学	休学	休学	休学	5月	1月			
36月	11月	0月	25月		在籍	在籍	在籍	休学	休学	休学	休学	休学	休学	休学	休学	5月	1月			
24月	11月	0月	13月		在籍	在籍	在籍	休学	休学	休学	休学	休学	休学	休学	休学	5月	1月			
48月	6月	0月	42月		入学	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	6月	0月			
48月	6月	6月	36月		入学	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	0月	0月			
12月	6月	6月	0月		在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	0月	0月			
48月	12月	0月	36月		入学	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	1/3	1/3			
48月	12月	0月	36月		入学	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	1/3	1/3			
48月	7月	0月	41月		入学	在籍	在籍	在籍	在籍	入学	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	1月	1月			
48月	12月	0月	36月		入学	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	6月	6月			
48月	12月	0月	36月		入学	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	6月	6月			
12月	12月	0月	0月		在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	6月	6月			
12月	12月	0月	0月		在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	6月	6月			
48月	8月	4月	36月		入学	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	2月	1月			
48月	12月	0月	36月		入学	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	6月	6月			
48月	3月	45月	0月		入学	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	在籍	3月	0月			

4) 提出書類

<大学等が作成する資料>

- | | |
|---------------------|----------|
| ① 交付申請書 ※公印押印済みのもの | (B様式1-1) |
| ② 交付申請内訳 (学部・学科単位) | (B様式1-2) |
| ③ 交付申請内訳 (授業料・入学金別) | (B様式1-3) |
| ④ 申請学科一覧 | (B様式1-4) |

[提出方法]

①②は文書により提出。③④は電子媒体により提出。

交付申請にあたっては、①「交付申請書」及び②「交付申請内訳 (学部・学科単位)」を文書にて支弁者に提出すること。その際、各学科等の授業料と入学金について額を確認できるよう、学則や学生募集要項の写しを添付すること。(特待生制度等により特別な額を適用している場合も規程や金額が確認できるものを添付する。)

各様式は1つのエクセルファイルにまとめられており、④「申請学科一覧」を作成すれば、③「交付申請内訳 (授業料・入学金別)」及び②「交付申請内訳 (学部・学科単位)」が自動入力される。大学等が入力すべき資料は④「申請学科一覧」のみとなる。

なお、文書により①②を提出するほか、減免費用の支弁者や交付者が定める方法にて電子媒体により③④のファイルを支弁者に提出すること。

5) 交付申請書等の作成方法

①「申請学科一覧」(B様式1-4)の作成方法 ※詳細はエクセルを参照すること

機構システムで確認でき、減免を行った学生等(交付申請の対象学生等)の減免を申請に反映させる。

学科等における授業料・入学金の額の組合せごとにエクセル表の行を分け、その減免学生数を入力し、授業料については年間の減免見込額を、入学金については減免額を求めること。

(留意点)

ア 大学等が直接入力する様式は、この「申請学科一覧」のみでよい。

(「交付申請内訳 (授業料・入学金別)」及び「交付申請内訳 (学部・学科単位)」は、「申請学科一覧」から自動作成される。)

イ エクセル表は色付き(黄色)のセルのみ入力し、その他のセルには絶対に入力しないこと。

ウ 「学校コード」および「学部等コード」は私立の大学・短期大学・高等専門学校のみ入力すること。(日本私立学校振興・共済事業団に提出する「学校法人基礎調査」で使用しているコードを記入)

エ 「設置者別」「学校種別」をプルダウンで選択すれば、各授業料等金額に対する減免上限額や、それを踏まえた学生等一人当たり減免額が自動入力される。

オ 同一学科であっても、専攻・コース等や学年により授業料・入学金の額が違う場合や授業料と入学金の減免見込額が異なる場合は別々の行に入力し、「同一学科・同一昼夜での専攻・コース等での授業料・入学金の違い又は学年別、学生等の事情での金額の違い」欄にパターンで分類すること。(特待生制度等で授業料または入学金が減額される場合は必

ずパターン分けが必要となる。)

カ 同一学科でも昼間部と夜間部、通信制がある場合は「昼夜区分」欄で分類し、行を分けて入力する。

キ 給付型奨学金を申し込まず授業料等減免のみを受ける学生等は、授業料等の額や減免額に関わらず、別の行に分けて入力すること。(本章[第9節](#)参照)

その場合、備考欄に『JASSO給付外』と記入し、その旨を明確にすること。

ク 他大学等からの編入学生で、編入元の大学等から引き続き支援を受ける学生等については、機構システムから入学金減免の支援対象者であることを確認することができないため、別の行に分けて入力すること。

その場合、備考欄に『編入学生』と記入し、その旨を明確にすること。

ケ システムの都合上、同一学部の間にも別の学部の行が入らないようにすること。

※ 次ページの「申請学科一覧」入力イメージの例は、交付申請の段階での入力イメージである。その後の学生等の異動等による在籍状況の変化により、変更交付申請以降は第4節の「申請学科一覧」入力イメージ(B等式2-4)のように、新たにパターン分けを行う必要があることがある。

◆「申請学科一覧」入カイメージ（私立大学の例）（B様式1-4）

学校所在地 (私立事業団 提出校のみ)	東京都	13	学校法人名 東西学園	設置者別 私立	学校種別 大学	15
学校コード (私立事業団 提出校のみ)			学校名 東西大学		入カ行数	

入カ 番号	入学必須 学部名 (短大・高専・専修は学科名)	入学必須 私立事業団 への提出校 への提出校 のみ入カ	入学必須 昼夜区分 1.昼 2.夜 3.第三部 4.通信	入学必須 大学のみの入カ必須 (短大・高専・専修は記載不要)	入学必須 大学のみの 学部等 コード (5桁)	入学必須 (速いがない場合は 入カ不要)	入学必須 年間授業料 (特待制度注意)	入学 (特待制度注意)	入学必須 入学免除 国の上限額 入学金	減学生数(JASSOのデータと一致しない場合は特待利用に理由を入カ)	減学生数(JASSOのデータと一致しない場合は特待利用に理由を入カ)	入学料		授業料		必要に応じて 入カ	必要に応じて 入カ	必要に応じて 入カ	
												学生1人年間 減免見込額	3/3免除 (円)	学生1人年間 減免見込額	3/3免除 (円)				備考
学 校 計																			
1	医学部						5,000,000	700,000	2,000,000	260,000	700,000	11	4	6	21	9	3	4	16
2	医学部						1,300,000	700,000	300,000	260,000	700,000	2			2	1			1
3	経済学部						850,000	700,000	250,000	260,000	700,000	2	1	3	3	2			2
4	薬学部						1,200,000	700,000	300,000	260,000	700,000	1		1	1	1			1
5	薬学部						1,200,000	700,000	300,000	260,000	700,000	1		1	1	1			1
6	文学部						750,000	700,000	250,000	260,000	700,000	1		1	1	1			1
7	文学部						650,000	700,000	250,000	260,000	700,000	1		1	1	1			1
8	文学部						600,000	700,000	250,000	260,000	700,000	1		1	1	1			1
9	文学部						600,000	700,000	250,000	260,000	700,000	1		2	2	0			0
10	文学部						400,000	360,000	150,000	140,000	360,000			1	1	1			1
11	理工学部						1,100,000	700,000	300,000	260,000	700,000			1	1	1			1
12	理工学部						1,000,000	700,000	300,000	260,000	700,000			1	1	1			1
13	法学部						200,000	700,000	50,000	260,000	700,000			1	1	1			1
14	法学部						850,000	700,000	250,000	260,000	700,000			1	2	1			1
15	法学部						150,000	130,000	50,000	30,000	130,000			1	2	1			2

【今回入カ】令和2年度概算（授業料：5月時点、入学金：4-5月登録時点）

②「交付申請内訳（授業料・入学金別）」（B様式1-3）の作成方法

※詳細はエクセルを参照すること

「申請学科一覧」のデータが反映され、「交付申請内訳（授業料・入学金別）」が自動で作成される。

内容に誤りがなく、もれなく反映されているか確認すること。

◆「交付申請内訳（授業料・入学金別）」画面イメージ（私立大学の例）（B様式1-3）

<授業料減免（年間見込み）>

交付申請 交付申請 交付申請

学部 (学科)	大学 学科	授業料の額 (A)	種 別	所得区分	減免上限額	減免額 (B)	減免後の 授業料額 (A) - (B)	減免 学生数 (C)	年間減免 見込額 (B) × (C)	備考
医学部	医学科	5,000,000円	1	3/3免除	700,000円	700,000円	4,300,000円	2人	1,400,000円	
				2/3免除	466,700円	466,700円	4,533,300円	0人	0円	
				1/3免除	233,400円	233,400円	4,766,600円	0人	0円	
医学部	看護学科	1,300,000円	1	3/3免除	700,000円	700,000円	600,000円	0人	0円	
				2/3免除	466,700円	466,700円	833,300円	1人	466,700円	
				1/3免除	233,400円	233,400円	1,066,600円	0人	0円	
経済学部		850,000円	1	3/3免除	700,000円	700,000円	150,000円	2人	1,400,000円	
				2/3免除	466,700円	466,700円	383,300円	1人	466,700円	
				1/3免除	233,400円	233,400円	616,600円	0人	0円	
薬学部	薬学科	1,200,000円	1	3/3免除	700,000円	700,000円	500,000円	1人	700,000円	
				2/3免除	466,700円	466,700円	733,300円	0人	0円	
				1/3免除	233,400円	233,400円	966,600円	0人	0円	
薬学部	薬学科	1,200,000円	1	3/3免除	700,000円	700,000円	500,000円	1人	700,000円	
				2/3免除	466,700円	466,700円	733,300円	0人	0円	JASSO給付外
				1/3免除	233,400円	233,400円	966,600円	0人	0円	
文学部	教育学科	750,000円	1	3/3免除	700,000円	700,000円	50,000円	1人	700,000円	
				2/3免除	466,700円	466,700円	283,300円	0人	0円	
				1/3免除	233,400円	233,400円	516,600円	0人	0円	
文学部	教育学科	650,000円	1	3/3免除	700,000円	650,000円	0円	1人	650,000円	
				2/3免除	466,700円	433,400円	216,600円	0人	0円	
				1/3免除	233,400円	216,700円	433,300円	0人	0円	
文学部	文学科	600,000円	1	3/3免除	700,000円	600,000円	0円	0人	0円	
				2/3免除	466,700円	400,000円	200,000円	1人	400,000円	JASSO給付外
				1/3免除	233,400円	200,000円	400,000円	0人	0円	
文学部	文学科	600,000円	1	3/3免除	700,000円	600,000円	0円	1人	600,000円	
				2/3免除	466,700円	400,000円	200,000円	0人	0円	
				1/3免除	233,400円	200,000円	400,000円	1人	200,000円	
文学部	文学科	400,000円	2	3/3免除	360,000円	360,000円	40,000円	0人	0円	
				2/3免除	240,000円	240,000円	160,000円	0人	0円	
				1/3免除	120,000円	120,000円	280,000円	1人	120,000円	
理工学部		1,100,000円	1	3/3免除	700,000円	700,000円	400,000円	0人	0円	
				2/3免除	466,700円	466,700円	633,300円	0人	0円	
				1/3免除	233,400円	233,400円	866,600円	1人	233,400円	
理工学部		1,000,000円	1	3/3免除	700,000円	700,000円	300,000円	0人	0円	
				2/3免除	466,700円	466,700円	533,300円	1人	466,700円	
				1/3免除	233,400円	233,400円	766,600円	0人	0円	
法学部	法学科	200,000円	1	3/3免除	700,000円	200,000円	0円	0人	0円	
				2/3免除	466,700円	133,400円	66,600円	0人	0円	特待制度利用
				1/3免除	233,400円	66,700円	133,300円	1人	66,700円	
法学部	法学科	850,000円	1	3/3免除	700,000円	700,000円	150,000円	1人	700,000円	
				2/3免除	466,700円	466,700円	383,300円	0人	0円	
				1/3免除	233,400円	233,400円	616,600円	1人	233,400円	
法学部		150,000円	3	3/3免除	130,000円	130,000円	20,000円	1人	130,000円	
				2/3免除	86,700円	86,700円	63,300円	0人	0円	
				1/3免除	43,400円	43,400円	106,600円	1人	43,400円	

<入学金減免（年間見込み）>

交付申請 交付申請 交付申請

学部 (学科)	大学 学科	入学金の額 (A)	種 別	所得区分	減免上限額	減免額 (B)	減免後の 入学金額 (A) - (B)	減免 学生数 (C)	4・5月分 減免額 (B) × (C)	備考
医学部	医学科	2,000,000円	1	3/3免除	260,000円	260,000円	1,740,000円	1人	260,000円	
				2/3免除	173,400円	173,400円	1,826,600円	0人	0円	
				1/3免除	86,700円	86,700円		0人	0円	
医学部	看護学科	300,000円	1	3/3免除	260,000円	260,000円	40,000円	0人	0円	
				2/3免除	173,400円	173,400円	126,600円	1人	173,400円	
				1/3免除	86,700円	86,700円	213,300円	0人	0円	
経済学部		250,000円	1	3/3免除	260,000円	250,000円	0円	2人	500,000円	
				2/3免除	173,400円	166,700円	83,300円	0人	0円	
				1/3免除	86,700円	83,400円	166,600円	0人	0円	
薬学部	薬学科	300,000円	1	3/3免除	260,000円	260,000円	40,000円	1人	260,000円	
				2/3免除	173,400円	173,400円	126,600円	0人	0円	
				1/3免除	86,700円	86,700円	213,300円	0人	0円	
薬学部	薬学科	300,000円	1	3/3免除	260,000円	260,000円	40,000円	1人	260,000円	JASSO給付外
				2/3免除	173,400円	173,400円	126,600円	0人	0円	
				1/3免除	86,700円	86,700円	213,300円	0人	0円	
文学部	教育学科	250,000円	1	3/3免除	260,000円	250,000円	0円	1人	250,000円	
				2/3免除	173,400円	166,700円	83,300円	0人	0円	
				1/3免除	86,700円	83,400円	166,600円	0人	0円	
文学部	教育学科	250,000円	1	3/3免除	260,000円	250,000円	0円	1人	250,000円	
				2/3免除	173,400円	166,700円	83,300円	0人	0円	
				1/3免除	86,700円	83,400円	166,600円	0人	0円	
文学部	文学科	250,000円	1	3/3免除	260,000円	250,000円	0円	0人	0円	JASSO給付外
				2/3免除	173,400円	166,700円	83,300円	1人	166,700円	
				1/3免除	86,700円	83,400円	166,600円	0人	0円	
文学部	文学科	250,000円	1	3/3免除	260,000円	250,000円	0円	0人	0円	
				2/3免除	173,400円	166,700円	83,300円	0人	0円	
				1/3免除	86,700円	83,400円	166,600円	0人	0円	
文学部	文学科	150,000円	2	3/3免除	140,000円	140,000円	10,000円	0人	0円	
				2/3免除	93,400円	93,400円	56,600円	0人	0円	
				1/3免除	46,700円	46,700円	103,300円	1人	46,700円	
理工学部		300,000円	1	3/3免除	260,000円	260,000円	40,000円	0人	0円	
				2/3免除	173,400円	173,400円	126,600円	0人	0円	
				1/3免除	86,700円	86,700円	213,300円	1人	86,700円	
理工学部		300,000円	1	3/3免除	260,000円	260,000円	40,000円	0人	0円	
				2/3免除	173,400円	173,400円	126,600円	1人	173,400円	
				1/3免除	86,700円	86,700円	213,300円	0人	0円	
法学部	法学科	50,000円	1	3/3免除	260,000円	50,000円	0円	0人	0円	特待制度利用
				2/3免除	173,400円	33,400円	16,600円	0人	0円	
				1/3免除	86,700円	16,700円	33,300円	1人	16,700円	
法学部	法学科	250,000円	1	3/3免除	260,000円	250,000円	0円	1人	250,000円	
				2/3免除	173,400円	166,700円	83,300円	0人	0円	
				1/3免除	86,700円	83,400円	166,600円	0人	0円	
法学部		50,000円	3	3/3免除	30,000円	30,000円	20,000円	1人	30,000円	
				2/3免除	20,000円	20,000円	30,000円	0人	0円	
				1/3免除	10,000円	10,000円	40,000円	1人	10,000円	

③「交付申請内訳（学部・学科単位）」（B様式1-2）の作成方法

※詳細はエクセルを参照すること

「申請学科一覧」のデータが反映され、「交付申請内訳（学部・学科単位）」が自動で作成される。

本様式には「交付申請内訳（授業料・入学金別）」が学部別（大学以外は学科別）に集計されている。

内容に誤りがなく、もれなく反映されているか確認すること。

（留意点）

ア この「減免学生数」と機構システムから抽出した対象学生数のデータが一致することを確認すること。一致しないときはその理由を確認すること。

イ （「申請書の人数>システム上の人数」で一致しないケース）

給付型奨学金を申し込まず授業料等減免のみを受ける学生等や、編入元大学等から編入先大学等に支援が引き継がれる場合に編入学の際の入学金減免を受ける学生等については、機構システムには登録されないが、交付申請書にはカウントされている。（「申請学科一覧」の当該学生等の行の備考欄に「JASSO 給付外」「編入学生」と記入。）

ウ （「申請書の人数<システム上の人数」で一致しないケース）

給付型奨学金のみで授業料等減免を受けない学生等は、機構システムには登録されるものの、学生等から大学等に認定申請がなく、交付申請にも含まれない。

◆「交付申請内訳（学部・学科単位）」画面イメージ（私立大学の例）（B様式1-2）

令和2年度授業料等減免事業 交付申請書内訳(学部・学科での計)

学校コード	—	学校名	東西大学
		学校法人名	東西学園

<授業料減免・入学金減免（年間見込み）>

学部 (学科)	所得区分	授業料減免額		入学金減免額(4・5月)	
		減免 学生数	減免総額	減免 学生数	減免総額
計	3/3免除	11人	6,980,000円	9人	2,060,000円
	2/3免除	4人	1,800,100円	3人	513,500円
	1/3免除	6人	896,900円	4人	160,100円
	計	21人	9,677,000円	16人	2,733,600円
医学部	3/3免除	2人	1,400,000円	1人	260,000円
	2/3免除	1人	466,700円	1人	173,400円
	1/3免除	0人	0円	0人	0円
経済学部	3/3免除	2人	1,400,000円	2人	500,000円
	2/3免除	1人	466,700円	0人	0円
	1/3免除	0人	0円	0人	0円
薬学部	3/3免除	2人	1,400,000円	2人	520,000円
	2/3免除	0人	0円	0人	0円
	1/3免除	0人	0円	0人	0円
文学部	3/3免除	3人	1,950,000円	2人	500,000円
	2/3免除	1人	400,000円	1人	166,700円
	1/3免除	2人	320,000円	1人	46,700円
理工学部	3/3免除	0人	0円	0人	0円
	2/3免除	1人	466,700円	1人	173,400円
	1/3免除	1人	233,400円	1人	86,700円
法学部	3/3免除	2人	830,000円	2人	280,000円
	2/3免除	0人	0円	0人	0円
	1/3免除	3人	343,500円	2人	26,700円

6) 申請期限

5月末日までに、支弁者（交付申請先）に提出すること。（必着）

文書による提出（交付申請内訳（学部・学科単位））も、メールによる提出（「申請学科一覧」（全入力）、「交付申請書内訳（授業料、入学金）」）も同じ期限とする。

(2) 交付決定に関すること

大学等から交付申請書を受けた支弁者は、機構システムから大学等のデータを確認し、支援区分ごとの対象学生数など申請内容の確認を行う。

支弁者は大学等から必要に応じてその内容について聴取するなど、申請内容の確認を終えれば、大学等宛に交付決定通知を送付する。(7月頃の予定)

(3) 請求・支払に関すること

大学等は交付決定通知に基づき、「概算払請求書」(B様式9-1、名称仮)を減免費用の支弁者に提出すること。

国から交付金を支払うにあたっては、関係機関との協議が必要であることから、一定の時間を要することが見込まれる。(初年度は支払い時期が8月下旬頃の予定)

第4節 減免費用の変更申請、変更交付に関する事務（大学等—支弁者の手続き）

◆注意

公立の大学等が行う授業料等減免に要する経費は、都道府県・市町村が全額負担することから、公立の大学等と都道府県・市町村との間における減免経費の申請・交付の方法やスケジュールは、各都道府県・市町村の定めるところによる。

したがって、ここで示す大学等と支弁者の事務が、公立の大学等において必ずしも求められる内容であるとは限らない。

私立の専門学校は、その授業料等減免に要する経費を国と都道府県で1/2ずつ負担するが、公立の大学等と同様、私立専門学校と都道府県との間における減免経費の申請・交付の方法やスケジュールも、各都道府県の定めるところによる。

（1）変更交付申請に関すること

大学等において、後期の授業料減免等の結果を踏まえ、年間の減免所要見込額を再度算出し、その額が既に交付済みの減免費用の額（年度当初の交付申請にて請求した減免額）を超え、不足する場合は変更交付申請を行い、不足額を請求する。

したがって、すべての大学等が変更交付を申請するとは限らない。

変更交付申請にあたり、所要見込額の算出は、授業料と入学金でそれぞれ次のような考え方とする。

【授業料減免】

○4月～9月の6ヶ月（前期分）

授業料減免を実施した実績が把握可能

○10月～翌年3月の6ヶ月（後期分）

10月の機構システムに登録され、減免を受けた者にに基づき、見込みの所要額を算出
上記を合計した年間所要額を、変更交付申請における授業料減免所要見込額とする。

【入学金減免】

減免した実績分のみを申請対象と考えるため、機構システムに新規登録される減免実施時期により、次のように申請を分けること。

○4月及び5月の2ヶ月間に機構システムに新規登録された減免対象者

→ 年度当初の交付申請にて減免費用を申請

○6月～10月に機構システムに新規登録された減免対象者

→ 変更交付申請にて減免費用を申請

※11月以降に機構システムに新規登録された減免対象者がいれば、上記の概算払いではなく、年度終了後の額の確定にて所要額を処理する。

1) 変更交付申請の申請先（支弁者）と費用負担者

減免費用の申請先と費用の負担割合は交付申請と同じ。（本章[第3節（1）1](#)参照）

2) 変更交付申請の方法

①変更交付申請の考え方

【授業料減免】

年度前半（4月～9月）の6ヶ月間に実施した授業料減免の実績に、年度後半（10月～翌年3月）の6ヶ月間の授業料減免見込額を加えた年間の授業料減免見込額を算出する。

その際、収入及び資産に関する適格認定の結果に基づき機構システムの10月データで最新の支援区分が確認でき、減免を受けた学生等を対象として、当該学生等が後半6ヶ月間（10月～翌年3月）を通じて授業料減免を受けるものと見込み、所要額を算出する。

なお、年度前半の実績は、各大学等が管理簿等により把握する月毎の減免実施状況を基に入力することが考えられるが、機構システムにおいては、毎月、大学等が当該月の登録データを確認できる時期にアクセスし、「奨学金振込中」の条件指定の下で学生等を抽出することにより、各月に機構の給付型奨学金を受けている学生等を一覧で確認できることから、大学等での減免実績の管理にあっても機構システムを活用することは効果的である。

※ 機構システムに学生等の情報が登録されるスケジュール、支援区分等が反映される月ごとのスケジュールは、別途、機構から大学等に連絡される予定。

【入学金減免】

入学金減免の対象は、入学月1日付の認定を受けたから支援対象となった者となる。

このうち、変更交付申請の対象となるのは、当該年度入学者のうち年度当初の申請で機構システムに登録が間に合わずに計上されていない者が対象となる。

機構システムの「奨学生一覧」画面で、「入学年月」が当該年度であり、かつ「採用年月」（最初のシステム登録年月）が当該年6月から10月までの者となる。当該者について、「入学年月」と「給付始期」の年月が一致していることを確認すること。（不一致の者は入学金減免の対象とならない。）

※ 授業料減免費用の申請は、ある一定の時点における減免対象者の人数を基に、年間の減免額を概算により請求するものであり、その時点では学生等一人ひとりの年度途中の異動等は勘案していない。

減免費用の申請は、あくまで学校単位として年間に要する減免費用を見込みにより算出し、それに必要な減免額を措置するという考え方であり、最終的に年度終了後に算出した学校全体の実績値を確定するなかで、入学金の減免実施額も含め、不用・不足額を調整することとなる。

したがって、年度途中に支援対象者に異動等があったため、年間の支援期間が12か月に満たなくなった者に係る超過分の交付額を、年度の途中に支弁者に返還することは要しない。

②変更交付申請の対象となる学生等の抽出について

交付申請の対象学生等の抽出と同様に、機構システムで抽出条件を指定することにより後期（10月～3月）の見込みの対象学生等をリストアップすることができる。（本章[第1節（3）2）②](#)参照）

なお、機構システム上で情報を確認した時期により、指定した条件の下での学生等の抽出結果が異なるため、どの月時点における抽出学生等であるかに留意すること。（変更交付申請において後期の見込みの対象学生数を抽出する場合は、10月時点となる。）

具体的には、次の抽出方法となる。

【授業料減免】

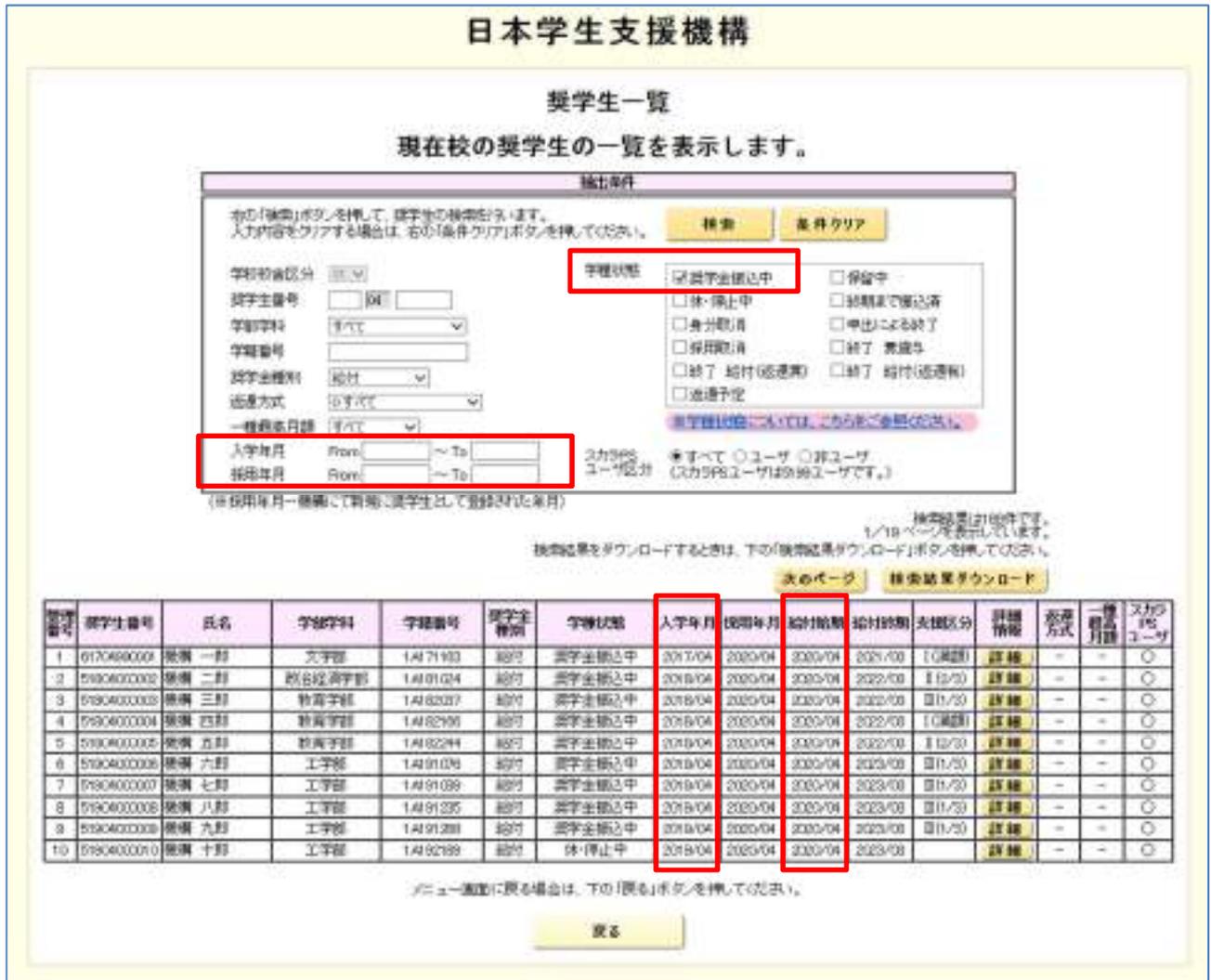
「奨学生一覧」画面において、抽出条件の「学種状態」を「奨学金振込中」のみとし、10月の登録データが確認できる時期に機構システムへアクセスし、リストアップする抽出条件の「採用年月」を「From 2020/10月～To 2020/10月」と入力することで、10月時点で機構システムに登録されている学生等が検索できる。
~~※「採用年月」…機構システムに情報が登録された年月~~

【入学金減免】

「奨学生一覧」画面において、抽出条件の「入学年月」を「From 2020/04～To 2020/10」と入力し、かつ、抽出条件の「採用年月」を「From 2020/06～To 2020/10」と入力することで、当該年度に入学し、6月から10月に機構システムに新規登録された学生が検索できる。

検索の結果、抽出された学生等の「入学年月」と「給付始期」の年月が一致していることを必ず確認し、一致する者だけを対象とすること。

◆日本学生支援機構の奨学金業務システムの画面イメージ



3) 提出書類

<大学等が作成する資料>

- ① 変更交付申請書 ※公印押印済みのもの (B様式2-1)
 - ② 変更交付申請内訳 (学部・学科単位) (B様式2-2)
 - ③ 変更交付申請内訳 (授業料・入学金別) (B様式2-3)
 - ④ 申請学科一覧 (B様式2-4)
- [提出方法]
- ①②は文書により提出。③④は電子媒体により提出。

変更交付申請にあたっては、①「変更交付申請書」及び②「変更交付申請内訳 (学部・学科単位)」を文書にて支弁者に提出すること。

各様式は1つのエクセルファイルにまとめられており、④「申請学科一覧」を作成すれば、

③「変更交付申請内訳（授業料・入学金別）」及び②「変更交付申請内訳（学部・学科単位）」が自動入力される。大学等が入力すべき資料は④「申請学科一覧」のみとなる。

なお、文書により①②を提出するほか、減免費用の支弁者や交付者が定める方法にて電子媒体により②③④のファイルを支弁者に提出すること。

4) 変更交付申請書等の作成方法

①「申請学科一覧」（B様式2-4）の作成方法 ※詳細はエクセルを参照すること

年度当初の交付申請の際に作成した「申請学科一覧」に、その後支援対象として登録された学生分を追加し、その上で、授業料については、前期の減免実績及び後期の減免見込を、入学金については、交付申請後に実施した入学金減免を様式に反映させること。

作成にあたっては、交付申請の際の留意点に引き続き注意すること。

(留意点)

- ア 大学等が直接入力する様式は、この「申請学科一覧」のみでよい。（「変更交付申請内訳（授業料・入学金別）」及び「変更交付申請内訳（学部・学科単位）」は、「申請学科一覧」から自動作成される。）
- イ エクセル表は色付き（黄色）のセルのみ入力し、その他のセルには絶対に入力しないこと。
- ウ 年度当初の交付申請に用いたファイルに、続けて実績を記載すること。「申請学科一覧」ファイルは、年度当初の交付申請、年度途中の変更交付申請の順に左から右へと連続して記入する欄が設けられている。
- ウ 「学校コード」および「学部等コード」は私立の大学・短期大学・高等専門学校のみ入力すること。（日本私立学校振興・共済事業団に提出する「学校法人基礎調査」で使用しているコードを記入）
- エ 同一学科であっても、専攻・コース等や学年により授業料・入学金の額が違う場合、授業料と入学金の減免見込額が異なる場合は別々の行に入力し、「同一学科・同一昼夜での専攻・コース等での授業料・入学金の違い又は学年別、学生等の事情での金額の違い」欄にパターンで分類すること。（特待生制度等で授業料または入学金が減額される場合は必ずパターン分けが必要となる。）
- オ 在籍状況が他の学生等と異なる場合（半期の支援期間が6ヶ月未満である場合）も、パターンで分類すること。
- カ 同一学科でも昼間部と夜間部、通信制がある場合は「昼夜区分」欄で分類し、行を分けて入力する。
- キ 給付型奨学金を申し込まず授業料等減免のみを受ける学生等は、授業料等の額や減免額に関わらず、別の行に分けて入力すること。（本章第9節参照）
その場合、備考欄に『JASSO給付外』と記入し、その旨を明確にすること。
- ク 他大学等からの編入学生で、編入元の大学等から引き続き支援を受ける学生等については、機構システムから入学金減免の支援対象者であることを確認することができないため、別の行に分けて入力すること。
その場合、備考欄に『編入学生』と記入し、その旨を明確にすること。
- ケ システムの都合上、同一学部の間にも別の学部の行が入らないようにすること。
- コ 備考欄には、上記キやクの事由のほか、変更交付申請から新たに行が追加になった理由や、6ヶ月間に満たない支援期間である理由（『10月から減免対象』、『9月から入学』、『7月から休学』等）を記入すること。

②「変更交付申請内訳（授業料・入学金別）」（B様式2-3）の作成方法

※詳細はエクセルを参照すること

「申請学科一覧」のデータが反映され、「変更交付申請内訳（授業料・入学金別）」が自動で作成される。

内容に誤りがなく、もれなく反映されているか確認すること。

◆「変更交付申請内訳（授業料・入学金別）画面イメージ（私立大学の例）（B様式2-3）

<授業料減免（年間見込み）>

変更交付申請 変更交付申請

学部 (学科)	大学 学科	授業料の額 (A)	種 別	所得区分	減免上限額	減免額 (B)	減免後の 授業料額 (A) - (B)	減免学生数 【当初人数】 (C)	年間減免見込額 【既交付額】 (B) × (C)	前期(4~9月) 減免学生数 【実績】	前期(4~9月) 減免額【実績】 (E)	後期(10~3月) 減免学生数 (F)	後期(10~3月) 減見込額 (G) = (E) / 2 × (F)	年間減見込額 【変更交付申請】 (H) = (E) + (G)	差 額 (△) 交付額 (H) - (D)	備考
医学部	医学科	5,000,000円	1	3/3免除	700,000円	700,000円	4,300,000円	2人	1,400,000円	2人	700,000円	2人	700,000円	1,400,000円	0円	
				2/3免除	466,700円	466,700円	4,533,300円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
				1/3免除	233,400円	233,400円	4,766,600円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
医学部	看護学科	1,300,000円	1	3/3免除	700,000円	700,000円	600,000円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
				2/3免除	466,700円	466,700円	833,300円	1人	466,700円	1人	233,400円	1人	233,300円	466,700円	0円	
				1/3免除	233,400円	233,400円	1,066,600円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
経済学部		850,000円	1	3/3免除	700,000円	700,000円	150,000円	2人	1,400,000円	2人	700,000円	2人	700,000円	1,400,000円	0円	
				2/3免除	466,700円	466,700円	383,300円	1人	466,700円	1人	233,400円	1人	233,300円	466,700円	0円	
				1/3免除	233,400円	233,400円	616,600円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
薬学部	薬学科	1,200,000円	1	3/3免除	700,000円	700,000円	500,000円	1人	700,000円	1人	350,000円	1人	350,000円	700,000円	0円	
				2/3免除	466,700円	466,700円	733,300円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
				1/3免除	233,400円	233,400円	966,600円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
薬学部	薬学科	1,200,000円	1	3/3免除	700,000円	700,000円	500,000円	1人	700,000円	1人	700,000円	1人	700,000円	1,400,000円	0円	
				2/3免除	466,700円	466,700円	733,300円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
				1/3免除	233,400円	233,400円	966,600円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
文学部	教育学科	750,000円	1	3/3免除	700,000円	700,000円	50,000円	1人	700,000円	1人	175,000円	0人	0円	175,000円	525,000円	
				2/3免除	466,700円	466,700円	283,300円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
				1/3免除	233,400円	233,400円	516,600円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
文学部	教育学科	650,000円	1	3/3免除	700,000円	650,000円	0円	1人	650,000円	1人	162,500円	0人	0円	162,500円	487,500円	
				2/3免除	466,700円	466,700円	216,600円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
				1/3免除	233,400円	233,400円	433,300円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
文学部	文学科	600,000円	1	3/3免除	700,000円	600,000円	0円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
				2/3免除	466,700円	466,700円	200,000円	1人	400,000円	1人	166,700円	1人	200,000円	366,700円	33,300円	JASSO交付 外・7月退学
				1/3免除	233,400円	233,400円	400,000円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
文学部	文学科	600,000円	1	3/3免除	700,000円	600,000円	200,000円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
				2/3免除	466,700円	466,700円	200,000円	1人	600,000円	1人	250,000円	2人	600,000円	850,000円	250,000円	授業料減 免者あり
				1/3免除	233,400円	233,400円	400,000円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
文学部	文学科	400,000円	2	3/3免除	360,000円	360,000円	40,000円	1人	200,000円	1人	83,400円	0人	0円	83,400円	116,600円	
				2/3免除	240,000円	240,000円	160,000円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
				1/3免除	120,000円	120,000円	280,000円	1人	120,000円	1人	60,000円	0人	0円	60,000円	60,000円	10月から休 学
理工学部		1,100,000円	1	3/3免除	700,000円	700,000円	400,000円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
				2/3免除	466,700円	466,700円	633,300円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
				1/3免除	233,400円	233,400円	866,600円	1人	233,400円	1人	116,700円	1人	116,700円	233,400円	0円	
理工学部		1,100,000円	1	3/3免除	700,000円	700,000円	400,000円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
				2/3免除	466,700円	466,700円	633,300円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
				1/3免除	233,400円	233,400円	866,600円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
理工学部		1,000,000円	1	3/3免除	700,000円	700,000円	300,000円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
				2/3免除	466,700円	466,700円	533,300円	1人	466,700円	1人	233,400円	1人	233,300円	466,700円	0円	10月から減 免対象
				1/3免除	233,400円	233,400円	766,600円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
理工学部		1,000,000円	1	3/3免除	700,000円	700,000円	300,000円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
				2/3免除	466,700円	466,700円	533,300円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
				1/3免除	233,400円	233,400円	766,600円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
法学部	法学科	200,000円	1	3/3免除	700,000円	200,000円	0円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
				2/3免除	466,700円	466,700円	66,600円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
				1/3免除	233,400円	233,400円	766,600円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
法学部	法学科	850,000円	1	3/3免除	700,000円	700,000円	150,000円	1人	700,000円	1人	350,000円	1人	350,000円	700,000円	0円	
				2/3免除	466,700円	466,700円	383,300円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
				1/3免除	233,400円	233,400円	616,600円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
法学部	法学科	850,000円	1	3/3免除	700,000円	700,000円	150,000円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
				2/3免除	466,700円	466,700円	383,300円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
				1/3免除	233,400円	233,400円	616,600円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
法学部	法学科	150,000円	3	3/3免除	86,700円	86,700円	63,300円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
				2/3免除	43,400円	43,400円	106,600円	1人	43,400円	1人	21,700円	1人	21,700円	43,400円	0円	
				1/3免除	21,700円	21,700円	130,000円	1人	130,000円	1人	32,500円	0人	0円	32,500円	97,500円	
法学部	法学科	150,000円	3	3/3免除	86,700円	86,700円	63,300円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
				2/3免除	43,400円	43,400円	106,600円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	
				1/3免除	21,700円	21,700円	130,000円	0人	0円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	

<入学金減免>

変更交付申請 変更交付申請 変更交付申請 変更交付申請 変更交付申請 変更交付申請

変更交付申請

学部 (学科)	大学 学科	入学金の額 (A)	種 別	所得区分	減免上限額	減免額 (B)	減免後の 入学金額 (A)-(B)	減免学生数 (4-5月登録分) (C)	年間減免見込額 (4-5月登録分) (D)=(B)×(C)	6-10月新規 登録学生数 (E)	6-10月新規 登録減免額 (F)=(B)×(E)	【変更申請】 追加申請分 (F)	備考
医学部	医学科	2,000,000円	1	3/3免除	260,000円	260,000円	1,740,000円	1人	260,000円	0人	0円	0円	
				2/3免除	173,400円	173,400円	1,826,600円	0人	0円	0人	0円	0円	
				1/3免除	86,700円	86,700円	1,913,300円	0人	0円	0人	0円	0円	
医学部	看護学科	300,000円	1	3/3免除	260,000円	260,000円	40,000円	0人	0円	0人	0円	0円	
				2/3免除	173,400円	173,400円	126,600円	1人	173,400円	0人	0円	0円	
				1/3免除	86,700円	86,700円	213,300円	0人	0円	0人	0円	0円	
経済学部		250,000円	1	3/3免除	260,000円	250,000円	0円	2人	500,000円	0人	0円	0円	
				2/3免除	173,400円	166,700円	83,300円	0人	0円	0人	0円	0円	
				1/3免除	86,700円	83,400円	166,600円	0人	0円	0人	0円	0円	
薬学部	薬学科	300,000円	1	3/3免除	260,000円	260,000円	40,000円	1人	260,000円	0人	0円	0円	
				2/3免除	173,400円	173,400円	126,600円	0人	0円	0人	0円	0円	
				1/3免除	86,700円	86,700円	213,300円	0人	0円	0人	0円	0円	
薬学部	薬学科	300,000円	1	3/3免除	260,000円	260,000円	40,000円	1人	260,000円	0人	0円	0円	
				2/3免除	173,400円	173,400円	126,600円	0人	0円	0人	0円	0円	
				1/3免除	86,700円	86,700円	213,300円	0人	0円	0人	0円	0円	
文学部	教養学科	250,000円	1	3/3免除	260,000円	250,000円	0円	1人	250,000円	0人	0円	0円	
				2/3免除	173,400円	166,700円	83,300円	0人	0円	0人	0円	0円	
				1/3免除	86,700円	83,400円	166,600円	0人	0円	0人	0円	0円	
文学部	教養学科	250,000円	1	3/3免除	260,000円	250,000円	0円	1人	250,000円	0人	0円	0円	
				2/3免除	173,400円	166,700円	83,300円	1人	166,700円	0人	0円	0円	
				1/3免除	86,700円	83,400円	166,600円	0人	0円	0人	0円	0円	
文学部	文学科	250,000円	1	3/3免除	260,000円	250,000円	0円	0人	0円	0人	0円	0円	
				2/3免除	173,400円	166,700円	83,300円	0人	0円	0人	0円	0円	
				1/3免除	86,700円	83,400円	166,600円	0人	0円	0人	0円	0円	
文学部	文学科	150,000円	2	3/3免除	140,000円	140,000円	10,000円	0人	0円	0人	0円	0円	
				2/3免除	93,400円	93,400円	56,600円	0人	0円	0人	0円	0円	
				1/3免除	46,700円	46,700円	103,300円	1人	46,700円	0人	0円	0円	
理工学部		300,000円	1	3/3免除	260,000円	260,000円	40,000円	0人	0円	0人	0円	0円	
				2/3免除	173,400円	173,400円	126,600円	0人	0円	0人	0円	0円	
				1/3免除	86,700円	86,700円	213,300円	1人	86,700円	0人	0円	0円	
理工学部		300,000円	1	3/3免除	260,000円	260,000円	40,000円	0人	0円	0人	0円	0円	
				2/3免除	173,400円	173,400円	126,600円	0人	0円	0人	0円	0円	
				1/3免除	86,700円	86,700円	213,300円	0人	0円	0人	0円	0円	
理工学部		300,000円	1	3/3免除	260,000円	260,000円	40,000円	0人	0円	0人	0円	0円	
				2/3免除	173,400円	173,400円	126,600円	1人	173,400円	0人	0円	0円	
				1/3免除	86,700円	86,700円	213,300円	0人	0円	0人	0円	0円	
理工学部		300,000円	1	3/3免除	260,000円	260,000円	40,000円	0人	0円	0人	0円	0円	
				2/3免除	173,400円	173,400円	126,600円	0人	0円	0人	0円	0円	
				1/3免除	86,700円	86,700円	213,300円	0人	0円	0人	0円	0円	
法学部	法学科	50,000円	1	3/3免除	260,000円	260,000円	0円	1人	16,700円	0人	0円	0円	
				2/3免除	173,400円	173,400円	86,600円	0人	0円	0人	0円	0円	
				1/3免除	86,700円	83,400円	166,600円	0人	0円	0人	0円	0円	
法学部	法学科	250,000円	1	3/3免除	260,000円	250,000円	0円	1人	250,000円	0人	0円	0円	
				2/3免除	173,400円	166,700円	83,300円	0人	0円	0人	0円	0円	
				1/3免除	86,700円	83,400円	166,600円	0人	0円	0人	0円	0円	
法学部	法学科	250,000円	1	3/3免除	260,000円	250,000円	0円	0人	0円	0人	0円	0円	
				2/3免除	173,400円	166,700円	83,300円	0人	0円	0人	0円	0円	
				1/3免除	86,700円	83,400円	166,600円	0人	0円	0人	0円	0円	
法学部	法学科	50,000円	3	3/3免除	30,000円	30,000円	20,000円	0人	0円	0人	0円	0円	
				2/3免除	20,000円	20,000円	30,000円	0人	0円	0人	0円	0円	
				1/3免除	10,000円	10,000円	40,000円	1人	10,000円	0人	0円	0円	
法学部	法学科	50,000円	3	3/3免除	30,000円	30,000円	20,000円	1人	30,000円	0人	0円	0円	
				2/3免除	20,000円	20,000円	30,000円	0人	0円	0人	0円	0円	
				1/3免除	10,000円	10,000円	40,000円	0人	0円	0人	0円	0円	

③「変更交付申請書（学部・学科単位）」（B様式2-2）の作成方法

※詳細はエクセルを参照すること

「申請学科一覧」のデータが反映され、「変更交付申請内訳（学部・学科単位）」が自動で作成される。

本様式には「交付申請内訳（授業料・入学金別）」が学部別（大学以外は学科別）に集計されている。

内容に誤りがなく、もれなく反映されているか確認すること。

（留意点）

ア この「減免学生数」と機構システムから抽出した減免学生数のデータが一致することを確認すること。一致しないときはその理由を確認すること。

イ（一致しない例）給付型奨学金を申し込まず授業料等減免のみを受ける学生等は、機構システムには登録されないが、交付申請書にはカウントされている。（「申請学科一覧」の当該学生等の行の備考欄に「JASSO 給付外」と記入。）

ウ（一致しない例）反対に、給付型奨学金のみで授業料等減免を受けない学生等は、機構システムには登録されるものの、学生等から大学等に認定申請がなく、交付申請にも含まれない。

◆「変更交付申請書内訳（学部・学科単位）」画面イメージ（私立大学の例）（B様式2-2）

令和2年度授業料等減免事業 変更交付申請書内訳(学部・学科での計)

学校コード	—	学校名	東西大学
		学校法人名	東西学園

変更交付申請額総額	11,758,100円
-----------	-------------

差額（追加請求額）	△652,500円は実績報告時に調整
-----------	--------------------

<授業料減免・入学金減免（年間見込み）>

学部 (学科)	所得区分	授業料減免申請（年間見込み）				差額 (△過交付額) (C=B-A)	入学金減免申請（4～10月登録分）				差額 (差額+追加) (C+E)
		減免学生数 【当初人数】	年間減免見込額 【既交付額】 (A)	減免学生数 【変更後人数】	年間減免見込額 【変更後額】 (B)		減免学生数 (4・5月登録分)	年間減免見込額 (4・5月登録分) (D)	6-10月新規 登録学生数	6-10月新規 追加減免額 (E)	
計	3/3免除	11人	6,980,000円	8人	5,536,700円	△ 1,443,300円	9人	2,060,000円	0人	0円	△ 1,443,300円
	2/3免除	4人	1,800,100円	7人	2,544,600円	744,500円	3人	513,500円	0人	0円	744,500円
	1/3免除	6人	896,900円	5人	856,500円	△ 40,400円	4人	160,100円	1人	86,700円	46,300円
	計	21人	9,677,000円	20人	8,937,800円	△ 739,200円	16人	2,733,600円	1人	86,700円	△ 652,500円
医学部	3/3免除	2人	1,400,000円	2人	1,400,000円	0円	1人	260,000円	0人	0円	0円
	2/3免除	1人	466,700円	1人	466,700円	0円	1人	173,400円	0人	0円	0円
	1/3免除	0人	0円	0人	0円	0円	0人	0円	0人	0円	0円
経済学部	3/3免除	2人	1,400,000円	2人	1,400,000円	0円	2人	500,000円	0人	0円	0円
	2/3免除	1人	466,700円	1人	466,700円	0円	0人	0円	0人	0円	0円
	1/3免除	0人	0円	0人	0円	0円	0人	0円	0人	0円	0円
薬学部	3/3免除	2人	1,400,000円	1人	816,700円	△ 583,300円	2人	520,000円	0人	0円	△ 583,300円
	2/3免除	0人	0円	0人	0円	0円	0人	0円	0人	0円	0円
	1/3免除	0人	0円	0人	0円	0円	0人	0円	0人	0円	0円
文学部	3/3免除	3人	1,950,000円	2人	1,187,500円	△ 762,500円	2人	500,000円	0人	0円	△ 762,500円
	2/3免除	1人	400,000円	1人	366,700円	△ 33,300円	1人	166,700円	0人	0円	△ 33,300円
	1/3免除	2人	320,000円	0人	143,400円	△ 176,600円	1人	46,700円	0人	0円	△ 176,600円
理工学部	3/3免除	0人	0円	0人	0円	0円	0人	0円	0人	0円	0円
	2/3免除	1人	466,700円	2人	700,000円	233,300円	1人	173,400円	0人	0円	233,300円
	1/3免除	1人	233,400円	3人	486,300円	252,900円	1人	86,700円	1人	86,700円	339,600円
法学部	3/3免除	2人	830,000円	1人	732,500円	△ 97,500円	2人	280,000円	0人	0円	△ 97,500円
	2/3免除	0人	0円	2人	544,500円	544,500円	0人	0円	0人	0円	544,500円
	1/3免除	3人	343,500円	2人	226,800円	△ 116,700円	2人	26,700円	0人	0円	△ 116,700円

5) 申請期限

10月末日までに、支弁者（交付申請先）に提出すること。（必着）

文書による提出（変更交付申請内訳（学部・学科単位））も、メールによる提出（「変更申請学科一覧」（全入力）、「変更交付申請書内訳（授業料、入学金別）」）も同じ期限とする。

(2) 変更交付決定に関すること

大学等は減免経費の支弁者に変更交付申請書を提出する。支弁者においては、各大学等の支援区分ごとの対象学生数を、機構システムから確認できる同学生数と照合するなど、申請内容の確認を行い、各大学等宛に変更交付決定通知を送付する。(12月下旬頃の予定)

(3) 請求、支払に関すること

大学等は変更交付決定通知に基づき、「概算払請求書」(様式9-1、名称仮)を減免経費の支弁者に提出すること。

支弁者は大学等に減免経費を支払う。(支払い時期は1月頃の予定)

第5節 減免費用の実績報告、額の確定に関する事務

◆注意

公立の大学等が行う授業料等減免に要する経費は、都道府県・市町村が全額負担することから、公立の大学等と都道府県・市町村との間における減免経費の申請・交付や実績報告についても、各都道府県・市町村の定めるところによる。

したがって、ここで示す大学等と支弁者の事務が、公立の大学等において必ずしも求められる内容であるとは限らない。(公立の大学等に対する減免経費の実績についても、何らかの報告をお願いする予定。)

私立の専門学校は、その授業料等減免に要する経費を国と都道府県で1/2ずつ負担するが、公立の大学等と同様、私立専門学校と都道府県との間における減免経費の申請・交付や実績報告も、各都道府県の定めるところによる。

(1) 実績報告に関すること

大学等において、会計年度が終了後、学内で年度中に実施した授業料等減免の実績をまとめ、費用支弁者に提出する。

1) 実績報告の方法、考え方

①実績報告の考え方

【授業料減免】

学内で年度中に実施した授業料減免について、実績を4月～9月の6ヶ月間(前期分)と10月～翌年3月の6ヶ月間(後期分)でそれぞれとりまとめる。これらの年間減免実績額と既に交付を受けた額を比較し、交付を受けた額の不用額・不足額を算出する。

【入学金減免】

学内で年度中に実施した入学金減免について、実績をとりまとめる。11月以降に機構システムに新規登録された入学金の減免対象者がいれば、この年間実績に含め、すべての年間減免実績額と既に年度中に交付を受けた額を比較し、交付を受けた額の不用額・不足額を算出する。

これらの授業料減免と入学金減免の不用額・不足額の合計額から、大学等として不用額があれば返還し、不足額があれば追加申請を行う。

②実績報告の対象学生等の抽出について

【授業料減免】

授業料減免の実績は、各大学等が管理簿等により把握する月毎の減免実施状況を基に入力することが考えられるが、機構システムにおいては、毎月、大学等が当該月の登録データを確認できる時期にアクセスし、「奨学金振込中」の条件指定の下で学生等を抽出することにより、各月に機構の給付型奨学金を受けている学生等を一覧で確認できることから、大学等での減免実績の管理にあたっては機構システムの活用は効果的である。

※ 機構システムに学生等の情報が登録されるスケジュール、支援区分等が反映される月ごとのスケジュールは、別途、機構から大学等に連絡される予定。

【入学金減免】

「奨学生一覧」画面において、抽出条件の「入学年月」を「From 2020/04～To 2021/03」と入力し、かつ、抽出条件の「採用年月」を「From 2020/04～To 2021/03」と入力することで、当該年度に入学し、4月から翌年3月に機構システムに新規登録された学生等が検索できる。

検索の結果、抽出された学生等の「入学年月」と「給付始期」の年月が一致していることを必ず確認し、一致する者だけを対象とすること。

2) 提出書類

<大学等が作成する資料>

- ①実績報告書 ※公印押印済みのもの (B様式10-1)
- ②実績報告内訳 (学部・学科単位) (B様式10-2)
- ③実績報告内訳 (授業料・入学金別) (B様式10-3)
- ④申請学科一覧 (B様式10-4)

[提出方法]

①②は文書により提出。③④は電子媒体により提出。

実績報告にあたっては、①「実績報告書」及び②「実績報告内訳 (学部・学科単位)」を文書にて支弁者に提出すること。

各様式は1つのエクセルファイルにまとめられており、④「申請学科一覧」を作成すれば、③「実績報告内訳 (授業料・入学金別)」及び②「実績報告内訳 (学部・学科単位)」が自動入力される。大学等が入力すべき資料は④「申請学科一覧」のみとなる。

なお、文書により①②を提出するほか、減免費用の支弁者や交付者が定める方法にて電子媒体により③④のファイルを支弁者に提出すること。

3) 実績報告書等の作成方法

①「申請学科一覧」(B様式10-4)の作成方法 ※詳細はエクセルを参照すること

年度当初の交付申請及び変更交付申請の際に作成した「申請学科一覧」に、授業料と入学金の別に減免実績を追記する。

作成にあたっては、交付申請及び変更交付申請の際の留意点に引き続き注意すること。

(留意点)

ア 大学等が直接入力する様式は、この「申請学科一覧」のみでよい。(「実績報告内訳 (授業料・入学金別)」及び「実績報告内訳 (学部・学科単位)」は、「申請学科一覧」から自動作成される。)

イ エクセル表は色付き (黄色) のセルのみ入力し、その他のセルには絶対に入力しないこと。

- ウ 年度当初の交付申請、年度途中の変更交付申請に用いたファイルに、続けて実績を記載すること。「申請学科一覧」ファイルは、年度当初の交付申請、年度途中の変更交付申請、実績報告の順に左から右へと連続して記入する欄が設けられている。
- エ 交付申請、変更交付申請の際と同様の考え方にに基づき、新たな行を追加する必要がある場合はパターンで分類した上で別の行に記入し、備考欄には行が追加になった理由や、減免対象期間が6ヶ月に満たない理由等を記入すること。
- オ 授業料減免の実績は前期、後期それぞれの減免対象月数を報告すること。4月～9月の前期分実績については、10月の変更交付申請を行うかどうかを検討する際に年間所要見込額の推計にあたって、すでに算出済みであるため、10月～翌年3月の後期分を算出し、様式を作成すること。変更交付申請時に提出した4月～9月の実績を修正する必要がある場合は、正しいデータで上書きすること。
- カ 「減免対象月数」欄をプルダウンで選択し、各支援区分の対象人数を記入すること。
- キ 入学料減免は4月～翌年3月までの年間実績額をまとめて報告するが、11月から翌年3月までに機構システムに新規登録された対象者で、これまでに申請されていない者がいた場合は、該当する減免額の減免学生数に含めて報告すること。

②「実績報告内訳（授業料・入学金別）」（B様式10-3）の作成方法

※詳細はエクセルを参照すること

「申請学科一覧」のデータが反映され、「実績報告内訳（授業料・入学金別）」が自動で作成される。

内容に誤りがなく、もれなく反映されているか確認すること。

◆ 「実績報告内訳(授業料・入学金別)」画面イメージ(私立大学の例)(B様式10-3)

学校コード	131999A01	学校名	東西大学
		学校法人名	東西学園

<<授業料減免(年間見込み)>>

実績報告 実績報告 実績報告 実績報告 実績報告 実績報告 実績報告 実績報告 実績報告 実績報告

学部 (学科)	大学 学科	授業料の額 (A)	種別	所得区分	減免上限額	減免額 (B)	減免後の 授業料額 (A)-(B)	前期(4~9月) 減免学生数 (C)	前期(4~9月) 減免額(D) (B)/12月×(C)	後期(10~3月) 減免学生数 (E)	後期(10~3月) 減免額(F) (B)/12月×(E)	年間減免額 (B)+(D)+(F)	既交付額 (H)	不用額 (△不足額) (H)-(G)	備考	
医学部	医学科	5,000,000円	1	3/3免除	700,000円	700,000円	4,300,000円	2人	700,000円	12人	700,000円	1,400,000円	1,400,000円	0円		
				2/3免除	466,700円	466,667円	4,533,333円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	0円		
				1/3免除	233,400円	233,333円	4,766,667円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	0円		
医学部	看護学科	1,300,000円	1	3/3免除	700,000円	700,000円	600,000円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	0円		
				2/3免除	466,700円	466,667円	833,333円	1人	233,400円	6人	233,400円	466,700円	466,700円	0円		
				1/3免除	233,400円	233,333円	1,066,667円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	0円		
経済学部		850,000円	1	3/3免除	700,000円	700,000円	150,000円	1人	350,000円	6人	350,000円	700,000円	700,000円	0円		
				2/3免除	466,700円	466,667円	383,333円	1人	233,400円	6人	233,400円	466,700円	466,700円	0円		
				1/3免除	233,400円	233,333円	616,667円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	0円		
経済学部		850,000円	1	3/3免除	700,000円	700,000円	150,000円	1人	350,000円	4人	233,400円	583,400円	700,000円	116,600円	2月から休学	
				2/3免除	466,700円	466,667円	383,333円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	0円		
				1/3免除	233,400円	233,333円	616,667円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	0円		
薬学部	薬学科	1,200,000円	1	3/3免除	700,000円	700,000円	500,000円	1人	350,000円	6人	350,000円	700,000円	700,000円	0円		
				2/3免除	466,700円	466,667円	733,333円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	0円		
				1/3免除	233,400円	233,333円	966,667円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	0円		
薬学部	薬学科	1,200,000円	1	3/3免除	700,000円	700,000円	500,000円	1人	350,000円	2人	116,700円	116,700円	116,700円	0円	JASSO給付外-7月退学	
				2/3免除	466,700円	466,667円	733,333円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	0円		
				1/3免除	233,400円	233,333円	966,667円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	0円		
文学部	教育学科	750,000円	1	3/3免除	700,000円	700,000円	500,000円	1人	350,000円	3人	175,000円	350,000円	175,000円	175,000円	△	1月から履学
				2/3免除	466,700円	466,667円	283,333円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	0円		
				1/3免除	233,400円	233,333円	516,667円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	0円		
文学部	教育学科	650,000円	1	3/3免除	700,000円	650,000円	0円	1人	162,500円	3人	162,500円	162,500円	162,500円	0円		
				2/3免除	466,700円	433,333円	216,667円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	0円		
				1/3免除	233,400円	216,667円	433,333円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	0円		
文学部	文学科	600,000円	1	3/3免除	700,000円	600,000円	200,000円	1人	166,700円	5人	166,700円	366,700円	366,700円	0円	JASSO給付外	
				2/3免除	466,700円	400,000円	400,000円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	0円		
				1/3免除	233,400円	200,000円	400,000円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	0円		
文学部	文学科	600,000円	1	3/3免除	700,000円	600,000円	200,000円	1人	250,000円	5人	250,000円	850,000円	850,000円	0円		
				2/3免除	466,700円	400,000円	400,000円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	0円		
				1/3免除	233,400円	200,000円	400,000円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	0円		
文学部	文学科	400,000円	2	3/3免除	380,000円	360,000円	40,000円	1人	83,400円	5人	83,400円	83,400円	83,400円	0円		
				2/3免除	240,000円	240,000円	240,000円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	0円		
				1/3免除	120,000円	120,000円	280,000円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	0円		
理工学部		1,100,000円	1	3/3免除	700,000円	700,000円	400,000円	1人	116,700円	6人	116,700円	233,400円	233,400円	0円		
				2/3免除	466,700円	466,667円	633,333円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	0円		
				1/3免除	233,400円	233,333円	866,667円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	0円		
理工学部		1,100,000円	1	3/3免除	700,000円	700,000円	400,000円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	0円		
				2/3免除	466,700円	466,667円	633,333円	1人	233,400円	6人	233,400円	466,700円	466,700円	0円		
				1/3免除	233,400円	233,333円	866,667円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	0円		
理工学部		1,000,000円	1	3/3免除	700,000円	700,000円	300,000円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	0円		
				2/3免除	466,700円	466,667円	533,333円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	0円		
				1/3免除	233,400円	233,333円	766,667円	1人	19,500円	1人	19,500円	136,200円	136,200円	0円		
法学部	法学科	200,000円	1	3/3免除	700,000円	200,000円	500,000円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	0円		
				2/3免除	466,700円	133,333円	66,667円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	0円		
				1/3免除	233,400円	66,667円	133,333円	1人	33,400円	6人	33,400円	66,700円	66,700円	0円	特待制度利用	
法学部	法学科	850,000円	1	3/3免除	700,000円	700,000円	150,000円	1人	350,000円	6人	350,000円	700,000円	700,000円	0円		
				2/3免除	466,700円	466,667円	383,333円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	0円		
				1/3免除	233,400円	233,333円	616,667円	1人	116,700円	6人	116,700円	233,400円	233,400円	0円		
法学部	法学科	850,000円	1	3/3免除	700,000円	700,000円	150,000円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	0円		
				2/3免除	466,700円	466,667円	383,333円	1人	77,800円	6人	233,400円	311,100円	311,100円	0円		
				1/3免除	233,400円	233,333円	616,667円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	0円		
法学部	法学科	150,000円	3	3/3免除	130,000円	130,000円	20,000円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	0円		
				2/3免除	86,700円	86,667円	63,333円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	0円		
				1/3免除	43,400円	43,333円	106,667円	1人	21,700円	6人	21,700円	43,400円	43,400円	0円		
法学部	法学科	150,000円	3	3/3免除	130,000円	130,000円	20,000円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	0円		
				2/3免除	86,700円	86,667円	63,333円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	0円		
				1/3免除	43,400円	43,333円	106,667円	0人	0円	0人	0円	0円	0円	0円		

学部 (学科)	大学 学科	入学金の額 (A)	種別	所得区分	減免上限額	減免額 (B)	減免後の 入学金額 (A)-(B)	年間減免 学生数 (C)	年間減免額 (D)	既交付額 (E)	不用額 (△不足額) (E)-(D)	備考
医学部	医学科	2,000,000円	1	3/3免除	260,000円	260,000円	1,740,000円	1人	260,000円	260,000円	0円	
				2/3免除	173,400円	173,333円	1,826,667円	0人	0円	0円	0円	
				1/3免除	86,700円	86,667円	1,913,333円	0人	0円	0円	0円	
医学部	看護学科	300,000円	1	3/3免除	260,000円	260,000円	40,000円	0人	0円	0円	0円	
				2/3免除	173,400円	173,333円	126,667円	1人	173,400円	173,400円	0円	
				1/3免除	86,700円	86,667円	213,333円	0人	0円	0円	0円	
経済学部		250,000円	1	3/3免除	260,000円	250,000円	0円	1人	250,000円	250,000円	0円	
				2/3免除	173,400円	166,667円	83,333円	0人	0円	0円	0円	
				1/3免除	86,700円	83,333円	166,667円	0人	0円	0円	0円	
経済学部		250,000円	1	3/3免除	260,000円	250,000円	0円	1人	250,000円	250,000円	0円	
				2/3免除	173,400円	166,667円	83,333円	0人	0円	0円	0円	
				1/3免除	86,700円	83,333円	166,667円	0人	0円	0円	0円	
薬学部	薬学科	300,000円	1	3/3免除	260,000円	260,000円	40,000円	1人	260,000円	260,000円	0円	
				2/3免除	173,400円	173,333円	126,667円	0人	0円	0円	0円	
				1/3免除	86,700円	86,667円	213,333円	0人	0円	0円	0円	
薬学部	薬学科	300,000円	1	3/3免除	260,000円	260,000円	40,000円	1人	260,000円	260,000円	0円	JASSO給付外
				2/3免除	173,400円	173,333円	126,667円	0人	0円	0円	0円	
				1/3免除	86,700円	86,667円	213,333円	0人	0円	0円	0円	
文学部	教育学科	250,000円	1	3/3免除	260,000円	250,000円	0円	1人	250,000円	250,000円	0円	
				2/3免除	173,400円	166,667円	83,333円	0人	0円	0円	0円	
				1/3免除	86,700円	83,333円	166,667円	0人	0円	0円	0円	
文学部	教育学科	250,000円	1	3/3免除	260,000円	250,000円	0円	1人	250,000円	250,000円	0円	
				2/3免除	173,400円	166,667円	83,333円	0人	0円	0円	0円	
				1/3免除	86,700円	83,333円	166,667円	0人	0円	0円	0円	
文学部	文学科	250,000円	1	3/3免除	260,000円	250,000円	0円	1人	250,000円	250,000円	0円	
				2/3免除	173,400円	166,667円	83,333円	0人	0円	0円	0円	
				1/3免除	86,700円	83,333円	166,667円	0人	0円	0円	0円	
文学部	文学科	250,000円	1	3/3免除	260,000円	250,000円	0円	1人	250,000円	250,000円	0円	
				2/3免除	173,400円	166,667円	83,333円	0人	0円	0円	0円	
				1/3免除	86,700円	83,333円	166,667円	0人	0円	0円	0円	
文学部	文学科	150,000円	2	3/3免除	46,700円	46,667円	103,333円	1人	46,700円	46,700円	0円	
				2/3免除	93,400円	93,333円	56,667円	0人	0円	0円	0円	
				1/3免除	46,700円	46,667円	103,333円	0人	0円	0円	0円	
理工学部		300,000円	1	3/3免除	260,000円	260,000円	40,000円	0人	0円	0円	0円	
				2/3免除	173,400円	173,333円	126,667円	0人	0円	0円	0円	
				1/3免除	86,700円	86,667円	213,333円	0人	0円	0円	0円	
理工学部		300,000円	1	3/3免除	260,000円	260,000円	40,000円	0人	0円	0円	0円	
				2/3免除	173,400円	173,333円	126,667円	0人	0円	0円	0円	
				1/3免除	86,700円	86,667円	213,333円	0人	0円	0円	0円	
理工学部		300,000円	1	3/3免除	260,000円	260,000円	40,000円	0人	0円	0円	0円	
				2/3免除	173,400円	173,333円	126,667円	0人	0円	0円	0円	
				1/3免除	86,700円	86,667円	213,333円	0人	0円	0円	0円	
理工学部		300,000円	1	3/3免除	260,000円	260,000円	40,000円	0人	0円	0円	0円	
				2/3免除	173,400円	173,333円	126,667円	0人	0円	0円	0円	
				1/3免除	86,700円	86,667円	213,333円	0人	0円	0円	0円	
法学部	法学科	50,000円	1	3/3免除	260,000円	50,000円	0円	1人	50,000円	50,000円	0円	
				2/3免除	173,400円	33,333円	16,667円	0人	0円	0円	0円	
				1/3免除	86,700円	16,667円	33,333円	0人	0円	0円	0円	
法学部	法学科	250,000円	1	3/3免除	260,000円	250,000円	0円	1人	250,000円	250,000円	0円	
				2/3免除	173,400円	166,667円	83,333円	0人	0円	0円	0円	
				1/3免除	86,700円	83,333円	166,667円	0人	0円	0円	0円	
法学部	法学科	250,000円	1	3/3免除	260,000円	250,000円	0円	1人	250,000円	250,000円	0円	
				2/3免除	173,400円	166,667円	83,333円	0人	0円	0円	0円	
				1/3免除	86,700円	83,333円	166,667円	0人	0円	0円	0円	
法学部		50,000円	3	3/3免除	30,000円	30,000円	0円	0人	0円	0円	0円	
				2/3免除	20,000円	20,000円	0円	0人	0円	0円	0円	
				1/3免除	10,000円	10,000円	0円	0人	0円	0円	0円	
法学部		50,000円	3	3/3免除	30,000円	30,000円	0円	1人	30,000円	30,000円	0円	
				2/3免除	20,000円	20,000円	0円	0人	0円	0円	0円	
				1/3免除	10,000円	10,000円	0円	0人	0円	0円	0円	

③「実績報告内訳(学部・学科単位)」(B様式10-2)の作成方法

※詳細はエクセルを参照すること

「申請学科一覧」のデータが反映され、「実績報告内訳(学部・学科単位)」が自動で作成される。

本様式には「実績報告内訳(授業料・入学金別)」が学部別(大学以外は学科別)に集計されている。

内容に誤りがなく、もれなく反映されているか確認すること。

◆「実績報告書内訳（学部・学科単位）」画面イメージ（私立大学の例）（B様式10-2）

学校コード	—	学校名	東西大学
		学校法人名	東西学園

減免の要人数	減免総額
25人	11,816,400円

【確定】不用額（返還額）
594,200円

△は不足額（追加交付額）異なる
 △は不足額（追加交付額）異なる
 場合があります。「交付・返還額確認」シートを入力して、状況を必ずご確認ください。

<授業料減免・入学金減免（年間見込み）>

学部 (学科)	所得区分	前期(4~9月)				後期(10~3月)				入学金減免申請（年間実績）				授業料減免申請（年間実績）				不用額計 (△不足額) (C+F)
		減免学生数	減免人月	授業料減免額	減免学生数	減免人月	授業料減免額	年間減免額 (A)	既交付額 (B)	不用額 (△不足額) (C=B-A)	減免学生数 (要人)	入学金減免額 (D)	既交付額 (E)	不用額 (△不足額) (F=E-D)				
計	3/3免除	11人	52人月	2,836,700円	9人	49人月	2,758,400円	5,595,100円	5,536,700円	△ 58,400円	9人	2,060,000円	2,060,000円	0円	△ 58,400円			
	2/3免除	5人	25人月	944,700円	7人	42人月	1,599,800円	2,544,500円	2,544,500円	0円	3人	513,500円	513,500円	0円	0円			
	1/3免除	7人	36人月	451,400円	5人	30人月	405,100円	856,500円	856,500円	0円	5人	246,800円	246,800円	0円	0円			
	計	23人	113人月	4,232,800円	21人	121人月	4,763,300円	8,996,100円	8,937,700円	△ 58,400円	17人	2,820,300円	2,820,300円	0円	△ 58,400円			
医学部	3/3免除	2人	12人月	700,000円	2人	12人月	700,000円	1,400,000円	1,400,000円	0円	1人	260,000円	260,000円	0円	0円			
	2/3免除	1人	6人月	233,400円	1人	6人月	233,300円	466,700円	466,700円	0円	1人	173,400円	173,400円	0円	0円			
	1/3免除	0人	0人月	0円	0人	0人月	0円	0円	0円	0円	0人	0円	0円	0円	0円			
経済学部	3/3免除	2人	12人月	700,000円	2人	10人月	583,400円	1,283,400円	1,400,000円	116,600円	2人	500,000円	500,000円	0円	116,600円			
	2/3免除	1人	6人月	233,400円	1人	6人月	233,300円	466,700円	466,700円	0円	0人	0円	0円	0円	0円			
	1/3免除	0人	0人月	0円	0人	0人月	0円	0円	0円	0円	0人	0円	0円	0円	0円			
薬学部	3/3免除	2人	8人月	466,700円	1人	6人月	350,000円	816,700円	816,700円	0円	2人	520,000円	520,000円	0円	0円			
	2/3免除	0人	0人月	0円	0人	0人月	0円	0円	0円	0人	0円	0円	0円	0円	0円			
	1/3免除	0人	0人月	0円	0人	0人月	0円	0円	0円	0人	0円	0円	0円	0円	0円			
文学部	3/3免除	3人	11人月	587,500円	3人	15人月	775,000円	1,362,500円	1,187,500円	△ 175,000円	2人	500,000円	500,000円	0円	△ 175,000円			
	2/3免除	1人	5人月	166,700円	1人	6人月	200,000円	366,700円	366,700円	0円	1人	166,700円	166,700円	0円	0円			
	1/3免除	2人	11人月	143,400円	0人	0人月	0円	143,400円	143,400円	0円	1人	46,700円	46,700円	0円	0円			
理工学部	3/3免除	0人	0人月	0円	0人	0人月	0円	0円	0円	0円	0人	0円	0円	0円	0円			
	2/3免除	1人	6人月	233,400円	2人	12人月	466,600円	700,000円	700,000円	0円	1人	173,400円	173,400円	0円	0円			
	1/3免除	2人	7人月	136,200円	3人	18人月	350,100円	486,300円	486,300円	0円	2人	173,400円	173,400円	0円	0円			
法学部	3/3免除	2人	9人月	382,500円	1人	6人月	350,000円	732,500円	732,500円	0円	2人	280,000円	280,000円	0円	0円			
	2/3免除	1人	2人月	77,800円	2人	12人月	466,600円	544,400円	544,400円	0円	0人	0円	0円	0円	0円			
	1/3免除	3人	18人月	171,800円	2人	12人月	55,000円	226,800円	226,800円	0円	2人	26,700円	26,700円	0円	0円			

4) 提出期限

4月末日までに、支弁者（交付申請先）に提出すること。（必着）
文書による提出（実績報告内訳（学部・学科単位））も、メールによる提出（「申請学科一覧」（全入力）、「実績報告内訳（授業料、入学金別）」）も同じ期限とする。

(2) 額の確定に関すること

大学等は減免経費の支弁者の実績報告書を提出する。支弁者においては報告内容の確認を行い、年間の実績額を確定したうえで、額の確定通知書を大学等に送付する。

授業料等減免費用の交付に関するまとめ（交付金・負担金）

◆「東西大学」への交付金に関する交付額・返還額

区分	交付申請時 (5月)	変更交付申請時 (10月)		実績報告時 (翌年4月)	
	補助金額 (交付額)	補助金額	交付額 (+追加交付)	補助金額 (確定)	調整額 (+返還・△追加 交付)
授業料減免 の補助内容	5月時点での 年間見込額	10月時点での 年間見込額	—	最終的な年間の 授業料減免額	—
入学金減免 の補助内容	4・5月登録分の 入学金減免額	6～10月登録分の 入学金減免額	—	最終的な年間の 入学金減免額	—
算式	(A)	(B)	(B-A)	(C)	(A-C)または (B-C)
授業料	9,677,000円	8,937,800円		8,996,100円	
入学金	2,733,600円	2,820,300円		2,820,300円	
計	12,410,600円	11,758,100円	マイナスでの 返還なし	11,816,400円	594,200円

(注)・授業料、入学金の額は、本章第3節から第5節（交付申請、変更交付申請、実績報告）で掲載しているイメージ画面上の金額と対応している。

- ・変更交付申請時の「交付額」はプラス（+）の場合のみ学校へ不足分を追加交付する。
- ・実績報告時の「調整額」はプラス（+）の場合は学校から返還、マイナス（△）の場合は学校へ不足分を追加交付する。

◆交付申請、変更交付申請、実績報告における資金交付・返還のイメージ

手続	例1		例2		例3		例4		例5	
	補助 金計 算額	学校への交 付・国への 返還	補 助 金 計 算 額	学校への交 付・国への 返還						
交付申 請	100	学校に100 交付	100	学校に100 交付	100	学校に100 交付	100	学校に100 交付	100	学校に100 交付
変更交 付申請	105	学校に5を 交付 (105-100)	105	学校に5を 交付 (105-100)	105	学校に5を 交付 (105-100)	95	この時点で の返還なし	95	この時点で の返還なし
実績報 告 (額の 確定)	110	学校に5を 交付 (110-105)	95	国に10を 返還 (95-105)	103	国に2を返 還 (103-105)	102	学校に2を 交付 (102-100)	98	国に2を返 還 (98-100)

◆交付申請、変更交付申請、実績報告における対象学生の抽出条件、補助金の内容（令和2年度）

		授業料・入学金減免の計算内容					
		授業料		入学金			
作業時期	作業	補助対象者	日本学生支援機構「奨学生一覧」の抽出条件	補助金の内容	補助対象者	「奨学生一覧」の抽出条件・結果画面	補助金の内容・確認の意味
5月	交付申請	5月の登録者	「奨学金振込中」のみに チェック(レ)	5月の登録者の人数をもとに年間の減免額を計算(推計)	4-5月の登録者	From「2020/04」～To「2020/05」 採用年月	4-5月の登録者の人数をもとに、4-5月入学者分の入学金減免額を確定
			採用年月			(結果画面)入学年月 採用年月 給付始期	
10月	変更交付申請	4～9月の登録者	「奨学金振込中」のみに チェック(レ)	4～9月の登録者の人数・在籍状況をもとに4～9月の減免額を確定	6～10月の登録者	From「2020/04」～To「2020/10」 採用年月	6～10月の登録者の人数をもとに、6～10月入学者分の入学金減免額を確定
			学種状態	毎月、当該月の登録データが確認できるときにアクセスし、学生等を抽出		(結果画面)入学年月 採用年月 給付始期	結果画面の「入学年月」と「給付始期」の年月が一致
翌年4月	実績報告 (額の確定)	4～9月の登録者	「奨学金振込中」のみに チェック(レ)	10月の登録者の人数をもとに10～3月の減免額を計算(推計)	4～3月の登録者	From「2020/04」～To「2021/03」 採用年月	4～3月の登録者の人数をもとに、4～3月入学者分の入学金減免額を確定
			学種状態	※10月の登録データが確認できるときに機構システムへアクセスすること		(結果画面)入学年月 採用年月 給付始期	結果画面の「入学年月」と「給付始期」の年月が一致
		10～3月の登録者	「奨学金振込中」のみに チェック(レ)	10～3月の登録者の人数・在籍状況をもとに10～3月の減免額を確定			

第6節 学籍または支援を受ける資格の異動等に伴う事務（休学・懲戒処分等）

学籍または支援を受ける資格の異動等に伴う、認定の取消しや効力の停止の基準や考え方は、機構の給付型奨学金制度におけるそれと同一である。

支援対象者に懲戒処分、休学、退学など、学籍の異動が生じた場合には、その内容に応じて、認定の取消し又は効力の停止を行い、本章第1節（3）3-2）⑤④により月割の減免額の算出等を行うこと。

なお、以下による認定効力の停止中の適格認定については、本章第2節（2）1）⑤③ア）に示した方法により実施すること。

（1）休学による認定の効力の停止

① 休学した場合の認定の効力

支援対象者が、大学等が定める正規の手続きを経て休学をした場合、当該休学の期間中は認定の効力が停止される。したがって、大学等に対する当該休学期間に係る授業料減免に係る費用は支弁されないことに留意すること。

② 休学した場合の支援期間

支援期間については、施行令において、「正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数」とされているが、正規の手続きにより休学をした場合には、当該休学期間については、支援期間に通算しない（例えば4年制の大学生であれば、当該休学期間を除いて4年間の支援が受けられる）。

〔例1〕4年制の大学3年次の12か月間休学して翌年次の4月1日に復学し、卒業期が1年延びる場合（修業年限4年）

1年目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2年目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3年目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

↑ 4月1日から休学（支援を止める）

↓ 4月1日から復学（同月から支援を再開）

4年目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5年目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

修業年限である4年分を支援（通算48か月分）↑

なお、休学により在学期間が延長される場合であっても、支援を受けることができるのは修業年限に相当する月数である。

〔例2〕4年制の大学3年の10月から6か月間休学して翌年の4月1日に復学し、卒業期が1年延びる場合（修業年限4年）

1年目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2年目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3年目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

↑ 10月1日から休学（支援を止める）

↓ 4月1日から復学（同月から支援を再開を希望）

4年目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5年目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

↑ 9月で支援終了（通算48か月分）

③ 休学した場合の支援停止の始期と終期

休学期間と認定の停止期間との始期・終期の関係は次のとおりである。

(ア) 認定の効力の停止の始期

休学の期間の始期	認定の効力の停止の始期
月の1日（初日）である場合	当該月から支援を停止する
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から支援を停止する

(イ) 支援再開（認定効果の復活）の始期

復学の始期	支援再開（認定効果の復活）の始期
月の1日（初日）である場合	当該月から支援を再開する
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から支援を再開する

④ 休学中の支援停止に係る通知

支援停止の期間等については、A様式7により対象者に通知すること（雛形：A様式7）。また、連動して機構の給付型奨学金も停止することとなるため、あわせて機構の指定する手続きを行うこと。

(2) 懲戒処分による認定の取消し及び効力の停止

① 懲戒処分を受けた場合の認定の効力

支援対象者が、懲戒としての退学、停学又は訓告の処分を受けた場合には、当該処分の内容に応じて、下表の通り、認定の取消し又は認定の効力の停止を行うこと。当該期間については、減免に係る費用の支弁対象とならないことに留意すること。

なお、認定の取消しを行った場合には、その時点で当該年度の適格認定における学業成績の判定（本章第2節（2）1参照）を実施すること。

懲戒処分の内容	支援上の処置
退学、停学（3月以上または期限の定めのないもの）	認定の取消し
停学（3月未満のもの）、訓告	認定の効力の停止

② 懲戒処分を受けた場合の支援停止の始期と終期

ア 認定を取り消す場合

認定を取り消すこととなる懲戒処分(退学、停学(3月以上または期限の定めのないもの))を受けた場合、当該処分日付で認定の取消を行う。この場合、当該処分日の属する学年の初日に遡って認定の効力が失われるため(施行規則第16条第1号)、既に減免を行った授業料を徴収する。

- 例) 学生A(学年始期は4月)が2年次の11月12日付で退学処分となった場合
→ 11月12日付で認定を取消し、2年次の4月分以降の授業料の減免額を徴収する(4月分以降の減免費用は支弁の対象とならない)。

イ 認定の効力を停止する場合

認定の効力を停止することとなる懲戒処分(停学(3月未満のもの)、訓告)を受けた場合、以下の通り、認定の効力の停止を行う。

- ・1か月以上の停学処分の場合 : 当該停学期間の認定の効力を停止
- ・1か月未満の停学処分及び訓告処分の場合 : 当該処分日を始期として1か月間、認定の効力を停止

これによる支援の停止期間(始期・終期)の関係は次のとおりである。

なお、休学の場合と異なり、懲戒処分による支援停止の期間は、支援期間に通算される。(例えば4年制の大学生(支援期間48ヵ月)であれば、2か月間の停止期間がある場合、当該2か月間分の減免額(月割)は0円となるが、支援期間の48ヵ月にカウントされる。)

● 停学(3月未満のもの)の処分を受けた場合

(ア) 認定の効力の停止の始期

当該処分の始期(又は処分の日)	認定の効力の停止の始期
月の1日(初日)である場合	当該月から支援を停止する
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から支援を停止する

(イ) 支援再開(認定の復活)の始期

復学の始期	支援再開(認定の復活)の始期
月の1日(初日)である場合	当該月から支援を開始する
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から支援を再開する

例1) 5月1日から6月30日までの2ヶ月間の停学の処分を受け、7月1日から復学した場合

- ⇒ 5月1日から6月30日までの間、認定効力を停止する。5月分から支援を停止し、7月分から支援を再開する(5月から6月の2ヶ月分の減免費用の支弁を行わない)

例2) 5月15日から7月20日までの間の停学の処分を受け、7月21日から復学した場合

- ⇒ 5月15日から7月20日までの間、認定効力を停止する。6月分から支援を停止し、8月分から支援を再開する(6月から7月の2ヶ月分の減免費用の支弁

を行わない)

例3) 5月15日から6月5日までの間の停学の処分を受け、6月6日から復学した場合
⇒ 5月15日から6月14日までの1か月間、認定効力を停止する。6月1か月分の支援を停止し、7月分から支援を再開する(6月1か月分の減免費用の支弁を行わない)。

例4) 5月15日から5月20日までの間の停学の処分を受け、5月21日から復学した場合
⇒ 5月15日から6月14日までの1か月間、認定効力を停止する。6月1か月分の支援を停止し、7月分から支援を再開する(6月1か月分の減免費用の支弁を行わない)。

● 訓告の処分を受けた場合

(ア) 認定の効力の停止の始期

処分の日	認定の効力の停止する月
月の1日(初日)である場合	当該月1月分の支援を停止する
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月1月分の支援を停止する

例1) 5月1日に訓告の処分を受けた場合

⇒ 5月1日から5月30日まで、認定効力を停止する。5月分の支援を停止し、6月から支援を再開する(5月分の減免費用の支弁を行わない)

例2) 5月15日に訓告の処分を受けた場合

⇒ 5月15日から6月14日まで、認定効力を停止する。6月分の支援を停止し、7月から支援を再開する(6月分の減免費用の支弁を行わない)

③ 認定の取消等に係る通知

懲戒処分を受けた対象者に対する認定の取消を行った場合は、A様式6により、本人に通知すること。支援の停止を行う場合は、A様式7により対象者に通知すること。また、連動して機構の給付型奨学金も処置することとなるため、あわせて機構の指定する手続きを行うこと。

なお、各大学等における懲戒処分等の結果、支援対象者としての認定の取消しや認定の効力の停止(以下「認定取消等」という。)を行った場合において、当該認定取消等を受けた学生等より当該認定取消等について、事実上の不服の申し立てがあった場合は、

①速やかに機構に対して連絡を行うとともに、

②大学等において当該学生等からの意見陳述(認定取消等の原因となった学業成績の判定や懲戒処分等に対する意見陳述を含む。)の機会を設け、多角的な視点から(可能な限り客観的な事実等に基づき、)当該事案に係る再検討を行うことが望ましいこと。

(3) 早期卒業、除籍、自主退学等

① 早期卒業、除籍、自主退学等があった場合の認定の効力

支援対象者が、早期卒業、除籍又は自主退学等(1-2)に記載の懲戒処分による退学を除く。以下、この(3)において「自主退学等」という。)により、修業年限を満了する前に学籍を喪失した場合には、当然に支援を受ける資格を失う。これ以降の期間については、減免に

係る費用の支弁対象とならないことに留意すること。

年度の途中で、これらの事由により学籍の異動が生じた場合には、(12)と同様にその時点で当該年度の適格認定における学業成績の判定(本章第2節(2)1参照)を実施すること。

なお、自主退学等により学籍を失った者が、1年間を経過しない間に他の学校へ編入学した場合には、編入学前に在籍した学校における適格認定において廃止に該当する者として認定を取消された場合等を除き、一定の要件を満たせば、編入学後に在籍する大学等において支援を受けることができることに留意すること。

② 早期卒業、除籍、自主退学等により支援を受けられなくなる月

支援対象者が、自主退学等により学籍を失った場合、次のとおり支援を終了する。(なお、この場合、当然に支援が終了することから、「認定の取消」を行う必要はない。)

(ア) 処分の始期等と認定取消日

早期卒業、除籍、自主退学等により学籍を失った日	支援の終了 (これ以降の支援を行わない)
月の1日(初日)である場合	当該月から支援を行わない
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から支援を行わない

例1) 9月30日をもって早期卒業し、10月1日付で学籍を喪失した場合

⇒ 10月分から支援を行わない(10月以降の減免費用の支弁を行わない)

例2) 6月15日をもって自主退学し、6月16日から学籍を喪失した場合

⇒ 7月分から支援を行わない(7月以降の減免費用の支弁を行わない)

(4) 在留資格の変更

① 在留資格等に変更があった場合の認定の効力

国籍・在留資格等に関する要件は、本章第1節(2)①のとおりであるが、このうち、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、永住の意思があると認められた「定住者」については、在留期間に制限が設けられているため、支援期間中に在留期間が満了する学生等については、在留期間が更新されているか、また、在留資格に変更が生じていないかを確認すること。

確認の結果、本章第1節(2)②の要件を満たさなくなった場合には、認定の効力は停止される。当該停止期間については、減免に係る費用の支弁対象とならないことに留意すること。

年度の途中で、これらの事由により認定の効力を停止した場合には、(1)と同様に当該年度の適格認定における学業成績の判定(本章第2節(2)1参照)を実施すること。

なお、認定の効力を停止した支援対象者が、その後の諸手続き等により再び本章第1節(2)②の資格を満たすこととなった場合には、当該停止は解除されることとなるため、その旨、十分に該当者に対し説明するとともに、適切な処理を行うこと。

② 在留資格等の変更により支援を受けられなくなる月

支援対象者が、上記①により認定の効力を停止された場合、支援を受けられなくなる支援月

は次のとおりである。ただし、再び資格を満たすこととなる前に卒業等により学籍を喪失している場合には、認定の効果は当然に復活しないことに留意すること。

(ア) 認定の効力の停止の始期

在留資格等の変更により本章第1節(2)②の資格を満たさなくなった日	支援の停止の始期
月の1日(初日)である場合	当該月から支援を停止する
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から支援を停止する

(イ) 支援再開(認定効果の復活)の始期

在留資格等の変更により本章第1節(2)②の資格を満たすこととなった日	支援再開の始期
月の1日(初日)である場合	当該月から支援を再開する
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月から支援を再開する

③支援停止に係る通知

支援の停止について、A様式7により対象者に通知すること。また、連動して機構の給付型奨学金も処置することとなるため、あわせて機構の指定する手続きを行うこと。

(5) 支援対象者からの申出による停止(辞退)

① 支援対象者からの申出により支援を停止した場合の認定の効力

何らかの理由により、支援対象者から、ある月以降の授業料減免を希望しない旨の申出がなされた場合には、A様式10-1の提出を求めるなどした上で、当該希望のあった月以降の認定の効力を停止する。当該停止期間については、減免に係る費用の支弁対象とならないことに留意すること。

年度の途中で、これらの事由により認定の効力を停止した場合には、(1)と同様に当該年度の適格認定における学業成績等の判定(本章第2節(2)1参照)を実施すること。

② 支援の再開を希望する旨の申出があった場合の取扱い

本人の申出により認定の効力を停止した支援対象者から、その後、支援の再開を希望する旨の申出があった場合には、A様式10-2の提出を求めるなどした上で、当該停止を解除し、当該申出のあった日以降で支援対象者が希望する月以降から支援を再開する。

③支援を停止する月

上記①により認定の効力を停止する場合、支援を停止する月は次のとおりである。

(ア) 認定の効力の停止の始期

支援対象者が支援の停止（辞退）を申し出た日	支援の停止の始期
月の1日（初日）である場合	当該月以降であって、支援対象者が希望する月
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月以降であって、支援対象者が希望する月

(イ) 支援再開（認定効果の復活）の始期

支援対象者が支援再開を申し出た日	支援再開の始期
月の1日（初日）である場合	当該月以降であって、支援対象者が希望する月
月の2日から月末までである場合	当該月の翌月以降であって、支援対象者が希望する月

(6) 支援対象者の留学

① 確認大学等を休学して留学する場合

大学等を「休学」して留学する（確認大学等における学籍上の身分が「休学」である）場合は、本節（1）に記載の通り、休学期間中の支援を停止すること。（「休学」の場合は、休学理由の如何を問わず、当該期間中の支援を停止するが、復学後に所定の手続きを経て支援を再開することが可能。）

② 確認大学等に在籍したまま留学する場合

確認大学等における学籍を有する（学籍上の身分が「休学」ではなく、「在学」又は「留学」である）場合であって、確認大学等における授業料が発生している場合、当該授業料は減免の対象となる。（例えば、相互交換協定を締結した海外大学等に派遣される学生等のほか、大学設置基準第 50 条に定める国際連携学科の学生等やダブル・ディグリー・プログラムの学生等が想定される。）

ただし、学生等が海外大学等に納付する授業料については、本制度による減免の対象とはならない。例えば、海外大学等との学生派遣に関する協定により、派遣先大学等の授業料納付をもって、国内確認大学等における授業料納付を求めないこととなっている場合においても、海外大学等に納付される授業料については、減免の対象とならない。このように確認大学等における授業料が発生していない場合には、認定の効力の停止ではなく、あくまで授業料の額が零円であるものとして扱うため、当該学生等に係る授業料の額及び減免額を零円として、交付申請書に記載すること。

仮に、国内確認大学等及び海外大学等いずれにも授業料を納付する場合、国内確認大学等の授業料に限って、上限の範囲内で減免の対象となる。交付申請書における、当該学生等に係る授業料の額に、海外大学等に支払う授業料等の額を含めないように留意すること。

第7節 転学・編入学等に伴う事務

(1) 転学・編入学等の場合の支援対象者と支援期間

① 転学・編入学等したときに継続して支援を受けられる場合

既に大学等において授業料等の減免を受けている者に転学・編入学等による学籍の異動が生じた場合であって、次のアからオのいずれかに該当するときには、所要の手続きを経ることによって、異動先においても引き続き支援の対象となることができる。

ただし、これらに該当することにより支援の対象となることができるのは、前に在籍していた大学等に在籍しなくなった日から転学・編入学(認定専攻科へ入学する場合にあっては入学)した日までの期間が1年を経過していないものに限られることに留意すること。

また、次のオに該当する場合を除き、支援を受けていた大学等から他の大学等の1年次に入学する場合には、継続して支援を受けることができないことに留意すること。

ア 学校教育法第108条第9項、第122条又は132条の規定により編入学した場合

● 学校教育法【抄】

第108条 大学は、第83条第1項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

2 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第87条第1項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。

3 前項の大学は、短期大学と称する。

(省略)

9 第二項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に編入学することができる。

(省略)

第122条 高等専門学校を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

第132条 専修学校の専門課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第九十条第一項に規定する者に限る。)は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

例) 2年制の短期大学を卒業後、大学の3年次に編入学した場合

イ 大学等(専門学校を除く)に在学した者で、引き続いて専門学校(修業年限が1年のものを除く。)の第2学年以上に入学した者

例) 大学の1年次を修了し、専門学校の2年次に入学した場合

ウ 大学等の相互の間(学校の種類が同一のもの)の間で転学した者

例) A大学2年次からB大学2年次以上に転学した場合(B大学1年次に入学した場合は該当しない)

エ 同一の大学等において、学部等の相互の間で転籍した者(ただし、同様のカリキュラム

を繰り返す場合には対象外)

例) A大学経済学部経営学科2年次から同大学同学部経済学科3年次に転籍した場合(仮に同経営学科2年次と同経済学科3年次のカリキュラムが同様のものであって当該学生が同一カリキュラムを繰り返すような場合にあっては対象外)

オ 短期大学の認定専攻科又は高等専門学校での認定専攻科に入学した者

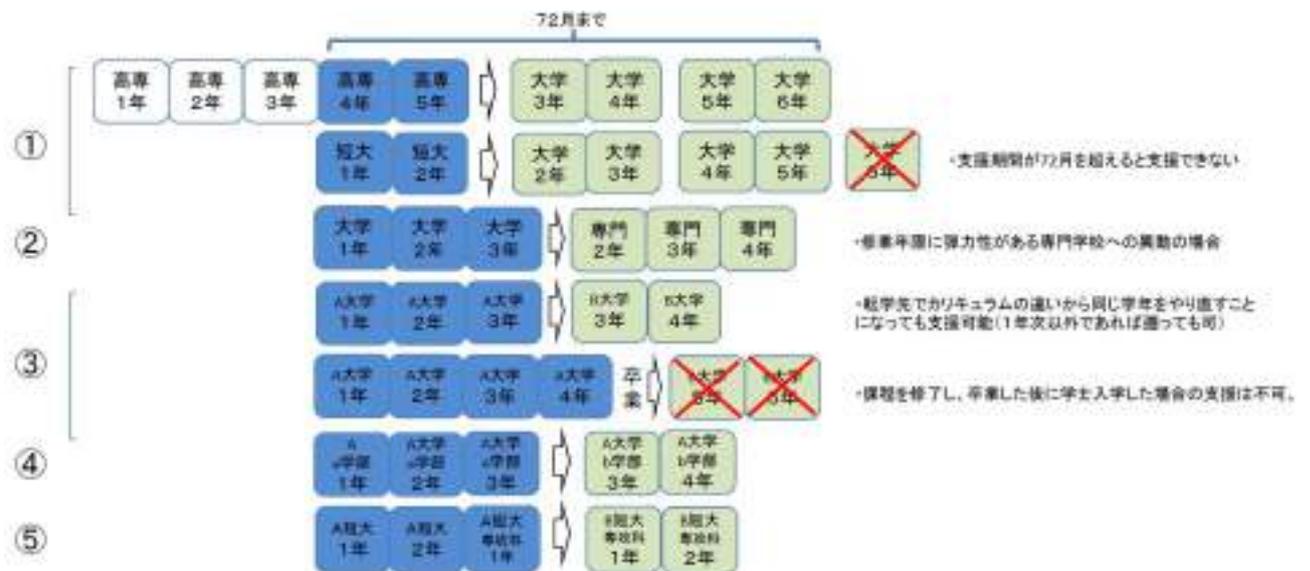
例) 高等専門学校を卒業後、高等専門学校の認定専攻科に入学した場合

② 転学・編入学等した場合の支援期間

通常、異なる学校種間で編入学等により異動する場合において、前述の①のアからオに該当する者については、その在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が、支援期間の上限となる。

ただし、カリキュラムの違いなどから学年を下がって学修せざるを得ない場合、通算の支援期間の月数の上限は72月となる。

● 転学・編入学等をした場合の支援期間のイメージ



(2) 同一の大学等において、学部等の相互の間で異動する場合の手続き

同一の学校内で転学部又は転学科する場合や同一の学校内の認定専攻科に入学する場合など、当該学生等が同一の学校に在籍する場合には、当該異動後に改めて授業料等の減免の対象者として認定することを要しない。ただし、当該異動によって、事務処理の所掌が変わる場合には、適宜、必要な情報を引き継ぐなど、適切に対応すること。

(留意点)

ア 学部等の異動後も引き続き授業料等の減免の継続を希望する場合には、学生等本人から「転学・編入学等に伴う授業料等減免の継続に関する申請書」【作成中】の提出を求めること。支援が「停止」中の学生等についても、支援の継続を希望する者については、同申請書の提出を求めること。

イ 機構の給付型奨学金についても学籍異動に係る所定の手続きが行われていることを確認すること。

ウ 前述の(1)②の支援期間を超えていないかを確認すること。

(3) 異なる大学等の間で、転学・編入学等する場合の手続き

異動元の大学等において本制度による支援を受けている学生等が、異なる大学等への転学・編入学等により、在籍する大学等が変わる場合は、異動先において授業料等の減免の対象者として改めて認定する必要がある。

① 異動元の大学等における適格認定

転学・編入学等を予定している学生等については、本章第2節(2)1)により学籍等の異動前に適格認定を実施すること。

(留意点)

ア 当該学生等が給付型奨学金を受けている場合、当該適格認定における判定の結果を機構にも通知すること。

イ 当該適格認定の結果を本章第2節(2)1)③により学生等に通知すること。

ウ 異なる大学等へ転学・編入学等により学籍を異動した後も、引き続き異動先で本制度による支援を受けようとする場合には、当該学生等に対して、異動先の大学等において所要の手続きが必要になる旨を十分に教示すること

② 異動先の大学等における申請書の受付

異なる大学等からの転学・編入学等により学籍を異動した学生等が、異動元の大学等において本制度による支援を受けていた場合、異動先大学等において引き続き授業料等の減免を希望する旨を確認する必要がある。

(留意点)

ア 当該学生等が異動前に給付型奨学金を受けていたか否かを確認すること。

イ 当該学生等が給付型奨学金を受けていた場合は、学籍異動に伴い機構の定める所定の手続きを行うとともに、当該学生等から授業料等減免の認定申請書(A様式1)の提出を求めること。

ウ 給付型奨学金を受けていなかった学生等から、申請書の提出があった場合は、給付型奨学金の申込についてあわせて案内し、機構の定める手続きを行うこと(学生等が給付型奨学金への申込を希望しない場合の扱いは本章第9節を参照のこと)。

エ 過去に入学金を減免されていない場合には、異動先への転学・編入学等の際に発生した入学金も減免の対象となり得るため、過去に入学金の減免を受けたことがあるか否かの申告内容について確認の上、特に「入学金の減免を受けたことがない」旨申告している者については、異動元の大学等から「授業料等減免の実績に関する報告書」(A様式11)を求めることにより事実関係の確認を行うこと。

オ 既に認定を受けた学生等が、転学・編入学後に引き続き支援を受けようとする場合、異動元の大学等での異動前の適格認定における判定結果により認定の取消しを受けておらず、認定の効力の停止に該当する事由もないことを確認すること。この際、転学・編入学先の大学等において、第1節(2)③による学業成績等に関する基準に該当するか否かの判定をすることは要しないこと。

カ 異動元の大学等における最後の適格認定において「警告」の基準に該当するものと判

定された学生等が、転学・編入学後の最初の適格認定において「警告」の基準に該当した場合には、「廃止」の基準に該当することにより認定の取消しの対象となることに留意すること。

③ 減免の実施

本章第1節(3)の通り、選考・認定、減免額の算出、授業料等の徴収猶予・還付を行うこと。

④ 認定の結果の通知

本章第1節(4)の通り、認定結果の通知を行うこと。

⑤ 認定した学生等に対する授業料減免の実施状況の情報管理

異動先の大学等は、異動元の大学等から「授業料等減免の実績に関する報告書」(A様式11)を求め、今後の支援の継続や適格認定の実施のために必要な、次のi)からiv)の事項について確認し、適切に管理すること。

なお、給付型奨学金制度における学籍等異動に係る手続き等を通じて、次のi)からiv)の事項を確認できる場合は、(入学金の減免を受けたことがない旨を申告している者を除いて)異動元大学等から別途、A様式11の提出を求める必要はない。

i) 異動元の大学等において、授業料等の減免の対象者として認定された年月日及び支援月数(認定の効力を停止したことがある場合、その事由と停止期間も含む)

※支援月数が本章第7節(1)に示した期間を上回るときは、支援を終了すること

ii) 異動元の大学等へ在籍していた期間中に実施した適格認定の結果とその事由

※直近の適格認定で、異動元の大学等での学業成績等の基準が「警告」に該当している場合、異動先の大学等で初めて行う学業成績等の判定で「警告」に該当すれば、連続の「警告」により「廃止」に該当し、認定を取り消すこととなるため、留意すること。

iii) 異動元の大学等における修得単位数の累計

※学業成績等に関する適格認定において、標準単位数は、異動元の大学等における修得単位数も含めて算定することとなるため、留意すること。

iv) その他、異動元の大学等における支援の実施状況について、異動先において支援の継続や適格認定の実施のために必要となる情報

第8節 家計が急変した学生等への支援に関する事務

(1) 概要（ポイント）

- 修学支援法に基づく授業料等減免制度においては、所得要件については、原則、住民税情報に基づき算定される減免額算定基準額が、定められた基準を満たす者を支援対象とする（本章第1節(2)④参照）。住民税の課税標準額等については、毎年6月に、前年所得を基にした最新の内容が納税者に通知されており、在学中の学生等についても、最新の住民税情報に基づき、基準を満たすことが確認できれば支援対象とする。
- ただし、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に（家計急変後の収入に基づく市町村民税所得割の課税標準額等を基準とした支援が始まるまで）緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば支援対象とする。
- 家計の急変に対する対応は、主に下表に掲げる点において、通常に対応と異なる。

	家計急変（※）	通常
申込	年間通じて <u>随時</u> (家計急変の事由発生後3カ月以内に申込み)	年2回(4月始期分、10月始期分)
支援開始時期	<u>随時</u> (急変事由発生から4ヵ月目～)	4月始期 又は 10月始期
対象者	<u>家計を急変させる特定の事由が生じた者(下記(2)①に詳述)のうち、要件を満たす者</u>	要件を満たす者
所得基準	右記に準ずる額 (年収見込額を基に基準額を算定)	市町村民税所得割 課税標準額×6%－(調整控除の額+税額調整額)
判定対象となる所得	<u>急変事由が生じた後の所得</u> ※給与明細や帳簿等で確認	<u>前年所得(もしくは前々年所得)</u> ※機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉
収入及び資産に関する適格認定	<u>3ヵ月毎</u> (急変事由発生から15ヵ月経過後は1年毎)に実施 ※試算については年1回の確認	毎年、夏に実施(年1回)
支援区分の変更	<u>3ヵ月毎</u> (急変事由発生から15ヵ月経過後は1年毎)に適格認定結果(支援区分変更)を反映	<u>10月分から</u> 適格認定結果(支援区分変更)を反映

(※) 進学前(制度開始前)の急変については、取扱いが異なる点がある(後述「(3) 学生等からの申請に関すること」)

(2) 対象者に関すること

次の①～③のいずれにも該当する者が、家計急変に係る支援の対象となる。

① 家計急変の事由

下表の左欄に掲げる「事由」に該当し、右欄に掲げる証明書類を提出できる場合、家計急変に係る申請を行うことができる。

事由	証明書類
A：生計維持者の一方（又は両方）が <u>死亡</u>	下記の <u>いずれか</u> ・戸籍謄本（抄本） ・住民票（死亡日記載）
B：生計維持者の一方（又は両方）が <u>事故又は病気</u> により、半年以上、就労が困難	・医師による診断書 <u>及び</u> ・雇用主による病気休職による証明【P】
C：生計維持者の一方（又は両方）が <u>失職</u> （非自発的失業（※）の場合に限る。）	下記の <u>いずれか</u> ・雇用保険被保険者離職票 ・雇用保険受給資格者証
D：生計維持者が <u>震災、火災、風水害等に被災</u> した場合であって、次の <u>いずれかに</u> 該当 ①上記A～Cの <u>いずれかに</u> 該当 ②被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・罹災証明書 <u>及び</u> ・事情書【様式作成中】

（留意点）

ア 新制度は「低所得世帯」の学生等に限って支援の対象とするものであり、家計急変事由が生じたことにより「収入が減少」していることが前提となるため、家計の（収入減少を伴わない）単なる支出増加の場合は、支援対象として想定していない。ただし、年2回実施する定期的な申込や、貸与型奨学金の緊急・応急採用への申込は可能（審査の上、要件を満たす場合に、支援対象となる）。

イ 下記の事由については、被災した場合（上記表中Dに該当する場合）を除き、授業料等減免及び給付型奨学金制度における、家計急変による緊急支援の対象とはならないが、年2回実施する定期的な申込や、貸与型奨学金の緊急・応急採用への申込は可能（審査の上、要件を満たす場合に、支援対象となる）。

- ・生計維持者の 離婚 又は 失踪
- ・定年退職等、非自発的失業（下記イ参照）に該当しない離職
- ・雇用保険に加入していない生計維持者（会社経営者等）の離職

ウ 「非自発的失業」とは、雇用保険被保険者離職票（又は雇用保険受給資格者証）において、下記の離職理由コード【1A(11)、1B(12)、2A(21)、2B(22)、2C(23)、3A(31)、3B(32)、3C(33)、3D(34)】に該当する場合をいう。

1A (11) 解雇（3年以上更新された非正規社員で雇止め通知なしを含む）
1B (12) 天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
2A (21) 雇い止めによる解雇（期間の定めのある雇用契約(1年未満)を3年以上繰り返し、事業主側の事情によって契約満了、又は雇い止めとなったために離職したとき）
2B (22) 倒産・退職勧奨・法令違反等の正当な理由のある自己都合退職
2C (23) 期間の定めのある労働契約の期間が終了し、かつ、次の労働契約の更新がないことにより離職した者（その者が更新を希望したにもかかわらず、更新できなかった場合）

2D (24) 契約期間満了により退職（更新について、更新なしと明記があった場合等で、労働者、事業主同意のもとに計画期間満了となり退職）
2E (25) 定年退職、移籍出向
3A (31) 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
3B (32) 事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
3C (33) 正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間 12 ヶ月以上）
3D (34) 正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間 12 ヶ月未満）
4D (40) 正当な理由のない自己都合退職
4D (45) 正当な理由のない自己都合退職（受給資格等決定前に被保険者期間が 2 ヶ月以上）
5E (50) 背任行為、懲戒事由に基づく被保険者の重大な責による退職
5E (55) 背任行為、懲戒事由に基づく被保険者の重大な責による退職（受給資格等決定前に被保険者期間が 2 ヶ月以上）

② 所得に関する要件

学生等本人及び生計維持者の所得により減免額算定基準額（本章第1節（2）④参照）を算定し、これが基準を満たすことが必要となる。

減免額算定基準額については、前年（もしくは前前年）の課税所得により算定（N年10月～(N+1)年9月の減免額算定基準額は、(N-1)年1月～12月の所得をもとに算定）することが原則であるが、上述の①に掲げる家計急変の事由に該当する生計維持者については、これによらず、事由発生後の収入から算出した年間所得の見込額（例えば、事由発生後3か月分の収入を4倍することにより年間所得の見込額を算出）により算定する（具体的には巻末参考資料7を参照）—（追って提示予定）。家計急変の事由に該当しない他方の生計維持者及び学生等本人については、課税所得を用いる。これらを合計したものが減免額算定基準額となる。

給付型奨学金をあわせて申し込んだ学生等については、機構において、上記の考え方に基づき支援区分を判定し、その結果について、学生等の同意を前提に、在籍する大学等を通じて通知される。授業料等減免については、同じ支援区分で支援すべきものとみなすことができるため、上記の減免額算定基準額を、重ねて大学等において算出する必要はない（機構から通知される支援区分により、授業料の減免額を決定する）。

③ その他の要件

学生等の学修成績等や、世帯の資産、高等学校等卒業から進学までの期間、（日本国籍でない者の）在留資格等に関する要件については、特例的な取扱いはないため、本章第1節（2）に記載の通りであること。

（留意点）

ア 過去に認定の取消（支援廃止）を受けた学生等については、家計が急変した場合を含め、支援の申込を再度行うことはできない。認定の効力の停止（支援停止）に該当する学生等については、当該停止が解除されるまでの期間において支援を受けることはできないが、停止が解除された後は他の学生等と同様の取扱いとなる。

イ 申請者の学業成績等が「廃止」区分に該当する場合は、家計が急変した場合を含め、本制度による支援の対象とならない。

(3) 学生等からの申請に関すること

①事前相談

家計急変により、学生等から緊急支援の願出があった場合には、今後の手続き及び必要な書類を案内すること（巻末の参考資料4参照）。

(留意点)

ア 給付型奨学金による支援も併せて受けられるよう、給付型奨学金に係る申込手続も併せて案内すること。（給付型奨学金に併せて申し込む者については、授業料等減免の申込にあたって重複する書類の添付は省略可能。）

イ 家計急変による緊急支援に係る事前相談の後に、授業料等減免の納付が必要となる場合には、本支援制度の趣旨に鑑み、授業料等の徴収を猶予すること（参照：本節（7-6）3）授業料納付期限の猶予）。

②申請書及び添付書類

通常の申込と同様に、雛形（A様式1）に基づいて各大学等で定めた認定申請書を提出させること。

③申請の時期と期限

家計の急変等による支援の申請については、家計急変事由の発生から3カ月以内の申請を求め、給付型奨学金も併せて申込みするよう案内すること。

(留意点)

ア 新入生については、入学前年の1月以降に家計が急変した学生等については、入学月から2カ月以内の申込を受け付けること。

イ 初年度においては、~~（新入生に限らず在生学生も含めて）平成31(2019)年1月以降に家計が急変した学生等については~~、新入生にあつては入学月から、2年次以上（高専の場合5年次）の学生にあつては2020年4月から、それぞれ2カ月（※）以内の申込を受け付けること。

※ 学生等本人や機構、大学等の手続き面での事務負担軽減の観点から、給付奨学金の在学採用の受付期間とあわせる趣旨で2か月としている。

ウ 家計の急変は、学期の始期に関わらず、年中いつでも起こり得るものであり、また、新制度は授業料等減免と給付型奨学金の支給をあわせて行うものである。このため、学期の始期に関わらず（学期途中であったとしても）、学生等の家計が急変したときから3カ月間の間に、給付奨学金と授業料減免をあわせて、申込を受け付けること。

エ 既に本制度による支援を受給中の学生等について、家計の急変により更に著しい収入の減少が見込まれる場合には、支援額の増額を申請することは否定されないが、申込みに先立ち、学生等が下記の点を十分に理解できるよう、丁寧な説明を行うこと。

- ・第Ⅱ区分又は第Ⅲ区分で支援を受けている場合は、家計の急変による支援を申請して上位の支援区分に判定されて以降の支援額が増額となる可能性はあるが、既に第Ⅰ区分に該当して満額の支援を受けている場合、家計の急変による支援をあわせて申請しても更なる支援額の増額は見込まれないこと
- ・家計の急変による支援の認定を受けた者は（後述の通り）3カ月毎に支援区分が変更し得る仕組みのため、3カ月毎の判定の結果によって、支援額が、既に受給中の額より少なくなったり、0円となったりすることもあり得ること

なお、既に本制度による支援を受給中の学生等が家計の急変により支援区分が変更と

なるときは、当該支援区分の変更のときまでは、受給中の支援を継続して受けられる。

(4) 選考・認定に関すること

家計急変に係る申請に基づき、給付型奨学金の認定を受けた学生等についても、機構の奨学金業務システムから支援区分等の情報を確認できる。大学等は家計急変に係る授業料減免の申請のあった学生等ごとに支援区分（第Ⅰ区分（満額支援）、第Ⅱ区分（2/3支援）、第Ⅲ区分（1/3支援））を確認し、確認できた学生等について減免対象者として認定すること。

(留意点)

ア 授業料等減免の申請者が、給付型奨学金の対象者として認定を受けていれば、授業料等減免の対象者として認定すべき者とみなせることから、大学等が学生等に関する要件（世帯所得を含む）の確認・審査を別途行う必要はない。

(5) 認定結果の通知に関すること

大学等は機構システムで支援区分を確認し、減免対象者として認定したときは認定した結果を、認定対象でないとは判定したときはその旨を、速やかに認定申請者に通知すること。（認定通知書の雛形（A様式4-2、4-3））

(留意点)

ア 大学等進学前（入学前年の1月から入学月の前日まで）に家計急変の事由が発生している者について、減免対象者として認定したときは、入学月分から減免を行う認定日を入学月1日付とする。該当者については、入学金についても減免の対象となる。

イ 大学等進学後（入学月初日以降）に家計急変の事由が発生している者について、減免対象者として認定したときは、当該事由が発生した月の翌月から34か月目後の1日付とする分から減免を行う。（該当者の入学金については、減免の対象とならない。）

ウ 減免対象者には、減免区分、当該減免区分が適用される期間、当該期間における減免額等について通知する。当該減免区分が適用される期間については、機構システムで確認できる同支援区分とその期間にあわせて記載すること。上記アの該当者については、A様式4-3①によって、上記イの該当者については、A様式4-3②によって、それぞれ通知を行う。

エ 本節（7）に後述する通り、減免区分は3カ月毎に変更の可能性があるため、認定から3カ月以降の減免区分は原則未定であり、認定結果通知の時点で、減免後に納付すべき授業料の額が確定しない場合がある。このため認定結果通知においては、減免後に納付すべき額等が確定する時期の目安等について通知するとともに、当該額等が確定した場合は、納付額や納付期限等について別途通知する。

オ 減免対象者として認定されなかった者に対しては、その旨を通知する。（A様式4-2）

カ 認定結果の通知は、大学等における減免実施の根拠資料となり、支弁者や検査院等による調査の際に必要となるため、(1)の認定申請書と併せて、減免を実施した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

(6) 継続願に関すること

①継続願の提出

継続願の提出については、本章第2節（1）に記載の通り、通常は、毎年10月及び4月（適格認定のタイミング）までに各大学等において提出期限を設定されることとなる。ただし、家計急変に係る申請に基づき、減免対象者としての認定を受けた者については、後述（7）の通り、3カ月毎（15カ月経過後は1年毎）に収入額の判定を実施することを受け、同様に3カ月毎（15カ月経過後は1年毎）に継続願の提出を求めること。

継続願の様式は雛形（A様式2）に基づき、各大学等において定め、学生等に配布すること。本章第2節（1）に記載の留意点に留意して、事務処理を行うこと。

②継続願の提出期限

3カ月毎（15カ月経過後は1年毎）に収入額の判定を実施することを受け、給付型奨学金の受給者は、機構の定める時期までに、当該判定に必要な書類の提出を求められることとなる。当該書類提出とあわせて、授業料等減免に係る継続願の提出を求めること。

(7-6) 適格認定に関すること

家計急変に係る申請に基づき、減免対象者としての認定を受けた者については、下記1)及び2)の通り、適格認定を実施すること。ただし、大学等の定める時期までに継続願（様式は雛形（A様式2）に基づき大学等において定める）が提出されなかった者については、減免を停止するものとする。

~~なお、減免継続願の提出時期については、半年に1回以上を目途として、各大学等において適切に定めること【P】。~~

1) 学業成績の適格認定

本章第2節（2）1）に記載の通り、対応すること。

2) 収入及び資産に関する適格認定

①適格認定の基準

本章第8節（2）②に記載の通り。

②適格認定の時期

適格認定における収入額・資産額等の判定は、通常、毎年夏頃に行うが、家計急変の申請により対象者として認定された学生等については、事由が発生した月の翌月から3カ月毎（15カ月経過後は1年毎）に収入額の判定を実施する。給付型奨学金の受給者については、機構で判定を行い、その判定結果は本人同意に基づき大学等に提供する。当該者については、大学等が収入額の判定を行った者とみなすことができる。

機構の判定結果（新たな支援区分情報）の確認については、機構のシステムに登録された情報を確認すること。

判定結果の反映時期については、給付型奨学金のそれと時期をあわせること（巻末の参考資料4を参照のこと）。

③適格認定結果の通知

大学等は、②の適格認定の結果（減免区分、当該減免区分が適用される期間、減免額など）について、適格認定の都度、速やかに対象者に通知すること（認定通知書の雛形：A様式5-

3)。

(留意点)

~~ア 判定結果に応じた認定の変更の日付は、新たな減免区分の適用が始まる月の1日付とする。~~

アイ 新たな減免区分や当該減免区分が適用される期間（巻末の参考資料4を参照）については、給付奨学金のそれと一致するため、機構のシステムに登録された情報を確認し、通知内容の正確性を期すよう留意すること。

イウ 本節（7）で後述の通り、減免額については、月割で処理することとなるため、適格認定結果の通知においては、1か月当たりの授業料減免額を記載することが考えられる。

（A様式5-3）

ウエ 3カ月毎に支援区分が変更となり得ることに鑑み、本節（7）で後述の通り、家計急変の事由発生後の授業料徴収について一定期間猶予することを前提とするため、減免後の納付額等については、追って別途通知する旨を通知する。

エオ 【P】判定結果に応じた減免額等の変更により、減免費用の申請内容に生じた変更については、変更申請、実績報告や額の確定において、適切に処理すること（本章第4節及び第5節参照）。

オカ 適格認定結果の通知は、大学等における減免実施の根拠資料となり、支弁者や検査院等による調査の際に必要となるため、減免を実施した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

（7.8）減免の実施に関すること

1) 実施のスケジュール

家計を急変させる事由が生じた、緊急に支援が必要な者を支援する仕組みであるため、学期の始期等に関わらず、年間を通じて、随時、申請を受付けるものとする。申込から認定までの一連の流れは、巻末の参考資料4（4頁）を参照のこと。

なお、家計が急変した学生等に対する支援については、学期の始期や授業料の納付時期等に関わらず（学期の途中や授業料の納付後であっても）、後述の通り、月単位で減免を実施することとなるため、留意すること。

2) 減免額の算出

本章第1節（3）3）に記載の通り、対応すること。なお、家計急変の申請により対象者として認定された学生等については、本章第1節（3）3）⑤月割の減免額の考え方によること。この際、支援区分が3カ月毎に変更されることに留意すること。

例えば、授業料（年額）80万円の私立大学生Aについて、1月に家計急変事由が生じた場合、下表のとおりとなる。（2月～4月は事前相談期間。）

時期	支援区分 <例>	①減免前の授業料 (月割)	②減免額 (月割)	③減免後の授業料 (月額)
5月	第Ⅰ区分	66,666.6…円	58,400円	8,267円
6月		66,666.6…円	58,400円	8,267円
7月		66,666.6…円	58,400円	8,267円
8月	第Ⅱ区分	66,666.6…円	38,900円	27,767円
9月		66,666.6…円	38,900円	27,767円

10月		66,666.6…円	38,900円	27,767円
…	…	…	…	…

※ 上表中「③減免後の授業料（月額）」の端数処理は各大学等の定めるところによる。（ただし、「②減免額（月割）」の端数処理は本章第1節（3）3）に記載の通り処理すること。）

（留意点）

ア 授業料の納付の時期や方法は、各大学等によって異なり、半期ごとの納付、毎年の納付、3学期制の学期毎の納付、など様々なケースがあるが、いずれのケースであっても、家計が急変した学生等が支援対象として認定された場合、新制度における授業料減免額は月割で処理すること。

3）授業料納付期限の猶予

家計急変に係る事前相談を受けた場合、その後に徴収を予定していた授業料については、いったん徴収を猶予すること。（ただし、学生等に対し所要の確認を行った上で、家計急変の事由に該当しないことが明白であることが確認できた場合には、その後、授業料の徴収を行うことについて妨げるものではない。）

事前相談を経て正式な申請を行い、認定された学生等については、上述の（6）の通り、3カ月毎の適格認定により支援区分が変更となることに鑑み、最終月まで支払いを猶予の上、最終月に減免額を算定の上、当初の授業料との差額の納付を求める方法により行うこと。

例えば、先の例（授業料（年額）80万円の私立大学生Aについて、1月に家計急変事由が生じた場合）において、前期（4月～9月）分の授業料40万円を4月に、後期（10月～3月）分の授業料40万円を10月に徴収している場合、下表のとおりとなる。

時期	支援区分 <例>	減免前の授業料 （月割）	減免額 （月割）	減免後の授業料 （月割）	授業料納付期限の 猶予と徴収時期
2月	※後期授業料（10月～3月）分について納付済				
3月					
4月	—	66,666.6…円	—	66,667円	前期分授業料納付 期限を 猶予
5月	第Ⅰ区分	66,666.6…円	58,400円	8,267円	
6月		66,666.6…円	58,400円	8,267円	
7月		66,666.6…円	58,400円	8,267円	
8月	第Ⅱ区分	66,666.6…円	38,900円	27,767円	減免後の前期分 授業料（147,300 円）を徴収
9月		66,666.6…円	38,900円	27,767円	
10月		66,666.6…円	38,900円	27,767円	後期分授業料納付 期限を 猶予
…	…	…	…	…	…

（留意点）

ア 減免額が確定していない時点で、本来減免されるべき額も含めていったん納付を求める（減免額確定後に還付する）こととした場合、生計維持者の死亡や事故・病気、災害等によって家計が急変し、経済的に非常に困難な状況にある学生等にとっては、期限内に全額の授業料等の納付が困難であることをもって、学修の継続が困難になる可能性が高い。本制度の趣旨に鑑み、家計の急変による対応については、一学校あたりの対象者が極めて少数と見込まれることも踏まえ、授業料等の納付期限の猶予を行うことを標準とし、具体的には上記の通り対応すること。

イ 減免の対象となるのは「授業料」のみであり、その他の学納金については減免の対象ではないため、その他の学納金の納付時期について、本制度との関係で直ちに問題になるものではない。ただし、一般的には、経済的な理由で納付が困難な学生等に対しては、納付時期の猶予等の弾力的な取扱いを図るなどきめ細かな配慮を行っていただきたい。

4) 納付済み授業料の還付

授業料等を徴収した後に、学生等の家計が急変し、支援対象として認定された場合、徴収済授業料の還付が必要となる場合がある。

例えば、私立大学生Bが、前期（4月～9月）分の授業料として40万円を4月に納付し、5月に家計急変の事由が生じて授業料等減免の申請を行い、9月から減免対象として認定を受けた場合、下表のとおりとなる。

時期	支援区分 <例>	減免前の授業料 (月割)	減免額 (月割)	減免後の授業料 (月割)	授業料納付期限の 猶予と徴収時期
4月	—	66,666.6…円	—	66,666.6…円	授業料納付済
5月	—	66,666.6…円	—	66,666.6…円	
6月	—	66,666.6…円	—	66,666.6…円	
7月	—	66,666.6…円	—	66,666.6…円	
8月	—	66,666.6…円	—	66,666.6…円	
9月	第I区分	66,666.6…円	58,400円	8,267円	授業料納付済のため、減免額58,400円を還付
10月		66,666.6…円	58,400円	8,267円	
11月		66,666.6…円	58,400円	8,267円	後期分授業料納付期限を猶予
…	…	…	…	…	…

第9節 授業料減免のみ申し込む者の扱いについて

これまで述べてきた通り、本支援制度は、授業料等減免と給付型奨学金の支給をあわせて行うものであり、学生等が両制度に申し込むことを想定している。両制度の支援対象者の要件は同一であり、給付型奨学金制度における認定を受けた者は授業料減免対象者としての認定を行うべき者とみなすことにより、学生等、大学等双方の事務負担の軽減を図るとともに、手続きを効率化している。

いずれか一方のみ申し込み、本来、受けられるべき支援が受けられなくなることは、通常、学生等にとって不利益となることでもあり、大学等においては、授業料減免の申請者が給付型奨学金の申込みをあわせて行っていることを確認し、申込みを行っていない者については併せて申し込むよう案内することが肝要である。

ただし、授業料減免と給付型奨学金のいずれの制度も、学生等からの申込みに基づき支援を行うものであり、給付型奨学金制度の案内を十分に行ったにもかかわらず、あくまで授業料減免のみの申請を希望する学生等について、これを拒否したり、給付型奨学金への申込みを強制したりすることはできない。

該当者に係る手続きについては、下記の通り行うこと。下記に特記していない事項については、本章第1節から第8節に記載の通り処理すること。

(1) 学生等が授業料減免のみ申込を希望する場合（給付型奨学金への申込を希望しない場合）

例えば、地方公共団体や民間団体等が実施する支援事業が「授業料減免との併用可・給付型奨学金との併用不可」としている場合、当該事業の支援を受けるために、給付型奨学金には申し込まず、授業料等減免のみ申請を希望するケースが想定される。このようなケースを含め、学生等から授業料等減免のみ申し込みを希望する旨の相談を受けた場合、まずは学生等に以下の手続きを案内すること。

- i) 当該他制度による支援が在学中に受けられなくなるなどの状況の変化にも円滑に対応できるよう、当該学生等に対して、給付型奨学金にも申し込んだうえで、その認定後に支援の「停止」を申し出るよう案内すること。在学中に他支援が打ち切られるなどにより、給付型奨学金による支援が必要となった場合、支援停止の「解除」を申し出ることができることをあわせて案内すること。
- ii) 給付型奨学金の「停止」及びその「解除」の申出の手続きについては、機構から提供される手引き等に基づき、実施すること。

(2) 学生等からの申請に関すること

上記(1)の案内を受けてなお、何らかの事情により、学生等が給付型奨学金の申込みを行わない場合は、認定申請書（A様式1）の別紙の提出を求めること（無利子奨学金の利用の有無を確認し、利用者については、後述(12)の通り対応すること）。また、別紙とあわせて下記の添付書類の提出を求めること。

【添付書類】

①国籍・在留資格等に関すること

外国籍の学生等については、本章第1節(2)①に示した要件を満たしているかを確認できる下記のいずれかの書類（在留資格・期限が明記されているもの）を提出させること。

- ・「在留カード」の写し
- ・「特別永住者証明書」の写し
- ・その他「住民票」の原本等、在留資格・在留期限等が明記されているもの

※申込時点で在留期限が切れているが延長申請中である場合、その旨を証明する書類のコピーを併せて提出させること。

②家計の経済状況（収入・資産）に関すること

i) 課税（所得）証明書（本人分及び生計維持者分）【全員】

（留意点）

ア 居住地の市区町村が発行する課税(所得)証明書であり、次の5項目が記載されているものを提出させること。市区町村所定の様式に下記項目がない場合は、これらの項目について課税(所得)証明書への追記等を市区町村に依頼するよう指導すること。（巻末の参考資料5参照）

- ≪ 1. 課税標準額 2. 調整控除額 3. 税額調整額 4. 扶養親族数
5. 控除後に係る本人該当区分 6. 合計所得金額 7. 総所得金額等 ≫

イ N年4月～9月分の認定申請については(N-1)年度の証明書を、N年10月～(N+1)年3月分の認定申請についてはN年度の証明書を、提出させること。

ウ 生計維持者が同年1月1日時点で海外に居住している（いた）場合、「海外居住者のための収入等申告書」及び下記書類の提出を求めること。

確認項目		必要となる証明書類（コピー可）
海外に居住している 生計維持者の所得金額関係	・ 給与収入 ・ 年金収入 ・ 給与・年金 以外の所得 (※1)	・ 1月～12月(※2)の給与明細書、帳簿等（準備できない場合は10月～12月の3か月分） ・ 収入がない場合には、 1月～12月(※2)の間の無収入を証明する書類（海外居住地の自治体や税務署が発行する無収入の証明書等）
生計維持者の配偶者の 所得金額関係	・ 給与収入 ・ 年金収入 ・ 給与・年金 以外の所得 (※1)	・ 所得（課税）証明書等 ・ 海外に住んでいる場合は、1月～12月(※2)の給与明細書等（準備できない場合は10月～12月の3か月分）
・ 世帯構成関係 ・ ひとり親世帯関係	・ 年齢別の 扶養人数 ・ 寡婦(夫)該 当の有無	・ 戸籍謄本(海外で発行を受けた同様の証明書でも可)、海外居住者以外の世帯構成等が分かる住民票の写し等 ※世帯構成(生計維持者との続柄等関係)及び世帯構成員の居住地を明らかにするもの ※ひとり親世帯に該当する場合は、ひとり親世帯の証明となる戸籍謄本等(婚姻歴がわかるもの)

		を提出してください。
障害者関係	・人数等	・障害者手帳等

(※1) 「給与収入」及び「年金収入」は、それぞれ、額面の収入金額（控除前の金額）をいう。「給与・年金以外の所得」は、売上等から経費を差し引いた所得金額をいう。

(※2) 減免を受ける期間が4月から9月である場合は前前年、減免を受ける期間が10月から翌年3月である場合は前年の収入に関する書類が必要となる。

ii) 生活保護決定（変更）通知書等のコピー 【該当者のみ】

保護受給期間に、申請を行う年（申請を行う月が1月から5月である場合は、申請を行う年の前年）の1月1日を含むことがわかるものを提出させること。

(3) 選考、認定に関すること

上記(2)の申請を行った学生等については、在学大学等において、当該学生等が本章第1節(2)に記載の認定要件を満たすことを確認すること。

① 国籍・在留資格等に関する要件の確認

上記(2)①により提出させた書類に基づき、支援対象となる在留資格を有していることを確認すること。

また、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、永住の意志があると認められた「定住者」については、在留期間に制限が設けられているため、支援を行う期間において当該在留資格を有していることを確認すること。

(なお、支援期間中に在留期間が満了する学生等については、本章第6節(4)に記載の通り、在留期間が更新されているか、また、在留資格に変更が生じていないかを確認すること。)

② 大学等に進学するまでの期間等に関する要件の確認

申請を行った学生等について次のi)と併せて、その入学形態に応じてii)又はiii)について確認し、生年月日等、申請の際に報告を求めたその他の情報と併せて、当該学生等が本章第1節(2)②の要件を満たすか否かを確認すること。

i) 現在在籍している大学等への入学年月

(現在入学した大学等に編入学又は転学により他の大学等から入った場合には、

ア 編入学または転学する前に在学していた大学等への入学年月

イ 編入学または転学する前に在学した大学等での在学最終年月

を併せて確認する。)

ii) はじめて国内の高等学校等を卒業した年月

iii) 国内の高等学校等を卒業していない場合には次の年月

ア 高等学校卒業程度認定試験合格者については

a) 当該試験に合格した年月

b) 当該試験の受験資格取得年度(16歳になった年度)から5年を経過した後に合格した場合、合格するまでの引き続き試験を受験し続けていたか(申告による確認)

イ 個別の入学資格審査を経て大学等へ入学した者については申請者本人の生年月日

ウ 海外の教育機関の修了者など学校教育法施行規則第150条第1号、第2号または第4号に該当することとなったことにより大学等の入学資格が得られた者について

は、当該課程の修了などにより大学等への入学資格が得られることとなった日
 エ 学校教育法施行規則第 150 条第 6 号または第 183 条第 2 号の大学等への入学資格
 により入学した者については、いわゆる「飛び入学」をする前に在籍していた高等学
 校等に在籍しなくなった日

③ 学業成績・学修意欲に関する基準の確認

給付型奨学金の学業成績・学修意欲の確認と同様に行うこと。

④ 生計維持者の確認

「生計維持者」については、本章第 1 節（2）④ウ 及び巻末の参考資料 2 「生計維持者に
 係る Q & A」に従って申告するよう、学生等を指導すること。

個別の学生等のケースに応じて、「生計維持者」の範囲を詳細に確認する必要がある場合、
 給付型奨学金の申込者の判定における解釈の前例を機構に問合せること。

生計維持者に関する申告内容については、これにより家計の経済状況に係る要件を満たす
 か否か、要件を満たす場合にどの支援区分となるかの判定に大きな影響を与える事項である
 ことに鑑み、虚偽申告を防ぐための方策を講じ、申告内容については慎重に確認を行うこと。

⑤ 家計の経済状況（収入・資産）に関する基準の確認

i) 収入の確認

申請者から、本節（2）②に記載の通り提出させた、i) 課税（所得）証明書（本人分
 及び生計維持者分）【全員】、及び ii) 生活保護決定（変更）通知書等のコピー 【該当者の
 み】をもとに、減免額算定基準額を算定し、本章第 1 節（2）④に記載の基準により、支
 援区分を判定すること。大学等における減免額算定基準額の算定や支援区分の判定の一助
 として「減免額算定基準額 算定用ツール（仮）」を適宜活用されたい。

ただし、生計維持者が海外に居住している場合の収入の確認については、文部科学省等
 まで個別に問い合わせされたい。なお、施行規則第十九条第 2 項各号に定める「…額に準
 ずるものとして適切と認められるもの」の考え方については、巻末資料 6 を参照するこ
 と。

ii) 資産の確認

認定申請書（A 様式 1）別紙により申告された資産額が、本章第 1 節（2）④に記載の
 基準を満たすことを確認すること。

（4）認定結果の通知に関すること

大学等は認定した結果を速やかに申請者に通知すること。（認定通知書の雛形（A 様式 4 - 1）
 （留意点）

ア 認定日の日付減免の始期は次の通り。

	<u>申請時期</u>	<u>支援の始期</u>
i	<u>入学前又は入学後 3 カ月までの間で各大学等が設定した 提出期限</u>	<u>入学月分から減免</u>
ii	<u>（入学後 3 カ月を経過した後） 7 月から 12 月までの間で各大学等が設定した提出期限</u>	<u>10 月分から減免</u>
iii	<u>（入学後 3 カ月を経過した後）</u>	<u>4 月分から減免</u>

1月から6月までの間で各大学等が設定した提出期限

~~・入学直後の申請：認定日は入学月1日付とする。~~

~~・在学中の申請：認定日は、4月1日付又は10月1日付とする。(ただし、家計急変による申請者についてはこの限りではない。本章第8節参照)~~

※令和元年度に申請を行い、支援の対象として認定された者の支援の始期は、この表に限らず、令和2年4月からとなる。

イ 減免対象者には、支援区分、減免額、減免後に納付すべき授業料等がある場合はその額、納入期限等を通知する。

ウ 選考の結果、減免対象者として認定されなかった者に対しては、認定されなかった旨及びその理由を通知する。(A様式4-2)

エ 認定結果の通知は、大学等における減免実施の根拠資料となり、支弁者や検査院等による調査の際に必要なため、(1)の認定申請書と併せて、減免を実施した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

(5) 交付申請に関すること

学生等が授業料等減免のみ申請を行う場合(給付型奨学金への申込みをしない場合)は、給付型奨学金の対象者としての認定を受けないため、個別に大学等にて認定要件を満たすことを確認した後、交付申請を行うこととなる。(機構システムに情報が登録されない。)

当該学生等の交付申請にあたっては、本章第3節(1)4)に記載の大学等が作成する資料に含めること。

◆注意

公立の大学等が行う授業料等減免に要する経費は、都道府県・市町村が全額負担することから、公立の大学等と都道府県・市町村との間における減免経費の申請・交付の方法やスケジュールは、各都道府県・市町村の定めるところによる。

したがって、ここで示す大学等と支弁者の事務が、公立の大学等において必ずしも求められる内容であるとは限らない。

私立の専門学校は、その授業料等減免に要する経費を国と都道府県で1/2ずつ負担するが、公立の大学等と同様、私立専門学校と都道府県との間における減免経費の申請・交付の方法やスケジュールも、各都道府県の定めるところによる。

※(6)(7)も同様。

① 交付申請の時期

在籍大学にて認定要件の確認が終了した後、機構システムで確認可能な者と併せて交付申請を行う。年度初回の申請分(5月末締切分)までに認定要件の確認が間に合わなかった者の減免分については、10月の変更交付申請時に反映させることとなる。

② 提出書類

当該学生等に要する減免費用も交付申請に必要な資料に含めるため、別途の様式を作成する必要はない。(機構システムで確認可能な者と併せて申請する。)

- ③「申請学科一覧」(B様式1-4)の作成方法 ※詳細はエクセルを参照すること
機構システムでは支援区分が確認できないため、該当者が判別できるよう、当該学生等の減免分は行を分けて記入するとともに、備考欄に『JASSO 給付外』と記入すること。
留意すべき点は、本章第3節(1)5)に記載のとおりとする。

- ④「交付申請内訳(授業料・入学金別)」(B様式1-3)の作成方法
※詳細はエクセルを参照すること
本章第3節(1)5)に記載のとおり

- ⑤「交付申請内訳(学部・学科単位)」(B様式1-2)の作成方法
※詳細はエクセルを参照すること
本章第3節(1)5)に記載のとおり

(6) 交付決定に関すること

大学等から交付申請書を受けた支弁者は、支援区分ごとの対象学生数など申請内容の確認を行い、大学等宛に交付決定通知を送付する。(7月中旬頃)

授業料等減免のみ申請を行う(給付型奨学金への申込みをしない)学生等は機構システムに情報が登録されないため、支弁者は大学等から提出のある「申請学科一覧」の備考欄の記載を参考にして当該学生等を把握する。その際、支弁者は必要に応じて内容等について聴取するなど確認を行う。

(7) 請求・支払に関すること

本章第3節(3)に記載のとおり

(8) 継続願に関すること

上記(1)の案内を受けてなお、何らかの事情により、学生等が給付型奨学金の申込を行わない場合は、認定申請書と同様、継続願も別紙の提出を求めること。また、別紙とあわせて下記の添付書類の提出を求めること。在学中に、支援対象者の生計維持者に変更があった場合、継続願提出時に、当該別紙に変更後の生計維持者を記載させること。

なお、継続願及びその添付書類の提出は、その期限、方法などについて、本章第2節(1)に記載の通りとする。

【添付書類】

①国籍・在留資格等に関すること

本章本節(2)①)の通り。

②家計の経済状況(収入・資産)に関すること

後期(10月～翌年3月)分の授業料減免の継続願の提出者については、本章本節(2)②に記載の添付書類をあわせて提出させること。

前期(4月～9月)分の授業料減免の継続願の提出者については、添付書類は収入及び資産に関する添付書類は不要である。

(9) 適格認定に関すること

1) 学業に関する適格認定

本章第2節(2)に記載の通り対応すること。

2) 収入及び資産に関する適格認定

① 適格認定の対象者と方法

毎年、住民税情報が更新される6月以降、10月までの間に収入及び資産に関する適格認定を実施し、その結果を10月以降の減免額に反映すること。収入の確認及び支援区分の判定は、本章本節(3)⑤と同様に行うこと。

(10) 転学・編入学等に伴う事務手続きに関すること

1) 同一の大学等において、学部等の相互の間で異動する場合の手続き

本章第7節(2)に記載の通り対応すること。

2) 異なる大学等の中で、転学・編入学等する場合の手続き

本章第7節(3)に記載の内容に加え、下記を踏まえて、手続きを実施すること。

① 認定に関する申請書の審査

「転学・編入学等に伴う授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」(A様式3(作成中))を受け付けた大学等は、申請書及びその添付書類を確認することにより、当該学生等が支援対象としての要件を満たすか否かを確認する必要がある。

確認にあたって、異動先の大学等は、異動元の大学等から「授業料等減免の**対象者の認定状況等実績**に関する報告書」(A様式 ~~11〇~~-(作成中))を求め、次のi)からvi)の事項について確認すること。ただし、当該学生等が転学・編入学等をするにあたって異動元の大学等から異動先の大学等へこれらの情報を別途確実に引き継いでいけば、当該報告書の各欄への記載は適宜省略して差し支えない。また、当該報告書を求められた異動元の大学等は、異動先の大学等からの求めに応じ、当該報告書をすみやかに作成の上、送付すること。

i) 授業料等の減免の対象者として認定された年月日及び支援月数

- ・支援月数が本章第7節(1)に示した要件を満たすか否かを確認すること。

ii) 異動元での直近の支援区分及び入学金の減免の有無

- ・異動先での授業料等の減免額を算定するため、異動元の大学等での授業料等減免における、家計の経済状況に応じた支援区分を確認すること
- ・過去に入学金を減免されていない場合には、異動先への転学・編入学等の際に発生した入学金も減免の対象となり得るため、異動元大学における入学金減免の実績を確認すること。

iii) 異動元の大学等へ在籍していた期間中に実施した適格認定の結果とその事由

- ・異動直前に実施された適格認定の結果、学業成績等の基準が「廃止」に該当していないことを確認すること。
- ・当該学生等のこれまでの適格認定の結果については、適切に管理すること
(例えば、直近の適格認定で、異動元の大学等での学業成績等の基準が「警告」に該当している場合、異動先の大学等で初めて行う学業成績等の判定で「警告」に該当す

れば、連続の「警告」により「廃止」に該当し、認定を取り消すこととなるため、留意すること。)

- iv) 卒業に必要な単位数と、在籍中の各学年時の修得単位数
 - ・異動元の大学等における修得単位数の累計を確認し、今後、異動先大学等における修得単位数とあわせて標準単位数を算定できるよう、管理を行うこと。
- v) 認定の効力を停止した期間とその事由
 - ・ i) の項目及びその後の支援月数と併せて常時適切に記録・更新し、認定後、支援期間が本章第6節(1)及び(2)並びに第7節(1)に示した期間を上回らないよう管理すること。
- vi) その他、異動先において支援の継続や適格認定の実施のために必要となる情報
 - ・ これまでの認定申請や適格認定時の特段の経緯や指導内容など、減免の実施に当たって特に引き継ぐべき事項があれば記載すること。
なお、転学・編入学等による異動先において継続して授業料等の減免を受けようとする場合の学業成績等に関する基準は、転学・編入学等の前に学年末の時点で適格認定における学業成績等に関する要件を満たしていることであることに留意すること。

(1 1) 家計急変の対応に関すること

家計が急変した学生等に対し、給付型奨学金について十分に案内を行ったにも関わらず、学生等が何らかの事情により、給付型奨学金の申込を行わず、授業料等減免のみの申請を希望する場合は、次の①～④に特記する内容に留意して手続きを行うこと。次の①～④に特記した内容以外に関する場合は、本節(1)～(10)に記載の通り、対応すること。

① 学生等からの申請

通常の申請と同様に、雛形(A様式1)に基づいて各大学等で定めた認定申請書を提出させること。

(留意点)

ア 給付型奨学金の申込を行わず、授業料減免のみの申請の場合は、別紙(A様式1別紙3)をあわせて提出させるとともに、下記の書類の提出を求めること。

- i) 事由に関する証明書類(本章第8節(2)の表に掲げる証明書類)
- ii) 予期できない事由(本章第8節(2)の表に掲げる事由)が発生した該当者の所得を証明する下記の書類(ただし、死亡の場合は、再婚等による生計維持者の変更がない限り提出不要)
 - ・ 雇用主が発行した、給与明細書又は給与見込書(事由発生後、毎月分)
※複数個所から給与を得ている場合、その全ての給与証明が必要
 - ・ その他の所得がある場合、それを証明する書類
※ 住民税の課税対象となる全ての所得を含む。(住民税の課税対象とならない収入は申告不要。)
- iii) 学生等本人及びii)に該当しない生計維持者の市町村民税の課税証明書(巻末の参考資料5に記載されている必要事項の記載があるもの)

② 家計急変に係る授業料等減免申請者の支援区分等の判定

申請者から、①に上述の通り提出させたi)～iii)の書類をもとに、下記の点に留意して、

要件充足を確認し、対象者の支援区分等を判定すること。

(留意点)

ア 上述の i) 事由に関する証明書類をもとに、本章第 8 節 (2) の表のいずれかに該当するか否か、事実関係を確認すること。

イ 上記アにより本章第 8 節 (2) の表のいずれかに該当することが確認された申請者については、本節 (3) に記載の通り、① 国籍・在留資格等に関する要件の確認、② 大学等に進学するまでの期間等に関する要件の確認、③ 学業成績・学修意欲に関する基準の確認、④ 生計維持者の確認、及び⑤ ii) 資産の確認を行うこと。

ウ 申請者が、上記ア及びイの確認を経て、支援対象となる可能性があると認められるときは、家計が急変する事由が生じた後の所得を証明する書類をもとに減免額算定基準額の算定が必要となるため、文部科学省等まで個別に問い合わせされたい。なお、施行規則第十九条第 2 項各号に定める「…額に準ずるものとして適切と認められるもの」の考え方については、巻末資料 7 ~~(追って提示予定)~~ を参照すること。

③ 継続願

支援継続を希望する者については、継続願 (様式は雛形 (A 様式 2) に基づき大学等において定める) に別紙 (雛形は追って提示予定) を添付の上、3 カ月毎に提出させること。

④ 収入に関する適格認定

上記③の継続願及びその別紙を提出した者については、参考別紙 4 (4 頁) に記載の通り、3 カ月毎 (事由発生から 15 カ月経過後は 1 年毎) に、収入に関する適格認定を行う必要がある。減免額算定基準額の算定については、上記②ウの通り実施することとなり、詳細は文部科学省等まで個別に問合せされたい。

(12) 機構の無利子奨学金を申込・利用している学生等について

授業料減免を受ける学生等が、機構の第一種奨学金 (無利子) を利用する場合、当該奨学金の貸与上限額が変更される (貸与上限額の詳細は、機構の奨学金案内を確認すること)。このため、該当者については、以下の通り、対応すること。

① 申請書受理

授業料減免の申請書を受理した者について、第一種奨学金の利用の有無を確認すること。

② 機構への該当者の通知

①により第一種奨学金への申込・利用が確認される者については、機構に通知すること。(具体的な通知方法については、機構の取扱いに従うこと。)

③ 機構への減免額算定基準額の通知

②の該当者については、機構の指定する方法により、減免額算定基準額を通知すること。当該通知は、毎年の収入及び資産に関する適格認定後も同様に行うこと。

第 10 節 不正への対応

(1) 学生等による虚偽申告その他不正に関すること

① 学生等に対する一般的な指導

学生等が偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けることは、あるまじき行為であり、各大学等においては、不正が判明した場合の支援対象者としての認定取消し（及び給付型奨学金に関しては加算金の徴収）を含む制度（詳細後述）の周知のみならず、厚生指導の観点から、所属学生等に対する指導を徹底し、虚偽申告その他の不正が生じないように努めること。

② 疑義が生じた場合の対応

授業料等減免及び給付型奨学金の申請や届出等の各種手続きにあたって、支援を受けようとする（又は受けている）学生等の申告内容や提出書類等に疑義が生じた場合には、提出書類等の再確認や分析を行い、学生等本人（又はその生計維持者）に対して必要な確認を行うこと。また、当該学生等が給付型奨学金の申請者又は受給者である場合には、疑義が生じた時点で機構に一報するとともに、機構と連携して必要な確認を行うこと。機構が、給付型奨学金の申請者又は受給者の申告内容や提出書類等に疑義があるとして、当該学生等が所属する大学等に対して又はこれを通じて情報照会を行ったときは、各大学等においては適切に協力し、授業料等減免及び給付型奨学金の支給について適正な実施を図ること。（ただし、当該協力が、個人情報保護その他法令順守の観点で疑義を生じないように、慎重に対応すること。）

学生等本人（又はその生計維持者）が、前述の確認（書類等の提出を含む。）に応じない場合、又は前述の確認を行ってもなお疑義が解消しない場合は、確認大学等は、機関要件の確認を行った行政機関に対し、速やかに状況を報告すること。

都道府県・市町村等において、前述の報告を受けた場合は、修学支援法第 13 条第 1 項の規定に基づき、対応すること。

大学等における修学の支援に関する法律（抄）

（報告等）

第十三条 文部科学大臣等は、授業料等減免に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、授業料等減免対象者若しくはその生計を維持する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。

（※注：条文中「文部科学大臣等」は機関要件確認者を指す。）

③ 支援対象者としての認定取消し

前述の確認等を通じて、学生等が不正に授業料等減免を受けたことが判明した場合には、大学等においては、当該学生等に係る授業料等減免対象者としての認定を取り消し、その旨を A 様式 6 により本人に通知するとともに、その旨を機構に対して通知すること（施行規則第 15 条第 1 項・第 2 項）。また、当該取消しの年月日、取り消された者の人数及び授業料等減免の額の合計額を、機関要件確認者に遅滞なく届出ること（修学支援法第 12 条第 2 項、施行規則第 17 条）。

④ 費用の徴収

学生等が偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けていたものとして、上述③の通り認

定の取消しを行った場合、施行規則第 16 条の規定により、不正が行われた日の属する学年の始期から認定取消までの間に減免していた授業料等について、当該学生等に対し、支払いを求めること。また、当該学生等に対する授業料等減免について既に公費が支払われていた場合、当該学生等の所属する大学等の設置者は、その支払いをした国又は地方公共団体に対し、支弁済みの公費に相当する額を返納すること。

なお、不正に給付型奨学金の支給を受けた学生等に対しては、機構は当該学生等に対して、不正利得の徴収に加え、その徴収額に 0.4 を乗じた金額以下の範囲で加算金を更に徴収することができることとなっている。

(2) 大学等による不正に関すること

① 実地検査及びそのフォローアップ

授業料等減免の事務の一層の適正な実施を図る観点から、減免費用の支弁者等（国、都道府県・市町村、私学事業団）は、各大学等において、対象者の授業料等の減免が適正かつ確実に実行されているか、交付された減免費用の執行が適正に実施されているか等について、定期的に実地検査を行うなどにより確認することが望ましい。

当該実地検査等を通じて、本事務処理要領に則って適正かつ確実に事務処理が行われるよう、関係者に対して指導助言するとともに、指導した事項については、フォローアップを行う等により、適正な事務の実施を図ること。指導助言を受けた大学等においては、これに従い、学生等への支援や交付された減免費用の執行が遅滞なく適正に実施されるように努めること。

② 疑義が生じた場合の対応

万が一、対象学生等の学業成績等、学籍その他授業料等減免対象者の要件に関することや減免費用の申請・交付に関することについて、大学等による不正が疑われる場合、（私学事業団においては前述①の実地検査等によりこうした事案が判明した場合は速やかに文部科学省に対して報告を行い、）機関要件確認者は、修学支援法第 13 条第 2 項及び同第 14 条の規定に基づき、当該大学等の設置者若しくはその役職員（元役職員を含む）に対し、必要な対応を行うこと。

大学等における修学の支援に関する法律（抄）

（報告等）

第十三条 （略）

2 文部科学大臣等は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、確認大学等の設置者（国及び地方公共団体を除く。以下この項及び次条において同じ。）若しくはその役職員若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該確認大学等の設置者の事務所その他の施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（勧告、命令等）

第十四条 文部科学大臣等は、確認大学等の設置者が授業料等減免を適切に行っていないと認める場合その他授業料等減免の適正な実施を確保するため必要があると認める場合には、当該確認大学等の設置者に対し、期限を定めて、授業料等減免の実施の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 文部科学大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた確認大

学等の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 文部科学大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた確認大学等の設置者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該確認大学等の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 文部科学大臣等は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

(※注：条文中「文部科学大臣等」は機関要件確認者を指す。)

第 11 節 確認大学等でなくなった場合の取扱い

法第 15 条第 1 項に該当する場合、文部科学大臣等は、当該確認大学等に係る確認を取り消すこととなる。

大学等における修学の支援に関する法律（抄）

(確認の取消し)

第十五条 文部科学大臣等は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該確認大学等に係る確認を取り消すことができる。

一 確認大学等が、確認要件を満たさなくなったとき。

二 確認大学等の設置者が、不正の手段により確認を受けていたとき。

三 前号に掲げるもののほか、確認大学等の設置者が、減免費用の支弁に関し不正な行為をしたとき。

四 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をしたとき。

五 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、確認大学等の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

(授業料等減免対象者が在学している場合の特例)

第十六条 前条第一項の規定により確認が取り消された場合又は確認大学等の設置者が当該確認大学等に係る確認を辞退した場合において、その取消し又は辞退の際、当該確認大学等に授業料等減免対象者が在学しているときは、その者に係る授業料等減免については、当該確認を取り消された大学等又は確認を辞退した大学等を確認大学等とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、同項第二号若しくは第三号に掲げる事由に該当して同項の規定により確認が取り消された場合又はこれに準ずる場合として政令で定める場合における当該大学等に係る減免費用については、第十条及び第十一条の規定は、適用しない。

確認を取り消された、または、辞退した大学等に、授業料等減免の支援を現に受けている者（確

認を取り消される前に、減免対象者として認定されていた学生等) が在学しているときは、法第 16 条の規定に基づき、当該者については、原則、引き続き本要領に従って授業料減免を行うものとする。

(留意点)

- ア 確認大学等でなくなった後に、これまで減免を受けていなかった学生等からの申請を受け付けること、また当該申請に基づいて新たに対象者として認定すること(新規認定)はできない。
- イ 不正行為により確認大学等に係る確認を取り消された場合(法第 15 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号に該当する場合)、又は確認大学等の設置者が確認を辞退した場合においては、法第 16 条に基づき、減免費用については、大学等において全額を負担すること(国等からの減免費用の交付は行わないため、本要領第 1 章第 3 節、第 4 節、第 5 節及び第 2 章については、適用されない。ただし、都道府県又は指定都市において、別途定めがある場合は、この限りではない。)
- ウ 確認要件を満たさなくなった(法第 15 条第 1 項第 1 号に該当する)場合、既に授業料等減免対象者として認定を受けている学生等にかかる減免費用については、引き続き、本要領に基づき、交付申請等を行うこと。

第2章 授業料等減免に関する費用支弁者（国（私学事業団を含む）、都道府県・市町村）での標準的な事務

◆注意

- ・ 公立の大学等が行う授業料等減免に要する経費は、都道府県・市町村が全額負担することから、公立の大学等と都道府県・市町村との間における減免経費の申請・交付の方法やスケジュールは、各都道府県・市町村の定めるところによる。

本章では、国及び私立学校振興・共済事業団が支弁者として行う標準的な事務を示しているが、都道府県・市町村においては、これらを参考にしながら、それぞれが設置する公立の大学等への減免費用の交付事務について定めることになる。

- ・ 私立の専門学校は、その授業料等減免に要する経費を国と都道府県で1/2ずつ負担するが、公立の大学等と同様、私立専門学校と都道府県との間における減免経費の申請・交付の方法やスケジュールも、所轄庁である各都道府県の定めるところによる。

都道府県においては、本章における標準的な事務を参考にしながら、私立の専門学校への減免費用の交付事務について定めることになる。

- 修学支援法に基づき、機関要件の確認を受けた大学等は、支援の要件を満たす新生（編入学生を含む）及び在籍生から授業料等減免の認定申請書の提出があった場合、選考を行ったうえで認定を行い、その結果を申請者に通知する。
(学生等からの申請 → 選考 → 認定 → 通知)
 - 大学等は上記の授業料等減免に要する費用を費用支弁者である国、私学事業団、都道府県・市町村に申請するが、支弁者はその申請内容を確認後に申請者の大学等に対して交付を決定し、減免費用を交付する。
 - 大学等は後期の授業料減免の結果を踏まえ、年間の減免所要見込額を再び算出し、その額が既に交付済みの減免費用の額（年度当初の初回交付申請にて請求した減免額）を超え、不足する場合には変更交付申請を行い、不足額を請求する。
 - 支弁者はその申請内容を確認後に申請者である大学等に対して変更交付を決定し、不足分の額を追加で交付する。
 - 年度終了後には、大学等が年間に実施した減免実績の報告を受け、確認後に額の確定を行って、不要額・不足額の調整を行う。
- ※ 大学等が行う減免の認定、減免費用の交付の申請、変更交付の申請は「第1章 授業料等減免に関する大学等での標準的な事務」のとおり。

<減免費用の申請先・費用の負担割合>

設置者の区分・学校の種類		支弁者 (減免費用の申請先)	費用負担割合
国立	大学・短大・高専・専門学校	国（設置者）	国が全額
私立	大学・短大・高専	国 ※私学事業団を通じて交付	国が全額
公立	大学・短大・高専・専門学校	都道府県・市町村（設置者）	都道府県・市町村が全額
私立	専門学校	都道府県(所轄庁)	国 1/2、都道府県 1/2

※ 放送大学、株式会社立の大学には、私学事業団を通じず国が直接交付する。

国が費用負担を行う国立の大学・短大・高専・専門学校及び私立の大学・短大・高専に対する減免に要する費用に充てるための資金は「授業料等減免費交付金」（仮称）の費目で交付する。一方、国が費用の2分の1を負担する私立の専門学校に対する減免に要する費用に充てるための資金は「授業料等減免費負担金」（仮称）の費目で各都道府県に交付する。

いずれも、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」が適用され、同法に基づき、交付決定、額の確定、返還等を行うことが必要となる。

高等教育の修学支援新制度に要する減免費用の地方負担分については、別途、地方財政措置がなされる予定である。そのための基本データを把握する必要から、制度開始後、年度の途中や終了後に都道府県・市町村に対し、国から減免実績等の調査を実施することが予定されている。

第1節 交付決定に関する事務

大学等は、第1章第3節に基づき支弁者に減免費用を申請するが、申請を受けた支弁者が交付を決定し、費用を支弁するまでに実施すべき事務手続きは次のとおり。

(1) 交付申請書の受理

減免費用の申請にあたり、各大学等は前頁の申請先一覧表に示す支弁者に対して交付申請書を提出する。

大学等からは、第1章第3節(1)のとおり、文書と電子メールにより資料が提出されるため、支弁者は不足資料や記入漏れ等がないか確認する。

<参考：「第1章第3節(1)4)提出書類」>

<大学等が作成する資料>

① 交付申請書 ※公印押印済みのもの (B様式1-1) ↵

② 交付申請内訳(学部・学科単位) (B様式1-2) ↵

③ 交付申請内訳(授業料・入学金別) (B様式1-3) ↵

④ 申請学科一覧 (B様式1-4) ↵

[提出方法] ↵

①②は文書により提出。②③④は電子媒体により提出。↵

交付申請にあたっては、①「交付申請書」及び②「交付申請内訳(学部・学科単位)」を文書にて支弁者に提出すること。その際、各学科等の授業料と入学金について額を確認できるよう、学則や学生募集要項の写しを添付すること。(特待生制度等により特別な額を適用している場合も規程や金額が確認できるものを添付する。) ↵

各様式は1つのエクセルファイルにまとめられており、④「申請学科一覧」を作成すれば、③「交付申請内訳(授業料・入学金別)」及び②「交付申請内訳(学部・学科単位)」が自動入力される。大学等が入力すべき資料は④「申請学科一覧」のみとなる。↵

なお、文書により①②を提出するほか、減免費用の支弁者や交付者が定める方法にて電子媒体により②③④のファイルを支弁者に提出すること。↵

(2) 交付申請書の確認

① 機構システムとの照合

大学等から申請のあった支援対象者の人数と、機構システムにおける対象者の人数を照合し(大学においては学部ごと、その他(短大、高専、専門学校)は学校ごと)、大学等からの申請人数が機構システムの対象人数を超えていないことを確認する。

※ 授業料等減免か給付型奨学金の一方のみの受給者がいるときは、これらの違いが発生する。

◆機構が支弁者に提供するデータ項目のイメージ

年月	学校コード	学校名	学部名	支援区分	給付奨学生数	うち新規登録者分(当年度入学)
202004		東西大学	医学部(医学科以外)	2/3	1	1
202004		東西大学	医学部	3/3	2	1
202004		東西大学	経済学部	2/3	1	1
202004		東西大学	経済学部	3/3	2	2
202004		東西大学	薬学部	3/3	2	2
202004		東西大学	文学部	3/3	3	2
202004		東西大学	文学部	2/3	1	1
202004		東西大学	文学部	1/3	2	1
202004		東西大学	理工学部	2/3	1	1
202004		東西大学	理工学部	1/3	1	1
202004		東西大学	法学部	3/3	2	2
202004		東西大学	法学部	1/3	3	2
202005		東西大学	医学部(医学科以外)	2/3	1	1
202005		東西大学	医学部	3/3	2	1
202005		東西大学	経済学部	2/3	1	1
202005		東西大学	経済学部	3/3	2	2
202005		東西大学	薬学部	3/3	2	2
202005		東西大学	文学部	3/3	3	2
202005		東西大学	文学部	2/3	1	1
202005		東西大学	文学部	1/3	2	1
202005		東西大学	理工学部	2/3	1	1
202005		東西大学	理工学部	1/3	1	1
202005		東西大学	法学部	3/3	2	2
202005		東西大学	法学部	1/3	3	2
202006		東西大学	医学部(医学科以外)	2/3	1	1
202006		東西大学	医学部	3/3	2	1
202006		東西大学	経済学部	2/3	1	1
202006		東西大学	経済学部	3/3	2	2
202006		東西大学	薬学部	3/3	2	2
202006		東西大学	文学部	3/3	3	2
202006		東西大学	文学部	2/3	1	1
202006		東西大学	文学部	1/3	2	1
202006		東西大学	理工学部	2/3	1	1
202006		東西大学	理工学部	1/3	1	1
202006		東西大学	法学部	3/3	2	2
202006		東西大学	法学部	1/3	3	2

2020年4月分

2020年5月分

2020年6月分

②交付申請の確認方法

支弁者は、「交付申請内訳(学部・学科単位)」(B様式1-2)により、授業料減免及び入学金減免について大学等(大学の場合は、計と各学部)における支援区分ごとの減免学生数を確認し(下図の赤枠内)、①の上図の機構システムにおける減免給付奨学生数の合計と照合する。

大学等から申請される減免学生数が機構システムの減免給付奨学生数の合計を上回らないことを確認すること。

上回っている場合は、B様式1-2のバックデータとなる「申請学科一覧」(B様式1-4)や「交付申請内訳(授業料・入学金別)」(B様式1-3)の備考欄等により、上回る理由を確認するとともに、その理由が確認できない場合は、申請大学等に連絡し、交付申請書等の再提出を求めること。

◆「交付申請内訳（学部・学科単位）」画面イメージ（私立大学の例）（B様式1-2）

令和2年度授業料等減免事業 交付申請書内訳(学部・学科での計)

学校コード	—	学校名	東西大学
		学校法人名	東西学園

<授業料減免・入学金減免（年間見込み）>

学部 (学科)	所得区分	授業料減免額		入学金減免額(4-5月)	
		減免 学生数	減免総額	減免 学生数	減免総額
計	3/3免除	11人	6,980,000円	9人	2,060,000円
	2/3免除	4人	1,800,100円	3人	513,500円
	1/3免除	6人	896,900円	4人	160,100円
	計	21人	9,677,000円	16人	2,733,600円
医学部	3/3免除	2人	1,400,000円	1人	260,000円
	2/3免除	1人	466,700円	1人	173,400円
	1/3免除	0人	0円	0人	0円
経済学部	3/3免除	2人	1,400,000円	2人	500,000円
	2/3免除	1人	466,700円	0人	0円
	1/3免除	0人	0円	0人	0円
薬学部	3/3免除	2人	1,400,000円	2人	520,000円
	2/3免除	0人	0円	0人	0円
	1/3免除	0人	0円	0人	0円
文学部	3/3免除	3人	1,950,000円	2人	500,000円
	2/3免除	1人	400,000円	1人	166,700円
	1/3免除	2人	320,000円	1人	46,700円
理工学部	3/3免除	0人	0円	0人	0円
	2/3免除	1人	466,700円	1人	173,400円
	1/3免除	1人	233,400円	1人	86,700円
法学部	3/3免除	2人	830,000円	2人	280,000円
	2/3免除	0人	0円	0人	0円
	1/3免除	3人	343,500円	2人	26,700円

(留意点)

ア 支弁者は、機構の定める方法により機構から提供されるデータを受け取り、交付申請があった減免額の根拠となる減免学生数に過大な計上がないかを確認すること。

(機構からの情報提供の方法については、引き続き検討中) 機構から配布されるID、パスワードを用いて、機構のウェブサイト (http://...) から機構システムにアクセスし、照合用データをダウンロードする。

—————※システムへのアクセス方法等の詳細については調整中

機構ウェブサイトトップページの画面イメージ挿入

イ 授業料減免について、年度当初に行う交付申請の確認・や交付決定で用いる減免学生数は、機構のシステムの5月データに基づくき行うこと。支弁者は大学等が行う交付申請と同じ基準月のデータにより確認作業を行う必要があることから、5月以外のデータでは確認しないこと。(前掲「機構が支弁者に提供するデータ項目のイメージ」の図の青色2重枠内の数字)

ウ 入学料減免について、当該年度入学者でかつ機構システム新規登録者という条件を満たす者をの集計したデータ一覧から、4月及び5月に該当するの当該人数新規登録者の合計人数を確認すること。(前掲「機構が支弁者に提供するデータ項目のイメージ」の図の緑色点線枠内の数字)

エ 授業料等減免を受けずに機構の給付型奨学金のみを受給する学生等がいる場合、機構システムにのみ人数がカウントされるため、大学等から申請される減免学生数が機構システムの対象人数より少なくなる。

オ 一方、給付型奨学金の認定を受けずに、授業料等減免のみを受ける学生等は、機構システムに登録されず大学等からの交付申請書にのみ人数がカウントされるため、大学等から申請される減免学生数が機構システムの対象人数を上回ってしまう。

この場合、申請大学等は申請書の「申請学科一覧」(B様式1-4)及び「交付申請内訳(授業料・入学料別)」(B様式1-3)の備考欄に「JASSO給付外」として、機構の給付型奨学金を受けない旨をその旨を記載することとしているため、支弁者はその確認を行い、う。申請書類に明確な記載がないなど機構システムの対象人数を上回る理由が判明しない場合や不明な点があった場合には、支弁者は必ず大学等に問合せ、確認をとること。

③授業料等の額の根拠の確認

申請書に記載されるすべての授業料等については、金額の根拠として、学則や学生募集要項の写しを求めているため、「申請学科一覧」(B様式1-4)や「交付申請内訳」(授業料・入学料別)(B様式1-3)に記載の年間授業料及び入学料の額について確認すること。

(3) 交付決定

支弁者は申請内容の確認を行ったあと、交付を決定し、その旨を大学等に対して通知すること。(7月中旬頃の予定)(B様式7「交付決定通知書」)

なお、私立の大学等が行う私学事業団への交付申請については、事業団から費用負担者である国に対して交付申請(「授業料等減免費交付金交付申請書」(B様式3-1)及び「事業計画書」(B様式3-2))が行われ、その後、国からの決定を受けて私学事業団が私立の大学等に交付決定を行う。(B様式7)

~~私立専門学校が行う都道府県への交付申請についても、国が負担する減免費用の2分の1の部分については同様の手続きとなる。~~

<参考>私立専門学校から都道府県に対する交付申請

私立専門学校における減免費用は、その2分の1を国が負担することから、都道府県は私立専門学校から減免費用の申請があった場合、その額の2分の1については、「授業料等減免事業費負担金交付申請書」(B様式3-1)及び「事業計画書」(B様式3-2)により国に対して交付申請すること。

その後、国からの決定を受けて都道府県が私立専門学校に交付申請を行う。(B様式7)

(4) 交付金の支払

交付決定のあと、支弁者は大学等からの減免費用の請求に基づき、速やかに支払手続きを行うこと。

第2節 変更交付決定に関する事務

大学等は、第1章「4. 減免費用の変更申請、変更交付に関する事務」に基づき、必要に応じて減免費用を申請するが、申請を受けた支弁者が変更交付を決定し、費用を支弁するまでに実施すべき事務手続きは次のとおり。

(1) 変更交付申請書の受理

減免費用の変更申請にあたり、各大学等は交付申請と同じ支弁者に対して変更交付申請書を提出する。

大学等からは、第1章第4節(1)のとおり、文書と電子メールにより資料が提出されるため、支弁者は不足資料や記入漏れ等がないか確認すること。

<参考：「第1章第4節(1)3) 提出書類」>

<大学等が作成する資料>

- | | |
|----------------------|----------|
| ①変更交付申請書 ※公印押印済みのもの | (B様式1-1) |
| ②変更交付申請内訳 (学部・学科単位) | (B様式2-2) |
| ③変更交付申請内訳 (授業料・入学金別) | (B様式2-3) |
| ④申請学科一覧 | (B様式2-4) |

[提出方法]

①②は文書により提出。③④は電子媒体により提出。

変更交付申請にあたっては、①「変更交付申請書」及び②「変更交付申請内訳(学部・学科単位)」を文書にて支弁者に提出すること。

各様式は1つのエクセルファイルにまとめられており、④「申請学科一覧」を作成すれば、③「変更交付申請内訳(授業料・入学金別)」及び②「変更交付申請内訳(学部・学科単位)」が自動入力される。大学等が入力すべき資料は④「申請学科一覧」のみとなる。

なお、文書により①②を提出するほか、減免費用の支弁者や交付者が定める方法にて電子媒体により③④のファイルを支弁者に提出すること。

(2) 変更交付申請書の確認

①機構システムとの照合

大学等から申請のあった支援対象者の人数と、機構システムにおける対象者の人数を照合し、大学等からの申請人数が機構システムの対象人数を超えていないことを確認する。

※ 授業料等減免か給付型奨学金の一方のみの受給者がいるときは、これらの違いが発生する。

◆機構が支弁者に提供するデータ項目のイメージ

年月	学校コード	学校名	学部名	支援区分	給付奨学生数	うち新規登録者分(当年度入学)
202006		東西大学	医学部(医学科以外)	2/3	1	1
202006		東西大学	医学部	3/3	2	2
202006		東西大学	経済学部	2/3	1	1
202006		東西大学	経済学部	3/3	2	2
202006		東西大学	薬学部	3/3	2	2
202006		東西大学	文学部	3/3	3	3
202006		東西大学	文学部	2/3	1	1
202006		東西大学	文学部	1/3	2	2
202006		東西大学	理工学部	2/3	1	1
202006		東西大学	理工学部	1/3	1	1
202006		東西大学	法学部	3/3	2	2
202006		東西大学	法学部	1/3	3	3
202007		東西大学	医学部(医学科以外)	2/3	1	1
202007		東西大学	医学部	3/3	2	2
202007		東西大学	経済学部	2/3	1	1
202007		東西大学	経済学部	3/3	2	2
202007		東西大学	薬学部	3/3	1	1
202007		東西大学	文学部	1/3	1	1
202007		東西大学	理工学部	2/3	1	1
202007		東西大学	理工学部	1/3	1	1
202007		東西大学	法学部	3/3	1	1
202007		東西大学	法学部	1/3	3	3
202008		東西大学	医学部(医学科以外)	2/3	1	1

202009		東西大学	法学部	3/3	1	1
202009		東西大学	法学部	1/3	1	1
202009		東西大学	法学部	1/3	3	3
202010		東西大学	医学部(医学科以外)	2/3	1	1
202010		東西大学	医学部	3/3	2	2
202010		東西大学	経済学部	2/3	1	1
202010		東西大学	経済学部	3/3	2	2
202010		東西大学	薬学部	3/3	1	1
202010		東西大学	文学部	3/3	2	2
202010		東西大学	文学部	2/3	1	1
202010		東西大学	理工学部	2/3	2	2
202010		東西大学	理工学部	1/3	3	3
202010		東西大学	法学部	3/3	1	1
202010		東西大学	法学部	2/3	2	2
202010		東西大学	法学部	1/3	2	2
202011		東西大学	医学部(医学科以外)	2/3	1	1

2020年6月分

2020年7月分

2020年8~9月分

2020年10月分

②変更交付申請の確認方法

支弁者は、「変更交付申請内訳(学部・学科単位)」(B様式2-2)を確認すること。

入学金減免については、大学等から申請があった「6~10月新規登録学生数」(下図の赤枠内)が、①の上図の機構システムから提供される「うち新規登録者数(当年度入学)」の人数の合計と照合する。

授業料減免については、大学等から申請があった「減免学生数【変更後人数】」(下図の赤枠内)が、①の上図の機構システムから提供される10月の「減免給付奨学生数」の人数の合計と照合する。

入学金減免、授業料減免のいずれについても、大学等から申請される減免学生数が機構システムの減免給付奨学生数の合計を上回らないことを確認すること。

上回っている場合は、B様式2-2のバックデータとなる「申請学科一覧」(B様式2-4)

や「交付申請内訳（授業料・入学金別）」（B様式2-3）の備考欄等により、上回る理由を確認するとともに、その理由が判明しない場合は、申請大学等に連絡し、交付申請書等の再提出等を求めること。

◆「変更交付申請内訳（学部・学科単位）」画面イメージ（私立大学の例）（B様式2-2）

令和2年度授業料等減免事業 変更交付申請書内訳(学部・学科での計)

学校コード		学校名	東西大学								
		学校法人名	東西学園								
変更交付申請額総額			9,024,500円								
差額（追加請求額）			△652,500円は実績報告時に調整 △は過交付額（過交付分は実績報告時に調整します）								
＜授業料減免・入学金減免（年間見込み）＞											
学部 (学科)	所得区分	授業料減免申請（年間見込み）			入学金減免申請（4-10月登録分）			差額 (差額+追加) (C+E)			
		減免学生数 【当初人数】	年間減免見込額 【既交付額】 (A)	減免申請（年間見込み） 減免学生数 【変更後人数】	年間減免見込額 【変更後額】 (B)	差額 (△過交付額) (C=B-A)	減免学生数 (4-5月登録分)		年間減免見込額 (4-5月登録分) (D)	6-10月新規 登録学生数	6-10月新規 追加減免額 (E)
計	3/3免除	11人	6,980,000円	8人	5,536,700円	△ 1,443,300円	9人	2,060,000円	0人	0円	△ 1,443,300円
	2/3免除	4人	1,800,100円	7人	2,544,600円	744,500円	3人	513,500円	0人	0円	744,500円
	1/3免除	6人	896,900円	5人	856,500円	△ 40,400円	4人	160,100円	1人	86,700円	46,300円
	計	21人	9,677,000円	20人	8,937,800円	△ 739,200円	16人	2,733,600円	1人	86,700円	△ 652,500円
医学部	3/3免除	2人	1,400,000円	2人	1,400,000円	0円	1人	260,000円	0人	0円	0円
	2/3免除	1人	466,700円	1人	466,700円	0円	1人	173,400円	0人	0円	0円
	1/3免除	0人	0円	0人	0円	0円	0人	0円	0人	0円	0円
経済学部	3/3免除	2人	1,400,000円	2人	1,400,000円	0円	2人	500,000円	0人	0円	0円
	2/3免除	1人	466,700円	1人	466,700円	0円	0人	0円	0人	0円	0円
	1/3免除	0人	0円	0人	0円	0円	0人	0円	0人	0円	0円
薬学部	3/3免除	2人	1,400,000円	1人	816,700円	△ 583,300円	2人	520,000円	0人	0円	△ 583,300円
	2/3免除	0人	0円	0人	0円	0円	0人	0円	0人	0円	0円
	1/3免除	0人	0円	0人	0円	0円	0人	0円	0人	0円	0円
文学部	3/3免除	3人	1,950,000円	2人	1,187,500円	△ 762,500円	2人	500,000円	0人	0円	△ 762,500円
	2/3免除	1人	400,000円	1人	366,700円	△ 33,300円	1人	166,700円	0人	0円	△ 33,300円
	1/3免除	2人	320,000円	0人	143,400円	△ 176,600円	1人	46,700円	0人	0円	△ 176,600円
理工学部	3/3免除	0人	0円	0人	0円	0円	0人	0円	0人	0円	0円
	2/3免除	1人	466,700円	2人	700,000円	233,300円	1人	173,400円	0人	0円	233,300円
	1/3免除	1人	233,400円	3人	486,300円	252,900円	1人	86,700円	1人	86,700円	339,600円
法学部	3/3免除	2人	830,000円	1人	732,500円	△ 97,500円	2人	280,000円	0人	0円	△ 97,500円
	2/3免除	0人	0円	2人	544,500円	544,500円	0人	0円	0人	0円	544,500円
	1/3免除	3人	343,500円	2人	226,800円	△ 116,700円	2人	26,700円	0人	0円	△ 116,700円

（留意点）

ア 支弁者は、機構の定める方法により機構から提供されるデータを受け取り、交付申請があった減免額の根拠となる減免学生数に過大な計上がないかを確認すること。

（機構からの情報提供の方法については、引き続き検討中）機構から配布されるID、パスワードを用いて、機構のウェブサイト（http://...）から奨学金業務システムにアクセスし、照合用データをダウンロードする。

※システムへのアクセス方法等の詳細については調整中

DLしたデータの画面サンプル（10月データ確認用）※追って挿入

イ 授業料減免について、変更交付の申請や決定にあたって、後期の減免見込み数の確認は機構の10月データに基づき行うこと。支弁者は大学等が行う変更交付申請と同じ基準月のデータにより確認作業を行う必要があることから、10月以外のデータでは確認しないこと。（前掲「機構が支弁者に提供するデータ項目のイメージ」の図の青色2重枠内の数字）

ウ 入学金減免については、当該年度入学者でかつ機構システム新規登録者という条件を満たす者を集計したデータ一覧から、△6月～から10月に該当する人数のみに新規登録した者の合計を確認すること。（前掲「機構が支弁者に提供するデータ項目のイメージ」の

図の緑色点線枠内の数字)、大学等からの申請人数が上回っていないことを確認すること。
エ 給付型奨学金の認定を受けずに、授業料等減免のみを受ける学生等は、機構システムに登録されず大学等からの交付申請書にのみ人数がカウントされるため、大学等から申請される減免学生数が機構システムの対象人数を上回ってしまう。

この場合、申請大学等は申請書の「申請学科一覧」(B様式2-4)及び「交付申請内訳(授業料・入学金別)」(B様式2-3)の備考欄に「JASSO給付外」として、機構の給付型奨学金を受けない旨をその旨を記載することとしているため、支弁者はその確認を行い、う。申請書類に明確な記載がないなど機構システムの対象人数を上回る理由が判明しない場合や不明な点があった場合には、支弁者は必ず大学等に問合せ、確認をとること。

オ 前期の減免実績と後期の減免見込額を合算した年間の減免所要見込額が、既に交付した減免額を超える場合、大学等が支弁者に変更交付申請を行うが、その際に前期の減免実績を支弁者が詳細に確認するかどうかについては支弁者の判断によるものとする。年度が終了後に支弁者が年間の減免実績の報告を受け、額を確定するなかで確認を行うことでも差し支えないこととする。

(3) 変更交付決定

支弁者は申請内容の確認を行ったあと、変更交付を決定し、その旨を大学等に対して通知すること。(12月下旬頃の予定) (B様式8「変更交付決定通知書」)

なお、私立の大学等が行う私学事業団への変更交付申請については、事業団から費用負担者である国に対して変更交付申請(「授業料等減免費交付金変更交付申請書」(B様式4-1)及び「事業計画書」(B様式4-2))が行われ、その後、国からの決定を受けて私学事業団が私立の大学等に変更交付決定を行う。

私立専門学校が行う都道府県への交付についても、変更交付が必要であれば、国が負担する減免費用の2分の1の部分については同様の手続きを行うものとする。

(4) 交付金の支払

変更交付決定のあと、支弁者は大学等からの減免費用の請求に基づき、速やかに支払手続きを行うこと。

第3節 減免費用の実績報告、額の確定に関する事務

大学等は、第1章第5節—「減免費用の実績報告、額の確定に関する事務」に基づき、支弁者へ実績報告及び額の確定を行うが、支弁者へ実績報告書を受領し、額の確定を行うまでに実施すべき事務手続きは次のとおり。

(1) 実績報告書の受理

減免費用の実績報告にあたり、各大学等は交付申請と同じ支弁者に対して実績報告書を提出する。

大学等からは、第1章第5節(1)のとおり、文書と電子メールにより資料が提出されるため、支弁者は不足資料や記入漏れ等がないか確認する。

<参考：「第1章第5節(1)2)提出書類」>

<大学等が作成する資料>

- | | |
|-------------------|-----------|
| ①実績報告書 ※公印押印済みのも | (B様式10-1) |
| ②実績報告内訳(学部・学科単位) | (B様式10-2) |
| ③実績報告内訳(授業料・入学金別) | (B様式10-3) |
| ④申請学科一覧 | (B様式10-4) |

[提出方法]

①②は文書により提出。③④は電子媒体により提出。

実績報告にあたっては、①「実績報告書」及び②「実績報告内訳(学部・学科単位)」を文書にて支弁者へ提出すること。

各様式は1つのエクセルファイルにまとめられており、④「申請学科一覧」を作成すれば、③「実績報告内訳(授業料・入学金別)」及び②「実績報告内訳(学部・学科単位)」が自動入力される。大学等が入力すべき資料は④「申請学科一覧」のみとなる。

なお、文書により①②を提出するほか、減免費用の支弁者や交付者が定める方法にて電子媒体により③④のファイルを支弁者へ提出すること。

<参考>私立専門学校から都道府県に対する実績報告

私立専門学校における減免費用の申請・交付の方法やスケジュールは、公立の大学等と同様、所轄庁である都道府県の定めるところによるが、国が負担する減免経費の2分の1については、減免の実績を都道府県を通じて国に報告することが必要となる。

(2) 実績報告書の確認

①機構システムとの照合

大学等から報告のあった支援対象者の人数月と、機構システムにおける対象者の人数月を照合し、大学等からの報告人数月が機構システムのそれを超えていないことを確認する。

※ 今後、年度終了後に支弁者が大学等から提出された実績報告を確認する際に用いることができるデータが、機構から各支弁者に提供される予定。

◆機構が支弁者に提供するデータ項目のイメージ

—————◀図を挿入予定▶—————

②交付申請の確認方法

支弁者は、「実績報告書内訳（学部・学科単位）」（B様式10-2）を確認すること。

授業料減免については、大学等から報告があった「減免人月」（下図の赤枠内）と機構システムから提供されるデータを照合し、入学金減免については、大学等から報告があった「減免学生数」（下図の赤枠内）と、機構システムから提供されるデータを照合することとし、それぞれについて、大学等から報告される値が機構システムのデータを上回らないことを確認する。

上回っている場合は、B様式10-2のバックデータとなる「申請学科一覧」（B様式10-4）や「実績報告内訳（授業料・入学金別）」（B様式10-3）の備考欄等により、上回る理由を確認するとともに、その理由が判明しない場合は、大学等に連絡し、実績報告書の再提出等を求めること。

—(P)—具体的な確認方法は調整中

◆「実績報告書内訳（学部・学科単位）」画面イメージ（私立大学の例）（B様式10-2）

学校コード		学校名		私立大学										
学校法人名		業務年度												
減免の人数 25人				減免額 11,318,400円										
【確定】平均額（減免額） 452,736円				<small>※平均額（減免額） 平均額 = (減免総額) ÷ (減免人数)</small>										
<授業料減免・入学費減免（年間見込み）>														
学部 (学科)	学年区分	授業料減免申請（年間実績）						入学費減免申請（年間実績）			平均額 (△不足額) (円+△)			
		減免申請数	減免人数	減免額	減免申請数	減免人数	減免額	減免申請数	減免人数	減免額				
計	1/2学期	11人	12人	2,836,700円	9人	49人	1,158,400円	2,381,100円	2,228,200円	△ 152,900円	0円	0円	0円	0円
	2/2学期	5人	20人	944,700円	7人	42人	1,229,000円	2,344,100円	2,344,100円	0円	0円	0円	0円	
	1/2年度	7人	26人	4,614,000円	5人	33人	425,120円	886,100円	886,100円	0円	0円	0円	0円	
	計	23人	110人	8,235,400円	21人	124人	8,112,500円	5,611,300円	5,516,400円	△ 94,900円	11人	1,833,000円	1,833,000円	0円
医学部	1/2学期	2人	12人	780,000円	2人	12人	300,000円	1,430,000円	1,430,000円	0円	0円	0円	0円	
	2/2学期	1人	6人	233,400円	1人	6人	233,000円	486,300円	486,300円	0円	0円	0円	0円	
	1/2年度	3人	18人	1,013,400円	3人	18人	533,000円	1,916,300円	1,916,300円	0円	0円	0円	0円	
経済学部	1/2学期	2人	17人	780,000円	2人	13人	383,400円	1,721,400円	1,400,000円	321,400円	0円	0円	0円	
	2/2学期	1人	6人	233,400円	1人	6人	233,000円	486,300円	486,300円	0円	0円	0円	0円	
	1/2年度	3人	23人	1,013,400円	3人	19人	616,400円	2,207,700円	1,886,300円	321,400円	0円	0円	0円	
法学部	1/2学期	0人	0人	0円	0人	0人	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
	2/2学期	0人	0人	0円	0人	0人	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
	1/2年度	0人	0人	0円	0人	0人	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
文学部	1/2学期	3人	11人	1,013,400円	3人	15人	711,000円	1,262,100円	1,197,200円	△ 64,900円	1人	350,000円	350,000円	0円
	2/2学期	1人	5人	386,700円	1人	5人	200,000円	386,700円	386,700円	0円	1人	165,000円	165,000円	0円
	1/2年度	7人	11人	1,400,100円	4人	20人	911,000円	1,648,800円	1,583,900円	△ 64,900円	2人	515,000円	515,000円	0円
理工学部	1/2学期	0人	0人	0円	0人	0人	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
	2/2学期	1人	6人	233,400円	2人	11人	486,000円	186,000円	300,000円	86,000円	1人	173,400円	173,400円	0円
	1/2年度	2人	6人	466,800円	2人	17人	682,000円	272,000円	486,000円	206,000円	2人	346,800円	346,800円	0円
法学部	1/2学期	2人	8人	382,000円	1人	6人	300,000円	132,000円	132,000円	0円	0人	0円	0円	0円
	2/2学期	1人	5人	445,000円	2人	11人	445,000円	141,000円	141,000円	0円	0人	0円	0円	0円
	1/2年度	3人	13人	827,000円	3人	17人	745,000円	273,000円	273,000円	0円	0人	0円	0円	0円

(3) 額の確定に関すること

支弁者は減免費用の実績報告書を受領後、内容を確認し、当該年度のたあと交付金(負担金)の実績額を確定し、大学等に確定額を通知する。(B様式12、B様式13)

その際、交付金(負担金)の不用額・不足額についても併せて通知し、速やかに額を精算するものとする。